

地研年報

第7号

論 説

- 三重県における女子学生の健康と栄養状態について 秋永 紀子 (1)
- 経営主から見た津市大門立町商店街活性化方策
—地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究— 岩田 俊二・中井加代子 (13)
- 構内請負業と雇用問題 尾崎 正利 (51)
- 高齢者福祉をめぐる政策動向に関する整理
—介護予防事業等を中心に— 丹羽 啓子 (69)
- 乳幼児を持つ親の「仕事と子育ての両立」をめぐる現状と課題
—三重県北勢・南志地区のデータ分析を通じて— 冬木 春子 (79)

研究ノート

- 近代伊賀地域におけるマビキ慣行について 茂木 陽一・藤川 真衣 (97)

調 査

- 津市民の男女平等意識に関する調査 (II) 東福寺 一郎 (119)

2002年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

三重県における女子学生の健康と栄養状態について

秋永 紀子

はじめに

2010年を目指した健康づくり運動として、健康日本21(21世紀における国民の健康運動)¹⁾が平成12年度より開始された。この基本理念は、「すべて国民が健康で、明るく元気に生活できる社会の実現のため、壮年死亡と、健康に関連する生活の質の低下を軽減することを目指し、一人一人が自己の選択に基づいて健康を実現させること、そして、この一人一人の取り組みを、健康に関する機能を持った社会の様々な主体が、それぞれの特徴ある機能を生かして支援する環境づくり、全体の健康づくりが総合的に推進されること」である。生命の延長だけでなく、生命の質(QOL)を重視すること、生涯にわたる健康づくりの視点を取り入れることなど目標を具体化し、さらに環境作り等を重視することを特徴としている。

中でも、重要な課題に食生活・栄養や生活習慣として、身体活動と運動、たばこ、アルコール、休養やこころの健康、糖尿病などの生活習慣病の一次予防を主としたものである。

女子学生の健康や栄養状態については、栄養摂取量が所要量より低く²⁾、減量しているものに体脂肪率が高い³⁾と報告されている。また、ライフスタイルの乱れは排便の習慣とも関連し、便秘率は、小学生から高校生および成人に至るまで、女性の方が、男性に比べて高い⁴⁾と報告されている。三重県の女子学生についても、エネルギー摂取量や身体活動量が低いことやライフスタイルの乱れから排便の習慣に影響していることが予想される。そこで、ライフスタイルおよび栄養摂取状況を調査し、身体および栄養アセスメントを実施して、健康的なボディイメージが形成されること。自らが、ライフスタイルの乱れなどの問題点を解決して、適正な食事摂取基準作りへ到達することが重要な視点といえる。本稿では、三重県の女子学生のヘルスプロモーションのためのプロローグとして現状の調査内容をもとに検討したので報告する。

方法

対象は三重県の女子短大生（年齢18.5±1.2歳、160名）で、自宅生(97名)と下宿生(63名)である。ライフスタイルの10項目および食品頻度調査法のアンケートを自記式で記述した後、栄養・食品摂取量は、栄養ソフトで分析した。なお、全体的に便秘の割合が高く、健康状態と関連が深いと考えられたので、夏休みに同一条件となるように、160名中49名に対して自宅で排便の状況と健康状態との関わりについて調査を行った。身体状況は、In Body3.0を使用し111名の身体組成を測定した。結果の分析は、Excelを使用した。

結果および考察

三重県の女子短大生の身体状況は、表1に示すように、身長、体重、BMIは、体位基準値⁵⁾

に近かった。なお、BMI 18.5 未満が 14%、18.5 以上 23 未満が 71%で、23 以上は 15%であり、そのうち 25 以上は全体の 4%であった。痩せや肥満傾向を含んでいた。表 2 は、対象の栄養摂取量について示している。エネルギー、糖質、食物繊維、鉄、カルシウム、カリウムの摂取量が所要量⁵⁾に比べて低く、これまでの報告と同様の傾向²⁾であった。表 3 は、食品交換表の摂取単位を示している。糖尿病の食品交換表では、個々人に対応したエネルギーや栄養素が摂取できる仕組みになっていて、栄養計算が簡便で理解しやすいことや生活習慣病の予防にも有効であることから使用した。食品の摂取では、魚に代わって肉の摂取単位が高くなっている、主食の米、野菜の摂取単位が低かった。油脂、菓子およびアルコールの摂取単位は高かった。

表 1 対象の身体状況

n=111	age	Weight(kg)	Height(cm)	BMI	BF(%)	BF(kg)	LBM(kg)
平均値	18.9	52.2	158.4	20.8	26.0	13.7	38.5
標準偏差	1.0	4.8	4.2	1.6	4.3	3.0	3.0
				BMI	BF(%)	BF(kg)	LBM(kg)
				体格指数	体脂肪率	体脂肪量	除脂肪体重
Muscle(kg)	Prot(kg)	Bone(kg)	BW(l)	AC(cm)	AMC(cm)	AMA(cm ²)	
36.3	11.4	2.3	26.6	25.8	19.5	30.3	
2.9	13.9	0.1	2.1	1.3	0.9	2.6	
Muscle(kg)	Prot(kg)	Bone(kg)	BW(l)	AC(cm)	AMC(cm)	AMA(cm ²)	
筋肉	蛋白質	骨	体水分量	上腕囲	上腕筋囲	上腕筋面積	
BD	WHR	Hip C(cm)					
1.05	0.8	90.1					
0.01	0.0	2.9					
BD	WHR	Hip C(cm)					
体密度	ウエストヒップ [°] 囲	ヒップ囲					

摂取エネルギー比率では、蛋白エネルギー比率は 16±3% であった。脂質エネルギー比率は 33±6% であり、基準の 20~25% より高かった。糖質エネルギー比率は、50±8% と低かった。20 年前の変化より、50 年前の変化の方が大きくなっている。

他府県から三重県へきた下宿生と自宅生の食習慣はそれほど変わらないと思われる。中には、伝統的な食習慣が健在である学生もいるが、核家族化と食の画一化や孤食化が進み全体に占める割合は低いと思われる。

1976 年から 1995 年の変化を国民栄養調査成績⁶⁾から三重県の栄養素の寄与率の変化でみると

と、主食のエネルギー源である米が 17% 減少し、パン、植物油、菓子、アルコールの摂取量が増加している。糖質では、米は 19% も低くなり、他の食品(パン、菓子、麺、嗜好飲料などの加工食品など)が増加しているが、米の消費量の減少が影響していると思われる。

表 2 対象の栄養摂取量

n=160	Age	Height(cm)	Weight(kg)	BMI	kcal	P(g)	F(g)		
平均値	18.5	157.7	51.1	20.5	1470	57.4	53.8		
標準偏差	1.2	5.1	5.9	1.9	428	18.4	21.1		
		kcal	P(g)	F(g)	C(g)	DF(g)	Fe(mg)		
		I補ギ-	蛋白質	脂質	糖質	食物繊維	鉄		
C(g)	DF(g)	Fe(mg)	Ca(mg)	NaCl(g)	Na(mg)	K(mg)	Na/K 比	AP(%)	AF(%)
179.2	11.2	8.6	548	10.3	4046	1944	2.2	54.1	48.3
55.8	4.5	3.2	224	4.1	1595	723	0.7	11.0	11.6
Ca(mg)	NaCl(g)	Na(mg)	K(mg)	Na/K 比	AP(%)			AF(%)	
カルシウム	食塩	ナトリウム	カリウム	ナトリウム・カリウム比	動物性蛋白質比			動物性脂質比	

表 3 対象の食品交換表による摂取単位

n=160	表 1	表 2	表 3	魚	肉	卵	大豆	表 4
平均値	5.9	0.5	4.5	0.8	1.8	0.8	1.1	1.6
標準偏差	2.6	0.4	2.0	0.6	1.4	0.4	0.8	1.1

表 5	表 6	付録	菓子	アルコール	Total	P (%)	F (%)	C (%)
2.3	0.5	0.9	1.8	0.1	18.6	16	33	50
1.4	0.3	0.5	1.3	0.3	5.6	3	6	8
P (%)			F (%)			C (%)		
蛋白I補ギ-比率			脂質I補ギ-比率			糖質I補ギ-比率		

蛋白質では、魚や米が減少し、パン、牛肉、豚肉、牛乳、鶏肉、加工食品などに代わってきている。脂質では、米、生魚が減少し、牛乳、マーガリン、菓子などが増加して寄与率に影響している。カルシウムは、米や柑橘類が減少し、牛乳、その他の乳飲料、魚介乾物類、嗜好飲料からの寄与率が高くなっている。鉄については、魚介類、海藻類、米、味噌が減少して、牛肉、パンなどに代わり、マグロやかつおの寄与率は減少している。ビタミン B₁ やビタミン B₂ は、いずれも米からの寄与率は減少している。さらにビタミン B₁ は、豚肉、ビタミン B₂ は、まぐろ類などが減少し、牛乳、その他の乳製品、卵、醤油などが寄与率の増加に関与している。ビタミン A では、卵、柑橘類、ほうれん草、生魚が減少し、人参、マーガリン、海藻類などが

増加している。ビタミンCについては、柑橘類、ほうれん草、大根、白菜が減少し、その他の野菜、じやがいも、ピーマンなどが増加している。塩分の摂取量に加工食品が大きく寄与してきていることも見過ごせない。

全体としてみると、20年間の三重県での食べ物の変化は、全国的な変化とそれほど変わらないように思われる。10年前の伊勢湾上の離島答志島の調査⁷⁾によると、魚介類の摂取量が多いが、野菜、豆類、肉類、乳類摂取量が低く、伝統的食生活のタイプは9.5%となって徐々に減少してきている。最近では、魚介類の摂取量は、減少の傾向にあり、獣鳥肉類、乳製品の摂取に依存するようになってきている。

エネルギー摂取量が下がり、米からの栄養素の摂取量が確保されていた時から比べると、米以外の食品から摂取するようになり、精製加工された食品の摂取に伴って、微量栄養素の摂取量が減少している。

三重県の健康指標向上の報告書(2000)⁸⁾によると、若い世代のカルシウムや鉄の摂取量が低く、脂質の摂取量は27.1%であるが、全国平均に比べて低い傾向であるといわれているが、それでも25%以下に抑えることを目標としている。全国平均に比べて、乳類や豆類の摂取量が低いといわれている。

食環境に関して、農業は、全国的に有機農業から化学肥料と農薬使用へと変化して、栄養を充足するための食物摂取となる食素材が、環境ホルモンなどの化学薬品の汚染にさらされている。畜産では、飼料の汚染、牛乳のO157による汚染や狂牛病などの輸入食肉の汚染問題など食をめぐる環境が不十分である。大量生産消費と共に精製加工された食品に依存した生活を余儀なくされ、しかも、安全性からは、きわめて遠い生活を強いられているのが現状といえる。

次世代の子どもから高齢者まで安心して健康が享受できるような食環境が求められている。栄養や食生活に対する意識や健康志向が高まり、関連情報も多くなつたのに、栄養価の高い、おいしく安全な食品を正しく選択できる力が育っていない。日々の食行動に反映されないのは、的を得た情報が提供されていないからである。栄養教育や食教育は、健康で人間らしい食生活を営む力を育むために支援することであるが、十分機能していないことになる。食生活は、プライベートな日々の食生活体験に基づいて、継続して培われていくものであるので、それらが育つ環境が充足されていなければ健康も享受できにくいといえる。

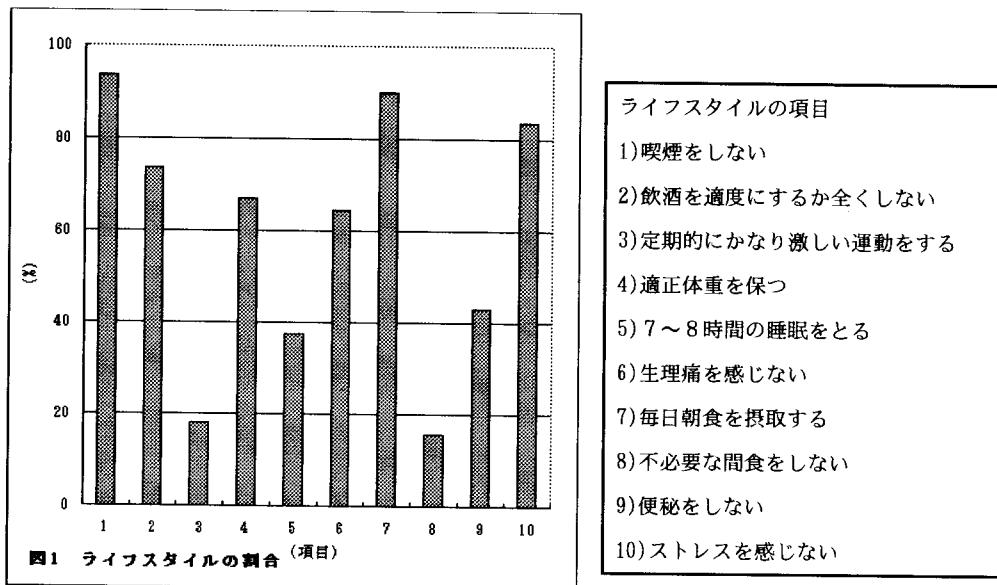
ライフスタイルと健康状態・身体状況

図1には、対象のライフスタイルを守っている割合を各項目別に示している。

- ① 三重県の女子学生(160名)の喫煙率は、6.2%であった。20歳代、30歳代の若い女性の喫煙率が近年増加している。青少年では、中学・高校生を対象にした喫煙実態調査(1996年12月～'97年1月末)によると、高校3年男子生徒約37%、女子生徒16%のうち、毎日喫煙者は同男子の25%、同女子の7%に達している。妊婦の喫煙の場合、低出生体重児、早産、妊娠中毒症などの危険性が高くなり、出生後乳幼児突然死症候群や呼吸器疾患などのリスクが高くなっている。

る。女子学生が毎日喫煙をするとすれば、今後健康や胎児への影響が問題とされる。

たばこ煙には、発癌物質や発癌促進物質などの有害物質が含まれているので、若年者の喫煙や受動喫煙など喫煙規制が進められ国民の関心が高まってきている。



② 女子学生の飲酒率は 26.3% であった。近年においては、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒、キッチンドリンカー、高齢者の飲酒問題などが、新たな課題となっていて、近い将来の妊娠時に胎児への影響が懸念される。アルコールについては、その消費量は、急激な経済成長により国民所得の増加やライフスタイルの変化等で、急激な増加を示している。従来飲酒機会の少なかった女性等への飲酒習慣の普及に伴って増加傾向を示している。体力づくり事業団(平成 8 年度)の調査結果では、酒を飲んでいる人は、57.8% であり、このうち、「毎日」が 20.2%、「4~6 日」が 8.9% であり、飲酒習慣のある人は、3 割となっている。

アルコールの消費量の増加に伴いアルコール精神病やアルコール依存症が増加の傾向である。健康日本 21 では、「節度ある適度な飲酒として、1 日当たり平均純アルコールで約 20g 程度(ビール中びん 1 本、清酒 1 合に相当)である旨の知識を普及すること」を目標の一つとしている。

③ 女子学生の運動習慣のある割合は、18% と低かった。他の県での女子短大生でも 12% 程度で低い割合となっている。この割合は、運動クラブに所属している鍛錬者が中心となっている。つまり、運動クラブに所属していないと身体活動をする機会はないようである。

適切な運動・身体活動は、生活習慣病の予防やストレスの解消に有効である。特に、日常生活における身体活動に伴う歩行などの軽い活動の積み重ねが健康維持にとって大きな役割を果たすことが認識されてきて、健康日本 21 では、「1 日当たりの平均歩数の増加」や、運動習慣者の増加を目標としている。

④ 女子学生の適正体重を保つ割合が 66.9% で、体重の変動する割合が 33.1% と高かった。ダイ

エットをしている可能性が高いと思われ、対象者 160 名のうちの 52 名にアンケート調査した結果、ダイエット経験者は、60%以上であった。過剰栄養もさることながら、若い女性のやせ志向が問題となっている。そのうち、きわめて、重篤な状況に直面したケースもあった。特に摂食障害などのサポートには治癒するまでに時間を要するため、正しいボディーイメージが形成できるように健康教育が必要であると思われる。短大生になるとそういった重篤な状況は、なくなっている。

- ⑤ 女子学生の睡眠時間は、充足されている割合は、37.5%と低かった。睡眠不足の割合が高く、ライフスタイルが乱れている可能性が考えられる。
- ⑥ 女子学生の生理痛を感じる割合は、35.6%であった。日頃の運動不足や栄養バランスが悪いので、鉄分の不足が影響していると思われる。
- ⑦ 女子学生の朝食の欠食は、10%であった。ライフスタイルの乱れから、調査時点より割合が増加する可能性もあり、栄養バランスが悪いと便秘に影響する割合が高かったことや、朝食以外の欠食もあり指導が必要であると思われる。
- ⑧ 女子学生の間食の習慣の割合は、84.4%と高かった。間食と食事の垣根がなくなっている。米の摂取量が減少して、脂質に依存した菓子の摂取量が増加して、栄養バランスが悪く、体調不良となっている。
- ⑨ 女子学生の便秘の割合は、56.9%であった。過半数が排便に支障をきたしていた。
- ⑩ 女子学生のストレスを感じない割合は、83.8%であった。便秘との関わりのあるケースが見られた。

排便習慣と健康との関連の調査結果から

ライフスタイルや食習慣が変化てきて、日本型食生活の衰退と共に疾病構造が変わって、大腸癌などの疾患も増加している。この疾患と食物繊維の摂取量と相関が高いといわれている。三重県の女子学生の食物繊維の摂取量($11.2 \pm 4.5\text{g}$)は、野菜の摂取量が低いこともあって、1 日の所要量より低かった。女子学生 160 名のうち 49 名の便秘の割合は、61.2%であった。女子に便秘の割合が高い報告⁴⁾と同様の傾向であった。なるべく自宅生と同一環境条件となるように夏休みの帰省期間を利用して 10 日間の排便と健康状態との関連の調査をした。その結果、回収率は 81.6%であった。便秘の割合は、46.3%であった。そのうち、排便の頻度は、2 から 3 日に 1 回が 60%で、4 から 5 日に 1 回が 25%であり、1 週間に 1 回が 15%であった。便秘が継続すると腸管に発癌物質などが形成され大腸癌になる可能性も考えられるので、なるべく、小児期から排便の習慣化が必要と思われる。調査対象者からも同様の意見があった。

図 2 は、便秘解消の要因を示している。その割合の高いものから見てみると、十分な睡眠時間、野菜の摂取量を増やして食物繊維の摂取量を増やす、栄養のバランスをとる、適度な運動、水分摂取、摂取量を増やす、ヨーグルトや牛乳を飲む、規則正しい生活をする、1 日に 3 食規則正しく食べるなどであった。

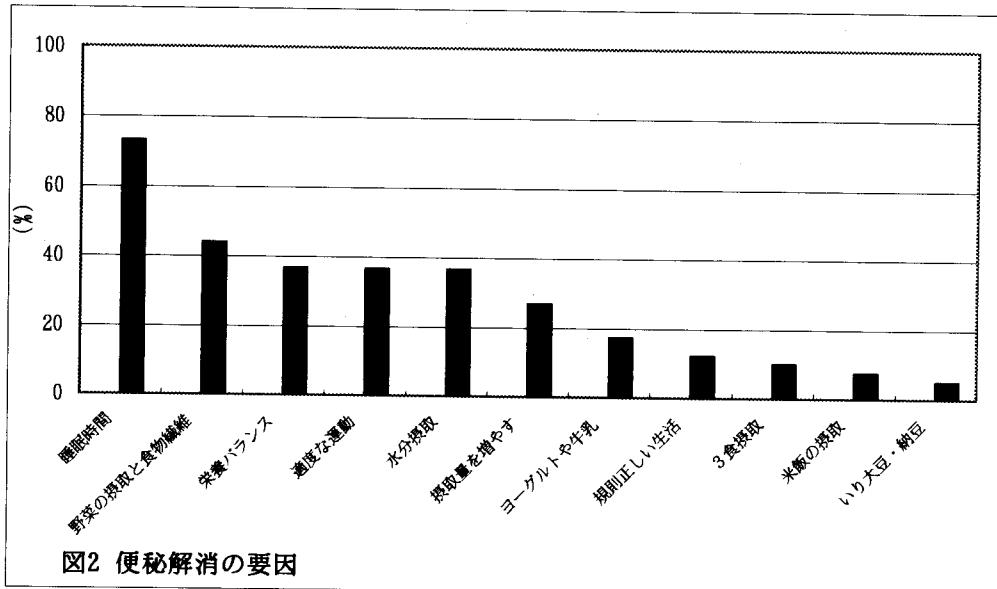


図2 便秘解消の要因

図3は、便秘をする理由についての割合を示している。栄養バランスが悪い。この理由は、外食、ファーストフード、カップ麺、菓子を食事代わりに食べている理由があった。また、ダイエット甘味料の過食などがあった。

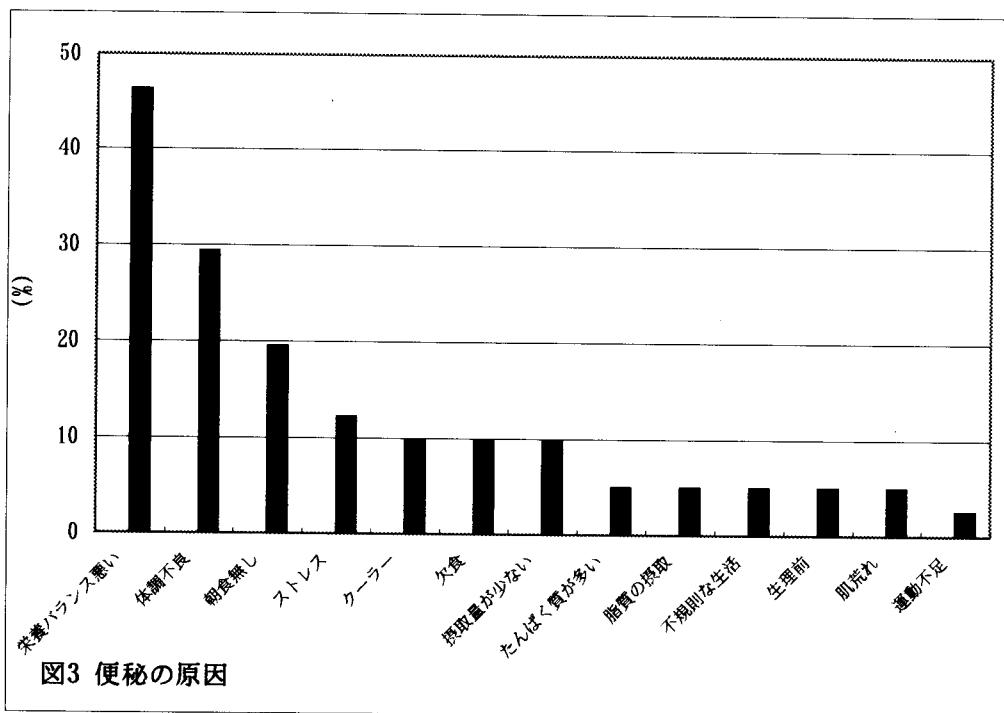
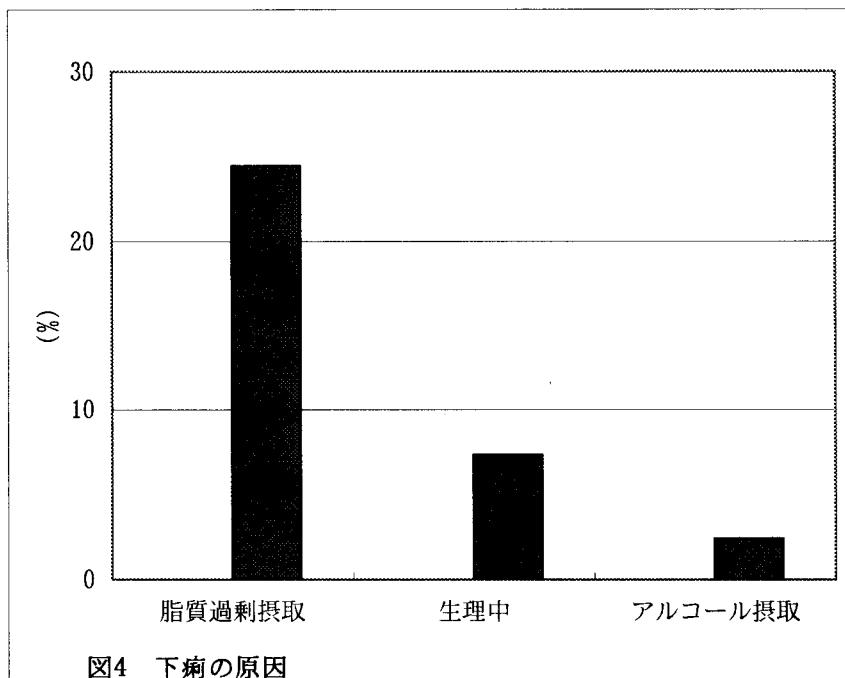


図3 便秘の原因

間食を摂取する習慣は、84.4%と高く、米の摂取量が減少して、菓子の摂取量が増加して間食と食事の垣根がなくなってきて栄養バランスにも影響している。体調不良、欠食があり、朝食の欠食率は、10%であった。今後、調査時点よりその割合は増加して、便秘にも影響する可能性があり、欠食に対する指導が必要とされる。

三重県の健康指標向上についての報告書⁸⁾によると、朝食欠食者は、男女とも5%である。外食や欠食をする人は、脂質エネルギー比率が高く、カルシウム、鉄、ビタミンAなどの栄養素が欠乏している。野菜の摂取量も不足していると報告されている。他に、ストレスとの関連やクーラーにより体が冷えたため、朝食以外の欠食、欧米型食生活により食事中の水分含量の不足が摂取量として体積を少なくしている理由があった。次いで、蛋白質や脂質の摂取量が多い、不規則な生活、生理前、便秘すると肌が荒れる、運動不足などの理由があった。

図4には、下痢の原因を示している。脂質の過剰摂取、生理中のとき、アルコール摂取したときなどであった。



便秘は、食事性要因、習慣性要因、心因性要因、機能性要因、環境要因と大きく関わっていた。下痢は体調不良からくるものであり、脂質の過剰摂取、生理による女性ホルモン、飲酒の習慣などが対象の調査結果では、影響を及ぼしている可能性があった。

ファーストフードの摂取と便秘と関連があったのは、栄養バランスが悪いということでもある。ファーストフードの消費量とアメリカの肥満率が問題⁹⁾とされ、アメリカは先進国で最も肥満率が高く、世界中に蔓延しつつある。日本では、1971年にマクドナルドの上陸が、米、魚、大豆製品、野菜などを主とした伝統的な日本型食生活を根こそぎ破壊し、その後、食習慣が大

きく変わってきた。欧米型食生活と生活習慣病などの疾病が増加し、現在に至っている。

ライフスタイルや食生活の変化が健康状態に大きく関連しているということになる。先述したファーストフードと肥満との関係であるが、日本とアメリカでは、脂質の摂取量が違い、肉食民族と比べると、農耕民族である日本は約2分の1の60gで糖尿病が急増している。

つまり、清野ら¹⁰⁾によると、昭和30年代まで、口にしなかった砂糖や脂質の摂取で血糖値が上がり、欧米化してきた食生活を、体がその変化に対応できないために、体全体に脂肪が沈着する西洋人に比べて、東洋人はお腹の周り、特に内臓に沈着しやすく、糖尿病、心臓病、肝臓病などを引き起こしやすいともいわれている。もちろん、運動不足も大きな要因である。

身体状況・栄養アセスメントについて

豊かなボディイメージや健康観が形成されるために、身体・栄養状態のアセスメントを行った。対象とした女子学生160名のうちの111名のIn Body3.0による測定結果を、表1に示している。日本人の新身体計測基準値¹¹⁾と比較すると、上腕囲(AC)は、三重県の女子短大生の方が大きいが、上腕筋囲(AMC)、上腕筋面積(AMA)は、基準値の方が高かった。上腕三頭筋の皮脂厚(TSF)、肩甲骨下部の皮脂厚(SSF)、体脂肪率26.0±4.3%は、女子学生の方が基準値より高かった。除脂肪体重(LBM)38.5±3.0kgは、基準値の方が高かった。つまり、皮脂厚、上腕囲、体脂肪率は、三重県の女子学生の方が、基準値より高い傾向であり、上腕筋囲、上腕筋面積はLBMと相関することから、いずれも基準値より低い傾向であった。中嶋ら³⁾の体格と体脂肪率の値と近かった。筋肉量は、骨量とも高い相関があり¹²⁾、体脂肪とは、負の相関関係にあることより、身体活動が少ないと、骨格筋の発達より、体脂肪の増加が顕著になると思われる。

身体活動状況の測定結果では、有酸素運動である酸素摂取量($\dot{V}O_2$)を間接的に測定できる最大心拍数(HRmax)の測定を行った。その結果、運動クラブに所属する鍛錬者では、最大心拍数は、180~190位まで上がり、運動しない非鍛錬者は、140位の水準であった。ちなみに、生活活動強度Iの最大酸素摂取量の推定値($\dot{V}O_{2\text{max}}$)は、20代で31ml/kg/minである。運動所要量として、心拍数は、最大酸素摂取量の50%相当の強度の運動は、目標心拍数が145位とされている。非鍛錬者では、最大心拍数の水準が低いので、全身持久力を上げるために、日常的な運動習慣がなければ目標には到達しないと思われる。心拍数は、酸素摂取量とも有意な相関関係がある¹³⁾ことから、鍛錬者と非鍛錬者の違いは、心肺機能に現れている。

背筋力や背筋力指数(体重あたりの指標)が鍛錬者の方が非鍛錬者より高いのは、日常的に骨格筋を使用しているために除脂肪体重(LBM)や筋力が高いからである。

日常的に活動をしない状態では、女性の高齢者に骨粗鬆症患者が多く、筋肉や骨の老化から、骨折して寝たきりや痴呆となるケースが多いといわれているので、予防のためにも早期からの身体活動は重要な意味があると思われる。

小林¹⁴⁾の報告によると、1964年~1975年頃までは、体力が向上傾向であったが、1985年頃までは、停滞傾向であった。1985年以降では、運動能力の低下は10歳前後であり、体力診断

テスト結果では、16 歳の低下傾向が著しいとされている。また、青少年の体力の低下問題は、10 歳以下の子どもに大きな根がある、基礎運動能力の低下は、子どもが遊びの中で走らなくなっていることが一因かもしれないともいわれている。正木¹⁵⁾も、20 年間の子どものころとからだの変化が危機的状況にあることを詳細な調査研究で報告している。

三重県の北牟婁郡紀伊長島町の幼児に 1981 年と 82 年の 10 月に文部省の研究指定園の教育実践結果¹⁴⁾によると、豊かな自然環境と熱心な体育分野の園長のもとで、ダグラスバッグ法による幼児の最大酸素摂取量($\dot{V}O_{2\max}$) の測定結果では、男児 50.3ml/kg/min、女児 48.8ml/kg/min で最大値が得られ、その後 1986 年には、入園後半年で値が低下し、熱心な園長の退職により、女児の低下に著しい影響がみられたといわれている。つまり、幼児の体力指標や運動能力には、教育的働きかけの影響が大きく、それが運動能力にもあてはまるといわれている。

さらに、出生後の子どもへは、親の働きかけが反映され、環境の変化によっても子どもが変わることがいわれている。遺伝的要因や栄養状態の他に親のライフスタイルが子どもに、影響を与える可能性もあり、体力低下問題は子どもだけではなく国民的な課題となっている。子供の体力や運動能力のピークが、1975～1980 年にあって、その後低下して現在に至り、深刻化している。健康に関わる基礎体力を作らなければヘルスプロモーションへの道のりは遙かに遠いように思われる。女子学生の体力低下も子どもの時からの身体活動が不足してきて現在に至っているので、早い時期からライフスタイルの習慣化が望まれる。思春期前後の心身の健全な発達がその後の健康状態に影響するように思われる。

おわりに

三重県の女子学生の体格は、平均では体位基準値と変わらないが、痩せや肥満傾向を含んでいる。体脂肪率は標準範囲ではあるが、体脂肪を減らしてそれと同量の筋肉を増やす必要があると思われる。栄養摂取状況では、エネルギー、糖質、食物繊維、鉄、カルシウム、カリウムなどの摂取量が低く、エネルギー消費量も低かった。栄養摂取量を所要量に近づけるためには、身体活動量を高める必要があると思われる。エネルギー摂取比率では、脂質エネルギー比率が高く、糖質エネルギー比率が低い傾向である。

女子学生のライフスタイルは、飲酒の習慣のある割合は 26.3%、運動習慣のない割合は 82%、睡眠不足の割合は 62.5%、生理痛のある割合は 35.6%、間食の習慣のある割合は 84.4%、便秘の割合は 56.9%、ストレスのある割合は 16.2% であり、ライフスタイルの改善を促す必要がある。中でも、女子学生の便秘の割合は高く、食事性要因、習慣性要因、心因性要因、機能性要因および環境要因と関連があり、健康状態に影響する可能性があると思われる。便秘は、食生活との関連も深く、欠食による 1 日の摂取量の低下、ファーストフード、外食、間食の摂取など脂質の過剰摂取による水分含量の低下、野菜の摂取量が低いので、食物繊維の摂取量の低下など栄養バランスが悪く不健康な状況であると思われる。今後は、不足分の栄養素を健康食品やサプリメントなどで補うというような食生活を余儀なくされる可能性があり、過剰と不足が混在した

状態が懸念される。孤食は、栄養バランスも悪く、健康や栄養状態に影響する可能性があると思われる。「適切に、適量食べる」ということが、見えにくくなっている。ファーストフードから、スローフード¹⁶⁾へと環境や人間のからだにやさしい地域の伝統的な食文化が見直されていかなければならない時期に来ていると思われる。

今回は、三重県の女子学生を中心に健康と栄養状態のアウトラインの調査結果である。具体的な内容については、今後検討し報告していきたいと思っている。

女子学生がQOLの高い生活が実現できるために、不健康になっている現状を、各自が認識して、自分自身の健康について考え、人間として食生活を営む力を育んでいけるように、ライフスタイルや環境や食を含めた望ましい情報の提供と支援をしていきたいと思っている。

【参考文献】

- 1)(財)厚生統計協会 国民衛生の動向・厚生の指標 臨時増刊,(2001) 48(9): pp83-89.
- 2)山中千代子, 相田貞子, 女子短大生の食生活についての考察 栄養学雑誌,(1982)40(5): pp247-258.
- 3)中嶋洋子 女子学生の体組成とエネルギーバランス及び食生活状況の関連性について 栄養学雑誌,(1994) 52(5) : pp227-235.
- 4)南夏代, 平井和子, 武副礼子, 岡本佳子, 高校生の排便頻度と食生活に対する意識調査 栄養学雑誌,(1991) 9(6): pp307-314.
- 5)健康・栄養情報研究会, 第6次改定日本人の栄養所要量 食事摂取基準,(1999)
- 6)<http://www.dietitian.or.jp> (国民栄養調査成績 NNS 三重県 1975年, 1995年)
- 7)矢野由起, 坂本裕子, 舟橋和夫, 口羽章子, 三重県答志島における主婦の食品摂取量からみた食生活構造, 栄養学雑誌,(1992) 50(1) : pp31-42.
- 8)三重県福祉部健康対策課, 三重の健康指標向上推進協働事業報告書,三重県(2000) : pp117-121.
- 9)エリック・シュローサー, ファーストフードが世界を食いつくす 相思社,(2001) : pp.335-340.
- 10)清野 裕, 鍵本伸二 糖尿病の本当のはなし 裳華房,(2000) : pp45-62.
- 11)日本栄養アセスメント研究会 日本人の新身体計測基準値 JARD 2001 栄養評価と治療 (2002) 19(suppl.) : pp64-72.
- 12)Gordon.C.L. Webber.C.E. Body composition and bone mineral distribution during growth in females. Canad.Associ. Radiol. J., (1993) 44 : pp112-116.
- 13)Åstrand,P.O. Cudy. T.E. Saltin. B. Stenberg.J. Cadiac output during submaximal and maximal work. J.Appl.Physiol., (1964) 19: pp268-274
- 14)小林寛道 現代の子供の体力—最低な体力とは— 体育の科学,(1999) 49: pp14-20.
- 15)正木健雄 ヒトとして発達できない子どもたち—子どものからだの危機— 食べものの文化,, (2000) 297: pp6-33.
- 16)葛西奈津子編 21世紀に何を食べるか 恒星出版(株), (2000) pp167-192.

経営主から見た津市大門立町商店街活性化方策 —地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究—

岩田 俊二・中井 加代子

I はじめに

本稿は地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究（地研年報第6号 2001年3月）の続報である。既報では津市の中心市街地全体（津駅前地区、大門丸之内地区、津新町地区）を対象に活性化方策について研究したが、本稿では大門立町商店街に絞り、特に商業経営者の視点からの商店街活性化方策と彼らの活性化主体の形成可能性について研究したものである。地方都市の中心市街地の活性化については、各地で地元住民特に商業者の活性化主体の立ち上がりと活性化の実践が参考文献^{1) 2)}などに報告されており、津市における同様の活性化主体の立ち上がりと活性化の実践の可能性を探ろうしたものである。

研究方法は大門立町商店街振興組合の協力によって、組合員の経営者を対象に3回のワークショップを行う中で中心市街地活性化方策、特に商店街活性化方策とその実践の可能性について検討を進めた。3回のワークショップはいわゆるデルファイ法³⁾的な繰り返し意向調査を行ったものである。第1回ワークショップは既報の研究成果の概要報告の後で商店街活性化についてのKJ会議を行い、第2回ワークショップは前回の結果と大門立町商店街の経営主アンケート調査結果の報告を行った後で再び商店街活性化についてのKJ会議を開催した。第3回ワークショップは前回の結果と筆者等が行った大須観音及び浅草観音商店街の活性化事例調査の結果を報告した後で三度目の商店街活性化方策についての会議を行った。



図1 大門立町商店街

II 商店主から見た商店街活性化方策とその実践可能性

1. 第1回ワークショップ

第1回ワークショップは2001年6月5日に開催された。津市中心市街地活性化に関する研究（地研年報第6号）の概要報告の後、ワークショップ参加者で大門立町商店街活性化方策KJ会議を行った（図2）。その結果の主な意見を表1にまとめたが、出された意見は「活性化の方針・計画づくり」、「人を誘引するための地域の個性づくり」、「商業経営について」、「まちづくり」の各分野に分散し、かつそれぞれの意見が一般的であり具体性に乏しいものであった。

表1 ワークショップでの経営主達の主な意見

	第1回ワークショップ	第2回ワークショップ	第3回ワークショップ
活性化の方針・計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな魅力の創造 ・市長の政策転換 ・大須や浅草の商店街の活性化事例調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街としての計画づくり 	
人を誘引するための地域の個性づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統重視（津観音） ・イベント ・緑づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統のまち ・イベント ・インターネット・情報サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りの増加 ・伝統的イベントを重視 ・新しいイベントの開催
商業経営	<ul style="list-style-type: none"> ・自力復興 ・個店の重視 ・空き店舗対策 ・新しい個店の開発 ・ディスプレイの改善 ・サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織づくり ・リーダー・マネージャーの育成 ・若者の起業助成 ・個性のあるお店 ・日用品店舗の必要 ・大型の核的店舗 ・大型店停滞の今がチャンス ・ニーズにあった経営ソフトの選択 ・活性化への閉塞感 	<ul style="list-style-type: none"> ・有志で活性化への取り組みを実行する ・全員での活性化への取り組みを堅持する ・空き店舗を物販店として活用 ・定休日・営業時間の統一
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街づくり（浅草のような仲見世通り） ・まちづくり一定住 ・高齢者にやさしいまちづくり ・楽しいまちづくり ・交通アクセス ・駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口定着 ・アーケード問題一步車共存か？ ・公共主体のまちづくり－津港整備との関係 ・観音公園の整備 ・まちの環境改善 ・高齢者にやさしいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店主が店に住む ・今までの商店街づくりの負債の処理

第一班 下高明生 小野明信 木村真道 竹内利樹

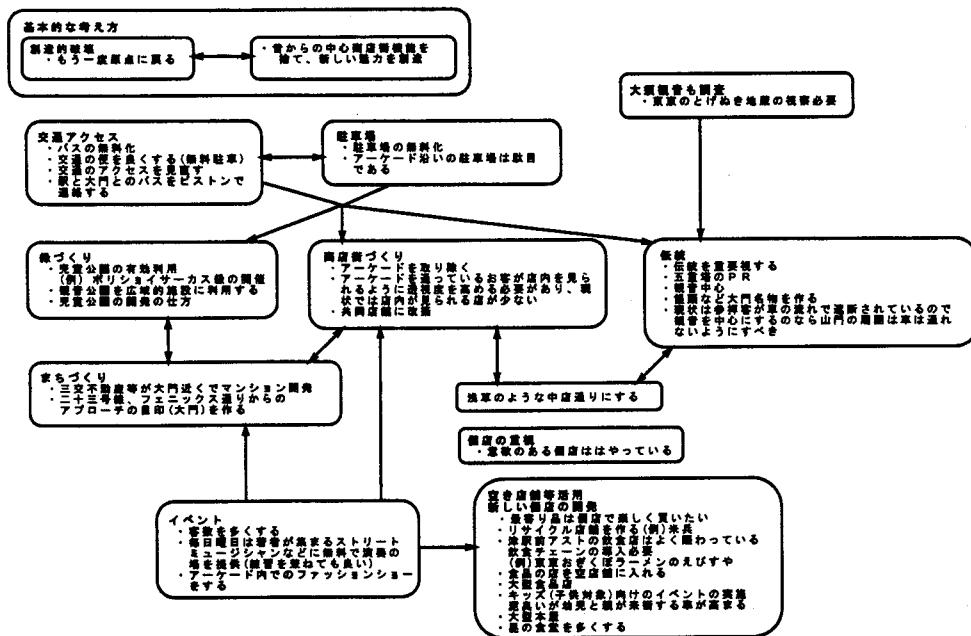


図2-1 第1回ワークショップ大門立町商店街活性化方策KJ会議の結果

第二班 松田・村田・山田

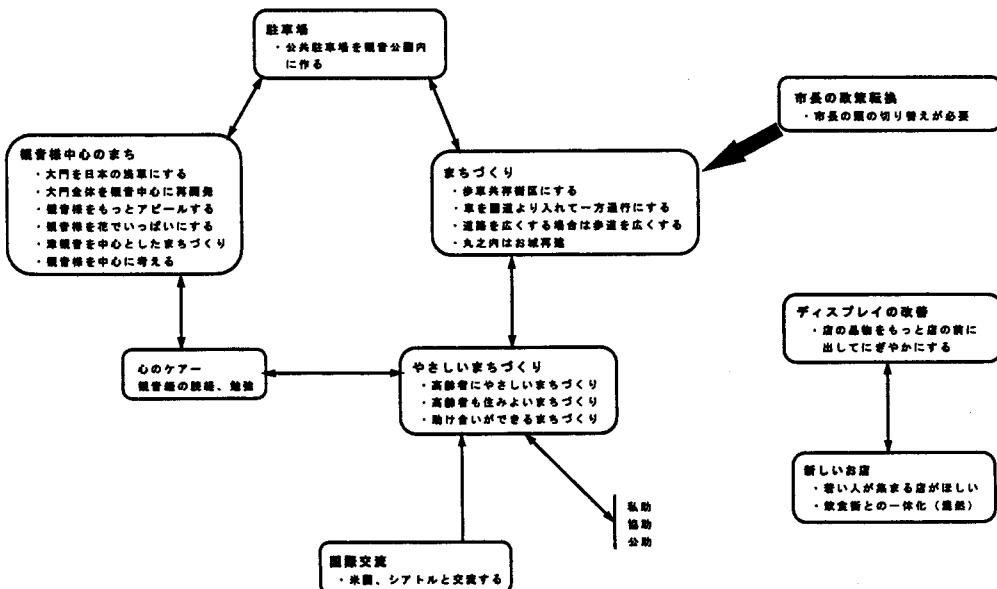
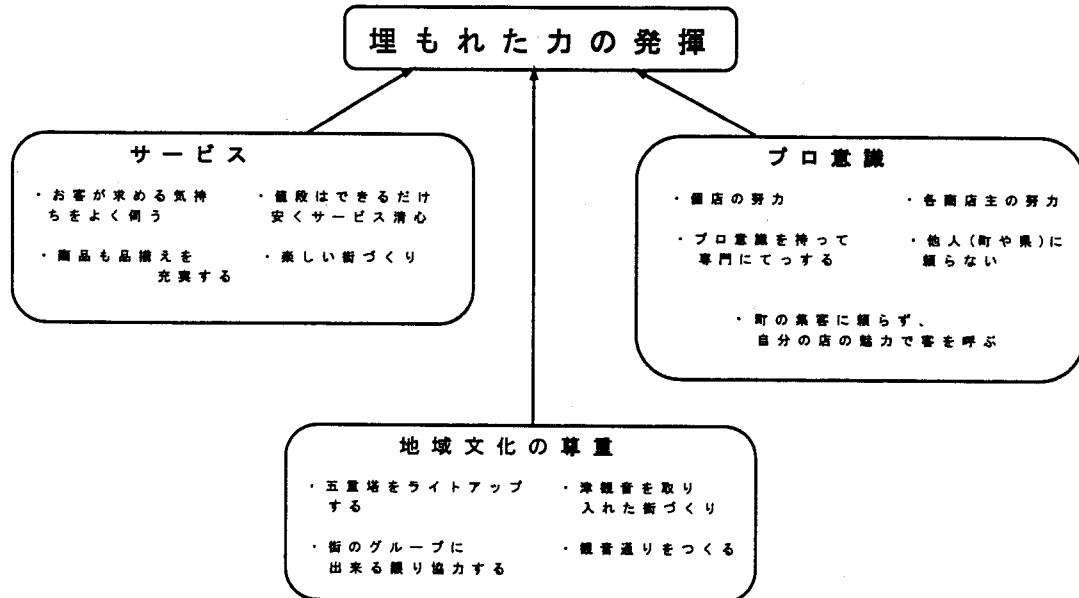


図2-2 第1回ワークショップ大門立町商店街活性化方策KJ会議の結果

第三班



SEZO 鎌木
ニシダボタン店 西田
雄 滝口

図2-3 第1回ワークショップ大門立町商店街活性化方策KJ会議の結果

2. 第2回ワークショップ

第2回ワークショップは2001年11月14日に開催された。第1回ワークショップのKJ会議の結果と大門立町商店街経営者アンケート結果（本稿第Ⅲ章）の報告の後で再度、ワークショップ参加者によって大門立町商店街活性化KJ会議を行った（図3）。第2回ワークショップではアンケート結果を反映して「商業経営」についての意見が多く出された。それは「商業活性化のための組織づくり」、「リーダー・マネジャーの育成」、「日用品店舗の必要」、「若者の起業助成」、「大型の核的店舗」、「大型店停滞の今がチャンス」、「ニーズにあった経営ソフトの選択」、「個性のあるお店」等の活性化に積極的な意見がある一方で、「活性化への閉塞感」も消極的な意見として存在していることが示された。また、商業活性化の前提として、「イベント」、「インターネット・情報サービス」、「伝統のまち」などの地域の個性づくりを行い人を誘引することが必要であると考えられた。商業活性化方策と併行して「アーケードの必要性、歩車共存街区へ」の商店街づくりや「人口定着」、「公共主体のまちづくり－津港整備」等の広い意味でのまちづくりへの期待も出された。

第一班 下岡 明生・岡田 達夫・大村 真道

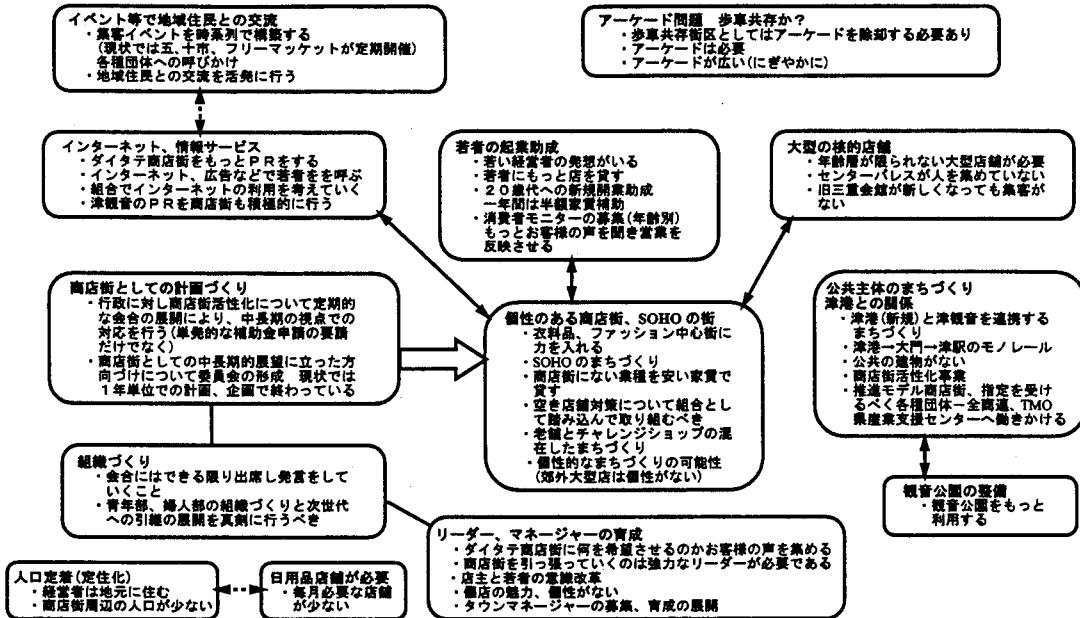


図3-1 第2回ワークショップ大門立町商店街活性化方策K.J会議の結果

第二班 山田 松田 西田 緑木 溪口

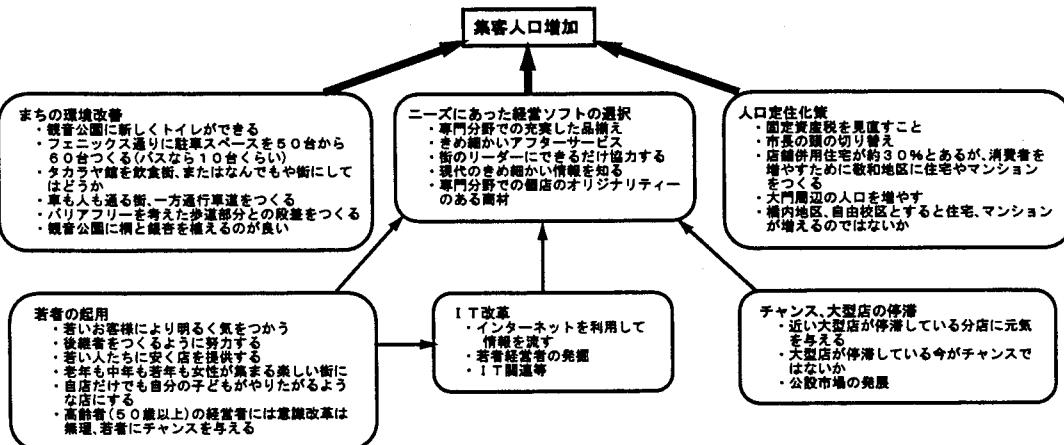


図3-2 第2回ワークショップ大門立町商店街活性化方策K.J会議の結果

第三班 木原 村田 近藤 倉田 水谷 竹内

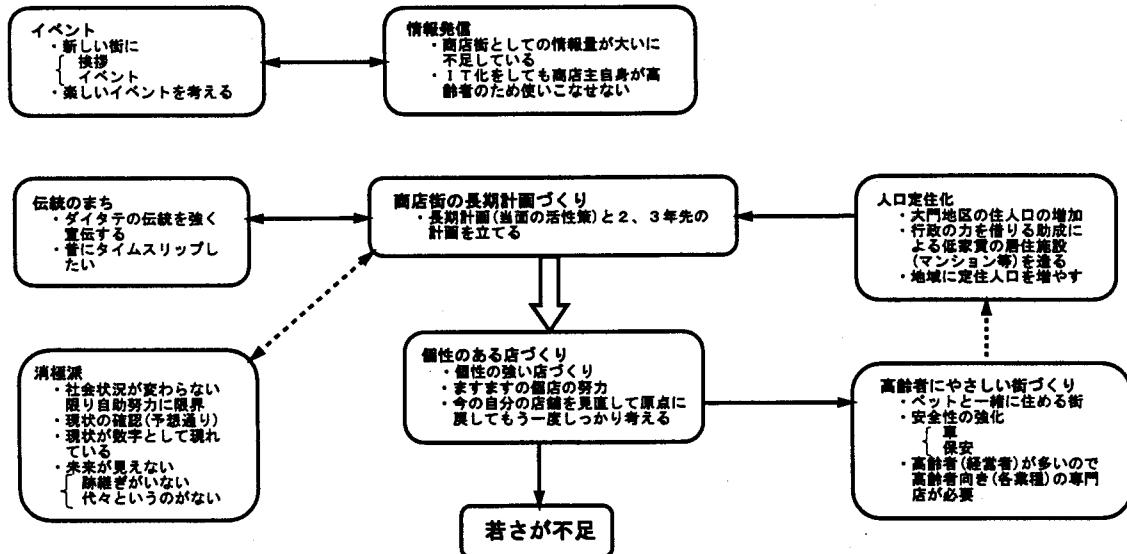


図 3-3 第2回ワークショップ大門立町商店街活性化方策KJ会議の結果

3. 第3回ワークショップ

第3回ワークショップは2001年12月18日に開催された。第2回ワークショップでの結果と大須商店街と浅草商店街の活性化事例についての調査結果を報告した後で、三度大門立町商店街活性化についての会議を行った。この会議では商業経営活性化のための具体的な行動についての意見が出された。まず、人を誘引するための地域の個性づくりとして「祭りの増加」によってイベントを積極的に開催することが挙げられたが、イベントについては津観音等の「伝統的イベントを重視する」意見と「新しいイベントを開催する」意見とに分かれた。商業活性化への取り組みは「有志で実行する」意見と「全員での取り組みを堅持する」意見とに分かれた。活性化の具体策としてまず「定休日・営業時間の統一」を求める意見が出されたが、この実施は困難とする意見と対立した。「空き店舗は物産店として活用する」意見については賛同が多かった。まちづくりに関係するものとしては、「商店主が店に住む」必要があり、「今までの商店街づくり負債を処理する」必要があるという意見も出された（表2）。

4. まとめ

第1回ワークショップでは商店街活性化の一般的な方策が考えられ、第2回ワークショップでは商業経営の具体的な活性化方策が考えられ、第3回ワークショップでは人を誘引するイベントの強化を優先することが考えられた。商店主達は第2回ワークショップまでは個店の活性化を主体として考えていたが、第3回ワークショップになると大須観音商店街や浅草観音商店街の取り組み事例を踏まえて、個店の活性化は個店の利害を超えてま

商店街への来街者を増加させることが必要条件であると認識し、そのための方策を検討し始めた。しかし、検討された活性化方策を実行する主体については、有志だけでもという意見と全員で行うことが原則とする意見が対立し明確にはならなかった。活性化方策の実行方法については更に意見を集約する努力が必要である。

表2 第3回ワークショップ大門立町活性化方策検討会議の結果

当面必要とされる対策	目的	問題点
現在行っている津祭りの他に、春祭りなど大きな催し事を年4回に増やす	人の誘引	津祭り程度の人員とお金の公的支援が必要 伝統的な催し事にするか、新たなイメージを付加するか
春祭りとして五重塔の1周年記念行事を4月1日の会式に行う	人の誘引	観音中心の伝統型のイベント重視、 人が集まるか
「よさこい」やりオカーニバルのような参加型まつりの開催	人の誘引	商店主の意見が統一しない
商店主が店に住む	地域に密着し、愛着を持つ	職・住分離 下町性が薄れている
協調性のない人は切り捨てていくべき	商店街の協調性を高めるため	少数での改革が難しい
状況が悪化したことにより協調の可能性もある	より多くの住民組織の主体をつくる	商店主の統一した意識改革が難しい
定休日、営業時間の統一 定休日を日曜日にする	営業環境の整備効率の良い集客	商店主の統一した意識改革が難しい 消費動向を調査、把握していない
空店舗に物販店を増やす	空き店舗の活用成功した個店の存在が励み	固定資産税が高いので若者への低家賃での誘致が難しい 物販での先端的な店舗が必要
アーケード・カラー舗装等まちづくり 投資資金を公的処理	個人負担の帳消	前向きな計画性がない

III 商店街活性化についての経営主アンケート

1. 単純集計分析

(1) 属性

アンケートの配布数は 98、回収数は 42、回収率 43 % であった。経営主の年齢構成は 50 才以上が約 7 割、60 才以上が約 4 割であり、高齢化している（表 3～4）。

(2) 経営

従業員の人数は 2～3 人が半数であり、4 人以上いるのは約 4 割である。家族以外の従業員のいる店は約 6 割であり、家族労働力のみの店は少数派である。業種は衣料品店が約 3 割弱、次いで飲食店が約 2 割である。その他の業種を含めても買い回り品店舗が多いことがわかる。営業歴は昭和 30 年代以前、いいかえれば高度経済成長期以前からが約 6 割で古い店が多いが、昭和 60 年代以降の最近の店も約 1 割強あって新規開業が見られる。経営主は「初代」が約 4 割で最も多いが、「2 代以上」は約 5 割となっていて事業の継続性が見られる。現在の経営状況は「売り上げ減少傾向」が約 6 割、「売り上げ停滞傾向」が約 2 割であり、今後の見通しも「売り上げ減少傾向」が約 5 割、「売り上げ停滞傾向」が約 2 割となっていて若干の希望的観測が見られるものの、厳しい経営状況となっている（表 5～11）。

(3) 住居

商店街に居住している「店舗併用住宅」は約 3 割で少なく、多くの経営主は店舗とは別に住宅を持っている。現在地での居住歴については、「店舗併用住宅」が少ないために居住歴と営業歴は一致していないが、戦前から最近にいたるまで幅広いものとなっていて時期的な集中は見られない（表 12～13）。

(4) 店舗

店舗面積は「31～50 m²」が約 3 割で最も多く、「100 m²以下」が約 6 割となっていて 100 m²を超える規模は少なくなる。100 m²すなわち 30 坪が店舗面積の一つの基準といえよう。店舗の建築構造は「鉄骨造」が約 4 割強で最も多いが、「木造モルタル塗り」も約 4 割弱あって店舗改築の課題があることがわかる。今まで店舗の改築をしたのは約 7 割で、その理由は「店舗の模様替え」が最も多く、「店舗の老朽化」、「店舗面積の拡大」とつづき今後も老朽化対策が課題であることがわかる（表 14～17）。

(5) 今後の経営

今後の経営方針は「現状維持」が約 6 割、「経営の幅を狭め継続が」が約 1 割強、「廃業志向」が約 1 割弱となっている一方、拡大志向は僅かである。今後必要な経営努力は「専門分野での充実した品揃え」と「きめ細かいアフターサービス」を行っていく一方で、個店の努力の限界を補う「アーケード等の街のイメージづくり」が重要としている（表 18～19）。

(6) 今後の商業活性化策

今後の商業活性化策は「商店主の意識改革」をして「専門化、個性化」を進める一方で、「魅力あるまちづくり」や「店舗の連続・集中」のハード的整備が必要と考えている。「津観音を利用した商売」は期待されていない。商業をとりまく環境形成として行政施策によって「地元消費人口」を増やすことが重要視されている。今後期待したい活性化主体とし

ては「新たな起業家達」や「新たな組織が必要」としているが、従来の商業振興の主体である「振興組合」中心の考え方も根強くある。いずれにしても「個人」や「気心があう有志で」は多くなく経営主自身が活性化の主体になるための積極性に欠ける（表 20～21）。

（7）今後必要なまちづくり方策

今後の必要なまちづくり方策は「歩車共存街区にする」、「中核となる大型店舗を誘致する」、「津観音を中心とする街づくり」、「公共駐車場を設置する」等の外部に依存する方策に多くの支持が得られたが、「個店の改築」や「共同建て替えの推進」、「市街地再開発で大区画化」のような自己責任が要求されるものについての支持は少ない。しかし、今後期待したいまちづくりの主体としては「個人（経営主）で」、「地元で新たなまちづくり組織」、「一般住民と連携して新たな組織づくり」のような住民主体のまちづくりを望んでいる（表 22～23）。

表3 回答者の年齢

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	20~29歳	1	2.4	2.4	2.6
2	30~39歳	3	7.1	7.1	7.9
3	40~49歳	6	14.3	14.3	15.8
4	50~59歳	13	31.0	31.0	34.2
5	60歳以上	15	35.7	35.7	39.5
	不明	4	9.5	9.5	
	非該当	0	0.0		
	サンプル数 (%ベース)	42	100.0	42	38

表4 回答者の性別

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	男	25	59.5	59.5	65.8
2	女	13	31.0	31.0	34.2
	不明	4	9.5	9.5	
	非該当	0	0.0		
	サンプル数 (%ベース)	42	100.0	42	38

表5 従業員の人数

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	1人	5	11.9	11.9	13.2
2	2人~3人	21	50.0	50.0	55.3
3	4人~5人	5	11.9	11.9	13.2
4	6人~9人	6	14.3	14.3	15.8
5	10人以上	1	2.4	2.4	2.6
	不明	4	9.5	9.5	
	非該当	0	0.0		
	サンプル数 (%ベース)	42	100.0	42	38

表6 家族以外の従業員の人数

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	0人	11	26.2	26.2	29.7
2	1人	12	28.6	28.6	32.4
3	2人	7	16.7	16.7	18.9
4	3人以上	7	16.7	16.7	18.9
	不明	5	11.9	11.9	
	非該当	0	0.0		
	サンプル数 (%ベース)	42	100.0	42	37

表7 業種

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	飲食店	9	21.4	21.4	24.3
2	衣料品店	11	26.2	26.2	29.7
3	食料品店	3	7.1	7.1	8.1
4	日用雑貨店	2	4.8	4.8	5.4
5	美容・理容店	1	2.4	2.4	2.7
6	靴・袋物・傘店	0	0.0	0.0	0.0
7	時計・眼鏡・装飾品店	3	7.1	7.1	8.1
8	毛糸・手芸・生地店	0	0.0	0.0	0.0
9	書店	0	0.0	0.0	0.0
10	その他	8	19.0	19.0	21.6
	不明	5	11.9	11.9	
	非該当	0	0.0		
	サンプル数 (%ベース)	42	100.0	42	37

表 8 営業歴

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 戦前から		11	26.2	26.2	29.7
2 昭和20年代から		6	14.3	14.3	16.2
3 昭和30年代から		7	16.7	16.7	18.9
4 昭和40年代から		1	2.4	2.4	2.7
5 昭和50年代から		3	7.1	7.1	8.1
6 昭和60年代以降		6	14.3	14.3	16.2
7 その他		3	7.1	7.1	8.1
不明		5	11.9	11.9	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	37

表 9 何代目

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 初代		18	42.9	42.9	47.4
2 2代		11	26.2	26.2	28.9
3 3代		4	9.5	9.5	10.5
4 4代以上		4	9.5	9.5	10.5
5 わからない		1	2.4	2.4	2.6
不明		4	9.5	9.5	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	38

表 10 回答者の店の経営状況

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 売上減少傾向		24	57.1	57.1	64.9
2 売上停滞傾向		12	28.6	28.6	32.4
3 売上成長傾向		1	2.4	2.4	2.7
4 わからない		0	0.0	0.0	0.0
不明		5	11.9	11.9	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	37

表 11 今後の見通し

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 売上減少傾向		20	47.6	47.6	54.1
2 売上停滞傾向		6	14.3	14.3	16.2
3 売上成長傾向		3	7.1	7.1	8.1
4 わからない		8	19.0	19.0	21.6
不明		5	11.9	11.9	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	37

表 12 住所

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 店舗併用住宅		15	35.7	35.7	38.5
2 大門・丸之内地区内及びその周辺		12	28.6	28.6	30.8
3 橋内地区内		2	4.8	4.8	5.1
4 その他市内		9	21.4	21.4	23.1
5 その他県内		1	2.4	2.4	2.6
不明		3	7.1	7.1	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	39

表13 住居歴

No.	カテゴリ	件数	(S A)		
			% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 戦前から		8	19.0	19.0	21.6
2 昭和20年代から		7	16.7	16.7	18.9
3 昭和30年代から		4	9.5	9.5	10.8
4 昭和40年代から		4	9.5	9.5	10.8
5 昭和50年代から		5	11.9	11.9	13.5
6 昭和60年代以降		6	14.3	14.3	16.2
7 その他		3	7.1	7.1	8.1
不明		5	11.9	11.9	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	37

表14 現在の店舗の面積規模

No.	カテゴリ	件数	(S A)		
			% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 10~30m ²		2	4.8	4.8	5.6
2 31~50m ²		11	26.2	26.2	30.6
3 51~70m ²		5	11.9	11.9	13.9
4 71~100m ²		10	23.8	23.8	27.8
5 101~150m ²		2	4.8	4.8	5.6
6 151~200m ²		1	2.4	2.4	2.8
7 201m ² 以上		3	7.1	7.1	8.3
8 わからない		2	4.8	4.8	5.6
不明		6	14.3	14.3	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	36

表15 現在の店舗の構造

No.	カテゴリ	件数	(S A)		
			% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 木造モルタル塗り		15	35.7	35.7	38.5
2 鉄骨造		20	47.6	47.6	51.3
3 鉄筋コンクリート		3	7.1	7.1	7.7
4 ブロック造		1	2.4	2.4	2.6
5 わからない		0	0.0	0.0	0.0
6 その他		0	0.0	0.0	0.0
不明		3	7.1	7.1	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	39

表16 経営開始以来の店舗の改築

No.	カテゴリ	件数	(S A)		
			% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 した		31	73.8	73.8	79.5
2 していない		7	16.7	16.7	17.9
3 わからない		0	0.0	0.0	0.0
4 その他		1	2.4	2.4	2.6
不明		3	7.1	7.1	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	39

表17 改築した理由

No.	カテゴリ	件数	(M A)		
			% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1 店舗面積の拡大		11	26.2	26.2	34.4
2 店舗の老朽化		12	28.6	28.6	37.5
3 住宅の改善に伴い		0	0.0	0.0	0.0
4 店舗の模様替え		16	38.1	38.1	50.0
5 業種の変更		2	4.8	4.8	6.3
6 その他		2	4.8	4.8	6.3
不明		10	23.8	23.8	
非該当		0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	32

表18 個店としての経営方針

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	経営の幅を広げる	3	7.1	7.1	8.1
2	現状維持	25	59.5	59.5	67.6
3	経営の幅を狭め維持	6	14.3	14.3	16.2
4	廃業志向	3	7.1	7.1	8.1
5	その他	0	0.0	0.0	0.0
	不明	5	11.9	11.9	
	非該当	0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	37

表19 今後必要な経営努力

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	個人の売り出し	5	11.9	11.9	13.9
2	共同の売り出し	5	11.9	11.9	13.9
3	低価格販売	3	7.1	7.1	8.3
4	チラシ広告	3	7.1	7.1	8.3
5	ダイレクトメール	3	7.1	7.1	8.3
6	ご用聞き・配達	1	2.4	2.4	2.8
7	移動販売	2	4.8	4.8	5.6
8	サービス券発行	1	2.4	2.4	2.8
9	催し物	5	11.9	11.9	13.9
10	専門分野での充実した品揃え	12	28.6	28.6	33.3
11	マンツーマンの店頭接客サービス	7	16.7	16.7	19.4
12	小口注文・商品取り寄せへの対応	4	9.5	9.5	11.1
13	きめ細かなアフターサービス	11	26.2	26.2	30.6
14	取扱商品に精通し個別面談に対応	8	19.0	19.0	22.2
15	地域独特の商品需要へ対応	4	9.5	9.5	11.1
16	時節にあつた柔軟な品揃え	5	11.9	11.9	13.9
17	得意先への特別なサービス	5	11.9	11.9	13.9
18	近隣に立地し徒歩で行ける	1	2.4	2.4	2.8
19	アーケード等のまちのイメージづくり	10	23.8	23.8	27.8
20	地域のイベント等に協力	4	9.5	9.5	11.1
21	その他	2	4.8	4.8	5.6
	不明	6	14.3	14.3	
	非該当	0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	36

表20 今後の商業活性化策

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除外)	% (除外不)
1	魅力のあるまちづくり	10	23.8	23.8	27.0
2	店舗の連続・集中	8	19.0	19.0	21.6
3	路地的商店街の形成	2	4.8	4.8	5.4
4	商店街のすみわけ	1	2.4	2.4	2.7
5	都心大型店舗の共存	3	7.1	7.1	8.1
6	最寄品店舗の必要	2	4.8	4.8	5.4
7	地元消費人口を増やす	13	31.0	31.0	35.1
8	高齢者にとっての店の充実	6	14.3	14.3	16.2
9	商店主の意識改革	15	35.7	35.7	40.5
10	専門化・個性化	8	19.0	19.0	21.6
11	営業時間の拡大	1	2.4	2.4	2.7
12	イベントの継続的実施	3	7.1	7.1	8.1
13	若者をターゲット	3	7.1	7.1	8.1
14	サービス機能の充実	6	14.3	14.3	16.2
15	商店街にアミューズメント機能の付	4	9.5	9.5	10.8
16	商店街マップを店におく	0	0.0	0.0	0.0
17	地区として広告・インターネットの	0	0.0	0.0	0.0
18	津観音を利用した商売	8	19.0	19.0	21.6
19	その他	1	2.4	2.4	2.7
	不明	5	11.9	11.9	
	非該当	0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	37

表2 1 今後期待したい商業活性化策の主体

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除非)	% (除非不)
1	振興組合が中心	11	26.2	26.2	32.4
2	個人で	7	16.7	16.7	20.6
3	気心があう有志で	2	4.8	4.8	5.9
4	商工会議所・青年会議所が中心	2	4.8	4.8	5.9
5	TMO津夢時風	6	14.3	14.3	17.6
6	役所が中心	2	4.8	4.8	5.9
7	新たな組織が必要	11	26.2	26.2	32.4
8	外部資本が中心	7	16.7	16.7	20.6
9	新たな起業家達	13	31.0	31.0	38.2
10	その他	1	2.4	2.4	2.9
	不明	8	19.0	19.0	
	非該当	0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	34

表2 2 今後必要なまちづくりの方策

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除非)	% (除非不)
1	津観音を中心とするまちづくり	10	23.8	23.8	31.3
2	高齢者に思いやりのあるまちに	6	14.3	14.3	18.8
3	観音公園の整備	6	14.3	14.3	18.8
4	公共駐車場を設置する	9	21.4	21.4	28.1
5	駅からの交通手段の確保	3	7.1	7.1	9.4
6	アーケードの撤去	1	2.4	2.4	3.1
7	広場・緑地の創出	1	2.4	2.4	3.1
8	歩行者モールにする	0	0.0	0.0	0.0
9	歩車共存街区にする	13	31.0	31.0	40.6
10	共同建て替えの推進	1	2.4	2.4	3.1
11	中核となる大店舗を誘致する	12	28.6	28.6	37.5
12	個店の改築	3	7.1	7.1	9.4
13	まちなみみ景観ガイドラインの策定	0	0.0	0.0	0.0
14	市街地再開発で大区画化	7	16.7	16.7	21.9
15	活性化のために郷土資料館等の公共	4	9.5	9.5	12.5
16	津港再整備と一体的に商業地区を整	7	16.7	16.7	21.9
17	その他	1	2.4	2.4	3.1
	不明	10	23.8	23.8	
	非該当	0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	32

表2 3 今後期待したいまちづくりの主体

No.	カテゴリ	件数	% (全体)	% (除非)	% (除非不)
1	振興組合	8	19.0	19.0	25.0
2	自治組織	1	2.4	2.4	3.1
3	TMO津夢時風	7	16.7	16.7	21.9
4	個人(経営主)で	9	21.4	21.4	28.1
5	気心があう有志(経営主)で	4	9.5	9.5	12.5
6	地元で新たなまちづくり組織	9	21.4	21.4	28.1
7	一般住民と連携して新たな組織づく	9	21.4	21.4	28.1
8	役所が中心	4	9.5	9.5	12.5
9	その他	0	0.0	0.0	0.0
	不明	10	23.8	23.8	
	非該当	0	0.0		
サンプル数 (%ベース)		42	100.0	42	32

2. クロス集計分析

(1) 経営主の年齢

従業員が4人以上の場合は経営主が50歳代以上に多いが、家族以外の従業員人数が3人以上と多いのは40歳代では半数であり年齢が若いほど経営拡大に意欲がありそうである（表24～25）。

(2) 業種

飲食店の経営主は40歳代、衣料品店は50歳代、時計店等は60歳代が多く、その他最寄り品店の食料品店、日用雑貨品店は高齢化している。飲食店の従業員人数は2～3人と6～9人に2分化している。衣料品店は3人以下が多く規模が小さい。食料品店や時計店等は2～5人の規模である。飲食店の家族以外の従業員人数は3人以上、衣料品店は1人以上の場合が最も多く、食料品店と時計店等も1人以上いる。日用雑貨品店及び美理容院は家族だけで営業している。飲食店の経営主は比較的若く、非家族従業員が多くなっている。飲食店の営業歴は長短様々で一様ではない。衣料品店の営業歴は昭和30年代からと昭和60年代以降が多く、食料品店、日用雑貨品店、時計店等は昭和30年代以前からの古い店である。おしなべて、最寄り品店は古く、買い回り品店は新しく、飲食店は変化が大きいと言えよう（表26～29）。

(2) 営業歴

営業歴が長くなるほど経営主の高齢化が進むが、その中にも2代目以上の若手の経営主もいる。昭和50年代以降の営業歴には初代起業者の50歳代が多い。従業員4人以上の場合が多くなるのは昭和20年代以前からの長い営業歴を示していて、また営業歴が長くなるほど家族以外の従業員人数も多くの従業員が経営状況との関係が問題となる（表30～32）。

(3) 店舗面積

70m²（20坪）未満の従業員人数は3人以下が多く、70m²以上は4人以上が増える。また、家族以外の従業員人数は70m²未満は1人が多く、70m²以上は2人以上が多くなる。70m²が経営規模の一つ目安になると思われる。飲食店の面積は一様ではない。衣料品店は70m²（20坪）未満が半数であるが、200m²以上も1店ある。食料品、雑貨品店は50m²未満の小規模店舗が多い。美理容店は200m²以上である（表33～35）。

3. アンケートによる大門立町商店街の経営者像

- ・経営主は高齢化しており、経営拡大のためには若手の経営者が必要である。
- ・買い回り品店が多く、中でも衣料品店の経営は比較的に活発である。
- ・古くからの店が多く、長い営業歴の物販店と消長の激しい飲食店という特徴がある。
- ・代々と事業の継続性が見られ、その中にも比較的若い後継者もいる。老舗を活性化の中核にする方法も考えられる。
- ・経営状況は売り上げ減少又は停滞傾向で厳しい。
- ・経営主は店とは別に住宅を持っている。店舗は老朽化しているものが多い。
- ・100m²（30坪）以下の店舗が多く、中でも物販店は小規模、サービス業は大規模といえる。70m²（20坪）が従業員人数から見た経営規模の目安と考えられる。
- ・個店としての今後の経営方針は専門化をするが、同時に街のイメージアップも必要であるとしている。

- ・今後の商業活性化策は経営主の意識改革をして専門化・個性化を進めるが、全体としては新たな起業家達からのインパクトが必要としている。
- ・今後のまちづくりは個人責任が発生しそうなものは避けて公共事業で魅力あるまちづくりと定住促進を車の両輪のごとく行なう必要があるが、住民主体のまちづくりを進めて欲しいと考えている。

表24 経営主年齢別従業員人数

		合計	従業員の人数				
			1人	2人~3人	4人~5人	6人~9人	10人以上
全体		38 100.0	5 13.2	21 55.3	5 13.2	6 15.8	1 2.6
回答者の年齢	20~29歳	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—
	30~39歳	3 100.0	1 33.3	1 33.3	—	33.3	—
	40~49歳	6 100.0	—	3 50.0	—	3 50.0	—
	50~59歳	13 100.0	3 23.1	6 46.2	2 15.4	1 7.7	1 7.7
	60歳以上	14 100.0	1 7.1	9 64.3	3 21.4	1 7.1	—

表25 経営主年齢別家族以外の従業員人数

		合計	家族以外の従業員の人数			
			0人	1人	2人	3人以上
全体		37 100.0	11 29.7	12 32.4	7 18.9	7 18.9
回答者の年齢	20~29歳	1 100.0	1 100.0	—	—	—
	30~39歳	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	—
	40~49歳	6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	3 50.0
	50~59歳	12 100.0	5 41.7	2 16.7	3 25.0	2 16.7
	60歳以上	14 100.0	3 21.4	7 50.0	2 14.3	2 14.3

表26 業種別経営主年齢

		合計	回答者の年齢				
			20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
全体		38 100.0	1 2.6	3 7.9	6 15.8	13 34.2	15 39.5
業種	飲食店	9 100.0	—	—	4 44.4	2 22.2	3 33.3
	衣料品店	11 100.0	1 9.1	1 9.1	—	5 45.5	4 36.4
	食料品店	3 100.0	—	—	1 33.3	1 33.3	1 33.3
	日用雑貨店	2 100.0	—	—	—	2 100.0	—
	美容・理容店	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—
	靴・袋物・傘店	—	—	—	—	—	—
	時計・眼鏡・装飾品店	3 100.0	—	—	1 33.3	—	2 66.7
	毛糸・手芸・生地店	—	—	—	—	—	—
	書店	—	—	—	—	—	—
その他		7 100.0	—	1 14.3	—	2 28.6	4 57.1

表27 業種別従業員人数

業種	上段：実数 下段：横%	合計	従業員の人数				
			1人	2人～3人	4人～5人	6人～9人	10人以上
全体	38 100.0	5 13.2	21 55.3	5 13.2	6 15.8	1 2.6	
飲食店	9 100.0	— —	5 55.6	— —	4 44.4	— —	
衣料品店	11 100.0	2 18.2	8 72.7	— —	1 9.1	— —	
食料品店	3 100.0	— —	1 33.3	2 66.7	— —	— —	
日用雑貨店	2 100.0	1 50.0	1 50.0	— —	— —	— —	
美容・理容店	1 100.0	1 100.0	— —	— —	— —	— —	
靴・袋物・傘店	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
時計・眼鏡・装飾品店	3 100.0	— —	2 66.7	1 33.3	— —	— —	
毛糸・手芸・生地店	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
書店	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
その他	8 100.0	1 12.5	3 37.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5	

表28 業種別家族以外の従業員人数

業種	上段：実数 下段：横%	合計	家族以外の従業員の人数			
			0人	1人	2人	3人以上
全体	37 100.0	11 29.7	12 32.4	7 18.9	7 18.9	
飲食店	9 100.0	3 33.3	1 11.1	1 11.1	1 44.4	
衣料品店	10 100.0	2 20.0	6 60.0	2 20.0	2 —	
食料品店	3 100.0	— —	1 33.3	1 33.3	1 33.3	
日用雑貨店	2 100.0	2 100.0	— —	— —	— —	
美容・理容店	1 100.0	1 100.0	— —	— —	— —	
靴・袋物・傘店	— —	— —	— —	— —	— —	
時計・眼鏡・装飾品店	3 100.0	— —	1 33.3	2 66.7	— —	
毛糸・手芸・生地店	— —	— —	— —	— —	— —	
書店	— —	— —	— —	— —	— —	
その他	8 100.0	2 25.0	3 37.5	1 12.5	2 25.0	

表29 業種別営業歴

業種	上段：実数 下段：横%	合計	営業歴						
			戦前から	昭和20年代から	昭和30年代から	昭和40年代から	昭和50年代から	昭和60年代以降	その他
全体	37 100.0	11 29.7	6 16.2	7 18.9	1 2.7	3 8.1	6 16.2	3 8.1	
飲食店	8 100.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	—
衣料品店	11 100.0	— —	2 18.2	4 36.4	— —	— 9.1	1 36.4	4 36.4	—
食料品店	3 100.0	3 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	—
日用雑貨店	2 100.0	2 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	—
美容・理容店	1 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	— 100.0	1 —	—
靴・袋物・傘店	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	—
時計・眼鏡・装飾品店	3 100.0	1 33.3	— —	2 66.7	— —	— —	— —	— —	—
毛糸・手芸・生地店	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	—
書店	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	—
その他	8 100.0	3 37.5	2 25.0	— —	— —	— —	— —	— —	3 37.5

表30 営業歴別経営主年齢

営業歴	上段：実数 下段：横%	合計	回答者の年齢				
			20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
全体	38 100.0	1 2.6	3 7.9	6 15.8	13 34.2	15 39.5	
戦前から	11 100.0	— —	1 9.1	2 18.2	4 36.4	4 36.4	
昭和20年代から	6 100.0	— —	— —	1 16.7	2 33.3	3 50.0	
昭和30年代から	7 100.0	— —	— —	1 14.3	1 14.3	5 71.4	
昭和40年代から	1 100.0	— —	— —	— —	— —	1 100.0	
昭和50年代から	3 100.0	— —	— —	1 33.3	2 66.7	— —	
昭和60年代以降	6 100.0	1 16.7	2 33.3	— —	3 50.0	— —	
その他	2 100.0	— —	— —	— —	1 50.0	1 50.0	

表31 営業歴別従業員人数

		合計	従業員の人数				
			1人	2人~3人	4人~5人	6人~9人	10人以上
	上段：実数 下段：横%						
営業歴	全体	38 100.0	5 13.2	21 55.3	5 13.2	6 15.8	1 2.6
	戦前から	11 100.0	1 9.1	3 27.3	3 27.3	3 27.3	1 9.1
	昭和20年代から	6 100.0	— —	4 66.7	1 16.7	1 16.7	— —
	昭和30年代から	7 100.0	— —	6 85.7	— —	1 14.3	— —
	昭和40年代から	1 100.0	— —	1 100.0	— —	— —	— —
	昭和50年代から	3 100.0	— —	2 66.7	— —	1 33.3	— —
	昭和60年代以降	6 100.0	3 50.0	3 50.0	— —	— —	— —
	その他	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	— —	— —

表32 営業歴別家族以外の従業員人数

		合計	家族以外の従業員の人数			
			0人	1人	2人	3人以上
	上段：実数 下段：横%					
営業歴	全体	37 100.0	11 29.7	12 32.4	7 18.9	7 18.9
	戦前から	11 100.0	2 18.2	2 18.2	3 27.3	4 36.4
	昭和20年代から	6 100.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	1 16.7
	昭和30年代から	7 100.0	1 14.3	4 57.1	2 28.6	— —
	昭和40年代から	1 100.0	— —	1 100.0	— —	— —
	昭和50年代から	3 100.0	1 33.3	1 33.3	— —	1 33.3
	昭和60年代以降	5 100.0	4 80.0	1 20.0	— —	— —
	その他	3 100.0	1 33.3	1 33.3	— —	1 33.3

表33 店舗面積規模別従業員人数

		合計	従業員の人数				
			1人	2人~3人	4人~5人	6人~9人	10人以上
	上段：実数 下段：横%						
現在の店舗の面積規模	全体	38 100.0	5 13.2	21 55.3	5 13.2	6 15.8	1 2.6
	10~30m ²	2 100.0	— —	2 100.0	— —	— —	— —
	31~50m ²	11 100.0	2 18.2	8 72.7	1 9.1	— —	— —
	51~70m ²	5 100.0	— —	3 60.0	2 40.0	— —	— —
	71~100m ²	10 100.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0	3 30.0	— —
	101~150m ²	2 100.0	— —	2 100.0	— —	— —	— —
	151~200m ²	1 100.0	— —	— —	— —	1 100.0	— —
	201m ² 以上	2 100.0	— —	— —	— —	1 50.0	1 50.0
	わからない	2 100.0	— —	1 50.0	— —	1 50.0	— —

表 3-4 店舗面積規模別家族以外の従業員人数

上段：実数 下段：横%		合計	家族以外の従業員の人数			
			0人	1人	2人	3人以上
全体		37 100.0	11 29.7	12 32.4	7 18.9	7 18.9
現在の店舗の面積規模	10~30m ²	2 100.0	—	2 100.0	—	—
	31~50m ²	11 100.0	5 45.5	4 36.4	2 18.2	—
	51~70m ²	5 100.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	—
	71~100m ²	10 100.0	2 20.0	2 20.0	2 20.0	4 40.0
	101~150m ²	2 100.0	—	1 50.0	1 50.0	—
	151~200m ²	1 100.0	—	—	—	1 100.0
	201m ² 以上	2 100.0	—	—	1 50.0	1 50.0
	わからない	2 100.0	1 50.0	—	—	1 50.0

表 3-5 店舗面積規模別業種

上段：実数 下段：横%		合計	業種									
			飲食店	衣料品店	食料品店	日用雑貨店	美容・理容店	靴・袋物・傘店	時計・眼鏡・装飾品店	毛糸・手芸・生地店	書店	その他
全体		37 100.0	9 24.3	11 29.7	3 8.1	2 5.4	1 2.7	—	3 8.1	—	—	8 21.6
現在の店舗の面積規模	10~30m ²	2 100.0	1 50.0	1 50.0	—	—	—	—	—	—	—	—
	31~50m ²	10 100.0	2 20.0	2 20.0	2 20.0	2 20.0	—	—	—	—	—	2 20.0
	51~70m ²	5 100.0	—	1 20.0	—	—	—	—	2 40.0	—	—	2 40.0
	71~100m ²	10 100.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0	—	1 10.0	—	—	—	—	2 20.0
	101~150m ²	2 100.0	—	—	—	—	—	—	1 50.0	—	—	1 50.0
	151~200m ²	1 100.0	1 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	201m ² 以上	2 100.0	—	1 50.0	—	—	—	—	—	—	—	1 50.0
	わからない	2 100.0	2 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

IV 大須商店街・浅草商店街の活性化事例

1. 大須商店街

(1) 位置・概況

大須商店街は数多くの神社仏閣が立地するとともに、そこには貴重な歴史文化財が存在している。これを単に大須の資源ではなく、名古屋市民、あるいは日本の共通の財産として活用している。また名古屋の娯楽の中心地であったことから、大正琴、櫃まぶし、ういろといった大衆文化の蓄積がロック歌舞伎、天むすといった新しい文化を生み出す拠点となつた。大須商店街は名古屋城の城下町の入口にあり(図4)⁴⁾、江戸時代の寺町として出来あがつてから歴史を経て現在に至つてはいる。隣には栄という洗練されたデパートと地下街を中心とした商業地があるが、大須にはパソコン、電気製品・部品、家具といった特定分野の専門店などが集積しており、若者からお年寄りまで惹きつける「ごった煮の街」として賑わいをみせている。今では日本三大電気街のひとつとされている。

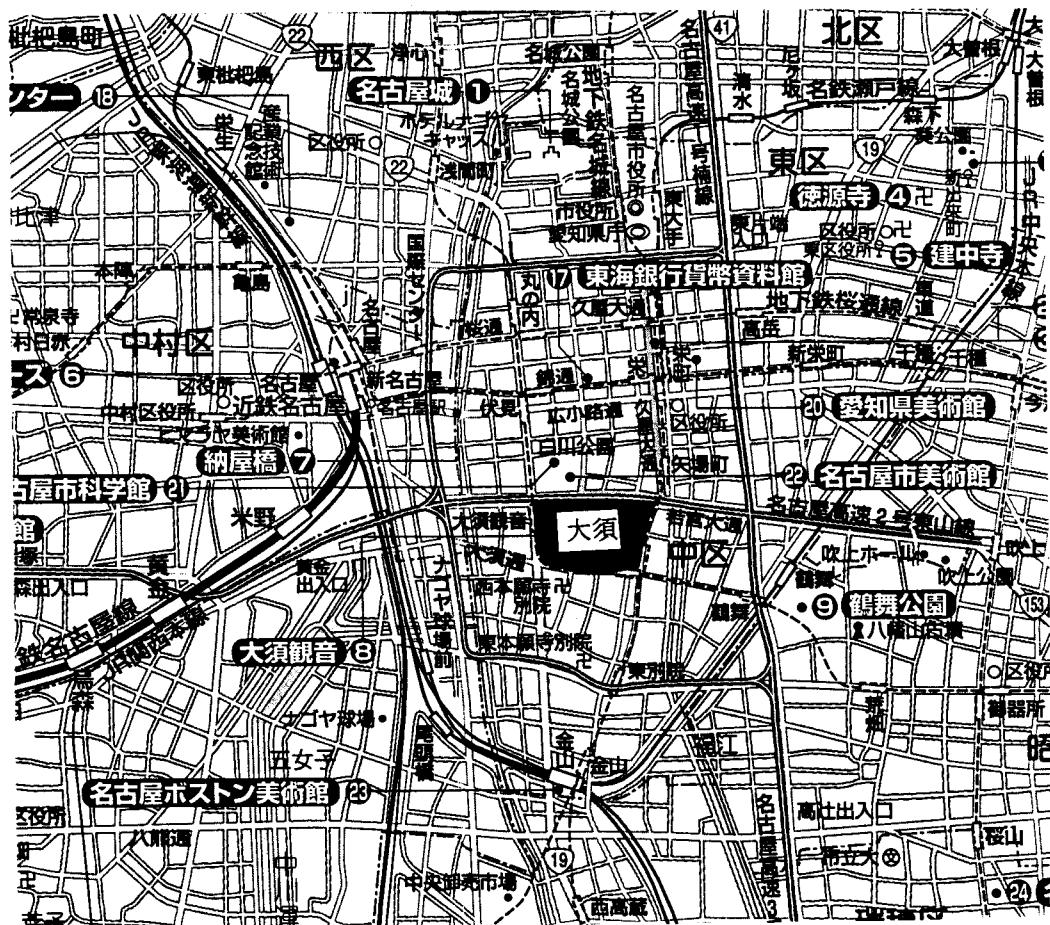


図4 周辺地図

表 36 大須地区の小売商業の概況

	大須(大須学区)			栄(栄学区)		
	小売商店数	年間販売額	売場面積	小売商店数	年間販売額	売場面積
S 57年	店 608	億円 392	m ² 39,389	店 764	億円 3,081	m ² 189,229
S 60年	600	971	44,192	763	3,147	200,074
S 63年	557	486	39,768	796	3,704	217,494
63/57年	△8.4%	23.9%	1.0%	4.2%	20.0%	14.9%

資料：昭和 57 年、60 年、63 年商業統計

表 36 は小売商業の昭和 57 年から昭和 63 年の変化を大須地区と栄地区とで比較したものである。大須地区は昭和 57 年に比較して昭和 63 年の小売商店数は減少しているが、年間販売額、売場面積は増加している。栄地区は小売店舗数、年間販売額、売場面積が継続的に増加している。

(2) 商店街活性化及びまちづくりの課題と対策

1) 大須の衰退

名古屋のほぼ中央に位置し、かつての大繁華街としてその繁栄を謳歌した「大須」の歴史は古い。1610 年に徳川家康の名古屋城建築に伴って街づくりが始まった。今の岐阜県羽島市大須にあった大須観音をはじめとする寺社仏閣が次々にこの地に移され門前町として栄えた。芝居や寄席が人を集め、映画館なども増えるに従って商店街が形成された。大須には普段の生活とはちょっと違う面白い何かがあり、人々の活気があった。江戸時代から門前町として発達した大須は大須観音、万松寺を核に庶民文化、芸能を生み出す娯楽、商業の充実した名古屋一大繁華街に成っていったのである。しかし、第 2 次大戦により、こうした集客施設の多くが焼失、移転したのに加え、戦後の大規模都市計画により街の四周を若宮大通、南大津通などの幹線道路が走り抜け、陸の孤島になってしまった。さらに追い討ちをかけるように時代が高度成長期に入り人々の人気が映画からテレビに移り、残っていた映画館も次々に廃業に追い込まれた。誰もが市電で気楽に行けた街がバスや地下鉄を乗り継がないと行けない街になった。大須は栄や名古屋駅前の近代的な設備を整えた商業地区に対して、古臭い商店街として人の流れがぱったりと途絶え、衰退の一途をたどって行った。そんな状態になんとか歯止めをかけようと主要商店街が集まり連盟を結成したり、名古屋初の全蓋式のアーケードを建設するなど努力はあったものの決定打にはならなかった。

2) 対策

・イベント

そのような状態に危機を感じ、再生に向けて動き始めた。「とりあえず、大須の川(街)

に魚(客)を泳がせよう。魚(客)がいなければいくら良い道具(店)、えさ(商品)があつても魚は釣れない。」そんな意気込みで取り組みを始めたのが徹底的な話題づくりとしてのイベントの開催であった。イベントの目的は50～60歳の人を対象とした古い街であったのを変えるためである。名古屋祭りがパレード中心の見る祭りであるのに対し、大須大道町人祭りは大須らしさを全面に打ち出し観客への参加を求めた。春まつり・夏まつり・秋の大須大道町人祭りなど、季節に応じた祭り、またその間を埋める多くのイベントなど切目なく継続的にしつこいほど繰り返して現在の大須の賑わいが生まれてきたのである。

・商業の変容

またアメ横の進出が若者を大須へ惹きつけるきっかけともなった。現在、大須には「大須ファッショ(オスカジ)」とも呼ばれている多くの古着屋が集積し、アメ横近辺を中心とした「大須パソコン村」とも呼ばれる情報関連機器の販売の集積などが子供からお年寄りまで楽しめるまちになっている。

・大須まんだら・わんだーらんど構想の策定

平成3年から「大須まんだら・わんだーらんど構想」という開発コンセプトのもとにハード面の整備を中心に再開発している。

・空店舗対策

空店舗対策としては人に貸したくないという人があったが人に貸させる努力をしてこれまでの空店舗を埋めていった。現在、新店の8割はヤングカジュアルであり、今後は飲食店があまり見られないので入ってくる可能性が高いと思われる。商店の業種変更としてかばん屋がうどん屋になった例もある。現在、店舗の6割が自営業、4割が貸店舗となっている。それぞれの店主の住居は店舗併用や隣接したマンションが半分以上を占めているのが特徴である(図5)⁵⁾。

・まちづくり協定

大須商店街では大須まちづくり憲章としてまちづくり協定が名古屋市の指導で実施されている。店舗の改装、改築の場合には届出を出す必要があり、工事内容を住人に連絡し、公表しなければならない。5、6年前には店舗の改装、改築にあたって100万円の補助金が出されていた(資料1)⁶⁾。

(3)商店街活性化及びまちづくりが進捗した理由

1)専門店の集積

大須商店街ではパソコン、電気製品・部品、家具といった特定分野の専門店等が集積しており、名古屋都市圏から広域的に集客している。栄地区は名古屋都市圏の中心商業地として集積規模、業種の多様性、品揃え、グレイドの高さといった点で総合的に集客しているのに対し、大須地区は特定の分野で広域的な商圈を形成し、都心地区にあって栄地区ではない大須の個性が魅力として活性化につながっている(図6)⁷⁾。

2)新旧のイベント

空店舗対策

・業務

- 出店希望テナント登録
- 貸し店舗登録
- 短期貸しのメニューを揃える
 - ・仮設店舗
 - ・土日店舗
 - ・イベント用店舗
 - ・その他
- フロント部分の活用
 - ・シャッターのデザイン
 - ・マップの設置
 - ・ワゴンセール
 - ・その他
- 空店舗活用相談
- 広報活動
- テナントの斡旋
- 借り上げ契約

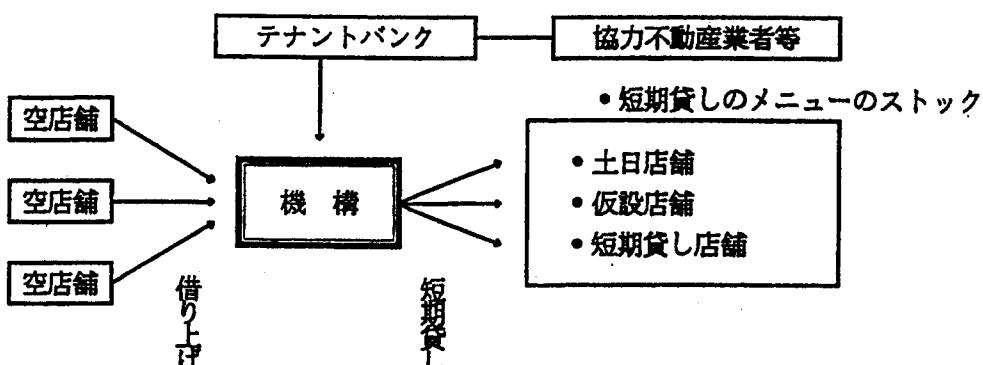
・構成

- 現在の空店舗部会の継続

↓
 継続体制の確立
 (空店舗借上機構)

- 連盟担当者
- 各単組担当者
- 宅建業者
- 顧問弁護士 など

機構のイメージフロー 1



機構のイメージフロー 2

※テナントを斡旋する場合は、その商店にふさわしテナントを紹介することで、商店街全体の活性化をねらう。

図 5 空店舗対策のための業務構成

資料1 万松寺通商店街まちづくり協定

万松寺通商店街まちづくり協定

(目的)

第1条 本協定書は万松寺通商店街における建物新築・改築及び改装などまちづくりにかかる取り決めを定め、お互いの信頼と責任の下に遵守することにより、大須まちづくり憲章にうたわれた「ぬくもり」「楽しさ」「ふれあい」のあるまちづくりをめざすものである。

(適用区域)

第2条 まちづくり協定（以下、「協定」）を適用する区域は、万松寺通商店街振興組合の区域とする。

(協定遵守義務)

第3条 区域内の商店街振興組合員は、大須まちづくり憲章を尊重し、商店街振興組合で定められた協定を遵守する義務を負う。

2 組合及び組合員は、組合員以外の者で地区内で事業を行う者又は住居を有する者に対し、本協定の効果を高めるために、協定内容を遵守するよう働き掛けを行う。

(協定遵守項目)

第4条 協定により、遵守すべき基本項目は次の各号に定める事項とする。

- 一 建物の用途及び土地の利用
- 二 店舗の外観
- 三 閉店後の店舗前の演出
- 四 休業店等の店舗前の演出
- 五 工事にあたっての留意事項
- 六 その他

2 遵守すべき基本項目の内容については、法令に抵触しない範囲で、別に定める。

(計画書提出義務)

第5条 組合員は、建物新築・改築及び改装を計画する場合、その内容を明示した計画書を組合に提出しなければならない。ただし、予め理事長の承諾を得ている場合は、この限りでない。

2 組合員は土地を処分または用途を変更する場合、事前に計画内容を組合に明示するよう努めなければならない。

(まちづくり協定委員会の設置)

第6条 協定の内容を普及するとともに、協定の運用を円滑に行うために、組合にまちづくり協定委員会（以下、「委員会」）を置く。

2 委員会は、理事会で選任された委員3名以上でもって構成する。

3 委員の互選により委員長を選任し、委員会を代表する。

(まちづくり協定委員会の職務)

- 第7条 委員会は、組合員が有する建物新築・改築及び改装の計画について、計画書の提出を求めることができる。
- 2 委員会は、計画の内容を、協定と照らし合わせて確認する。
 - 3 委員会は、計画書の内容が協定を遵守した内容でないと確認したとき、組合の理事会に具申しなければならない。
 - 4 理事会は、委員会から具申された内容について審議を行い、具申内容が適当なものと判断した場合、計画を有する組合員に意見を申し出ることができる。

(大須商店街連盟との連携)

- 第8条 委員会は、提出された計画書を確認する際、大須商店街連盟に相談しなければならない。
- 2 理事会は、第7条第4項の理事会の審議に当たっては、大須商店街連盟の意見を聞かなければならない。
 - 3 第1項及び第2項を行う場合、大須商店街連盟と関係のある専門家の意見を聞くように努めなければならない。

(協定締結)

- 第9条 協定は、組合の総会の議決により締結するものとする。
- 2 協定の変更等の手続きについては、前項と同様、総会の議決をする。ただし、軽微な事項については、理事会でもって行うことができる。

(その他)

- 第10条 その他、協定に関して必要な事項は、理事会でもって定めるものとする。

(附 則)

1. この協定は平成5年11月2日から施行する。

万松寺通商店街まちづくり協定基本項目の内容

1. 建物の用途及び土地の利用

- (1) 建物の1階部分の用途は、商店街としての連続性を確保するためには、極力商業的な物販・飲食・サービス店とし、非商業用途（事務所等）としての利用は避ける。
- (2) 建物の用途としては、風俗関連営業（風営法第2条第4項）及び暴力団事務所への利用は認めない。
- (3) 商店街の賑わい性を疎外することのないように、土地利用としては、更地の状態で放置したり、平面駐車場として活用することは、極力避けるように努める。

2. 店舗の外観

- (1) 店舗の外観（店頭ファサード）を整備する場合、次の①又は②を行いうものとする。
 - ① 大須の下町としての雰囲気（ぬくもり）を残しながら、街並みとしての連続性の確保、店舗訴求力の強化を図るために、店舗の顔づくりとして、1～2階の外観は一体的なデザインのものになるように配慮する。
 - ② 店舗の外観や看板については、驚きや楽しさが感じられるよう、取扱い商品や店舗のコンセプトを表現又は象徴するような特徴のあるデザインに装飾を行う。
- (2) 建物所有者は、1階のテナントが上記の①又は②を計画した場合、できる限り協力するように努める。

3. 閉店後の店舗前の演出

- (1) 夜の賑わいを演出するために、1階店舗部分のシャッターシースルー化、営業時間外の店内またはショーウィンドーの店頭照明に努める。
- (2) 閉店後、歩いても楽しい街並みを形成するために、可能な限り、シャッターのアート化に努める。

4. 休業店等の店舗前の演出

- (1) 商店街としての連続性確保と歩いても楽しい街並みを形成するため、可能な限り、シャッターのアート化に努める。
- (2) 休業した場合の店舗前や更地にした場合の敷地については、商店街振興組合から催事等に活用したい旨申出があれば、事情が許す限り協力するように努める。

5. 工事にあたっての留意事項

- (1) 店舗の改裝・新築工事の実施にあたっては、「店舗の改裝・新築工事についての留意事項」(附属文書)を遵守する。
- (2) アーケード、カラー舗装の平板にかかる工事については、事前に組合に届け出をし、その承認を受けなければならない。
- (3) 組合の共同施設を破損した時には、組合に届け出をし、その指示のもとにすみやかに現状復旧する。

6. その他

- (1) 組合員は店舗前の美化に努めるとともに、組合で取り決めた一斉清掃を行うようとする。
- (2) 新装・改装のオープン催事については、過度の呼び込み、騒音、悪臭など近隣からの苦情が出ないように配慮する。
近隣より苦情があった場合には、誠意をもってすみやかに対処する。

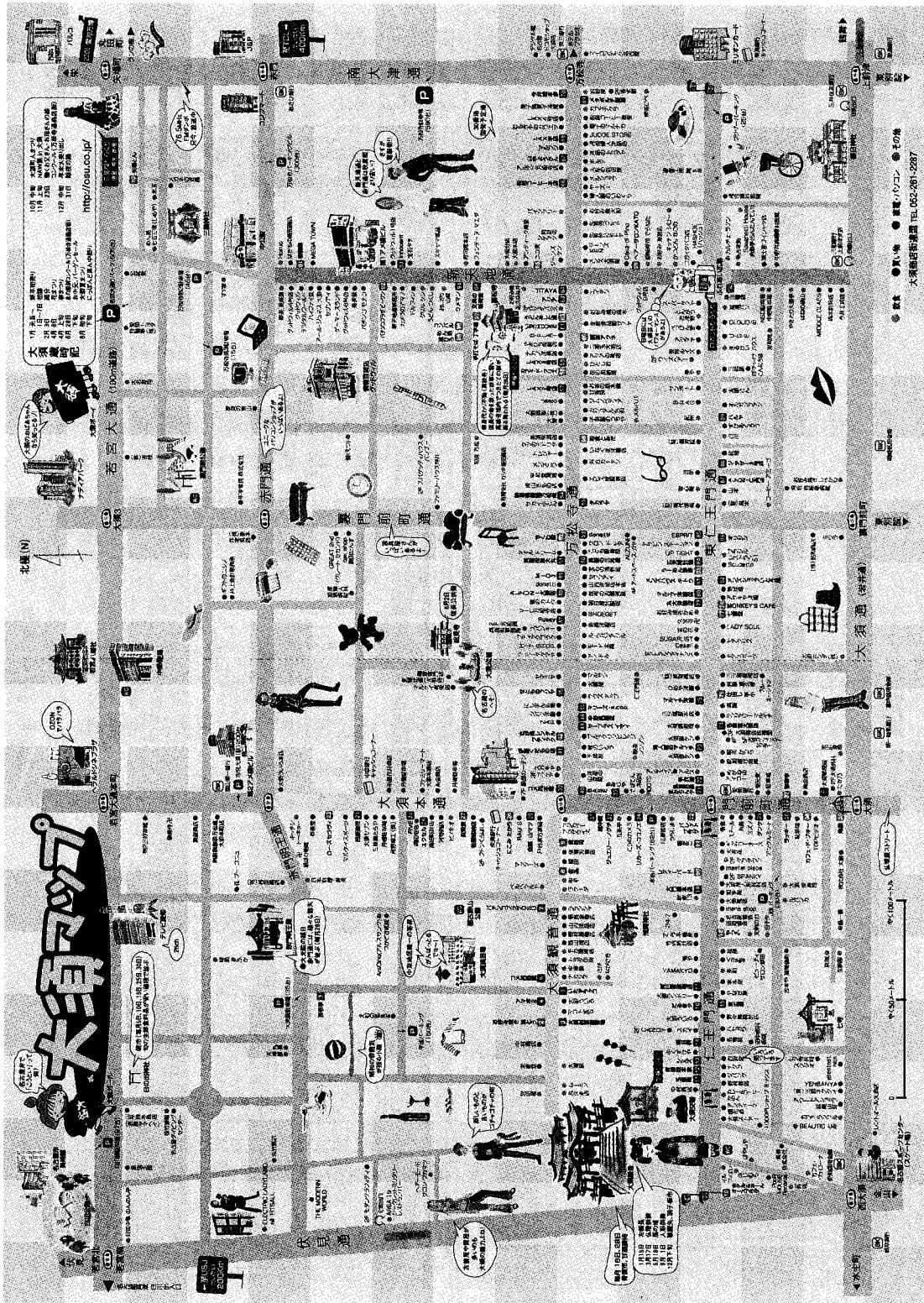


図6 大須商店街地図

大須地区の商業核は、アメ横、コメ兵といったディスカウント店がその役割を果たし、中心的な集客施設となっている。こうした商業施設の持つ集客機能以外にも、大須観音、万松寺等は独自に広く人を引き付けており、大須地区の集客力を高めている。また大道町人祭りを始めとするイベント、あるいは骨董市、縁日などが大須全体でみると年間を通して開催されているため、結果として集客施設に集客機能を発揮している。

3)まちづくりのリーダー育成

大須商店街ではイベントを行うまで7つの商店街で、370の店があったが、一緒になってイベントをやることはなかった。そこでイベントを大須商店街全体で開き、人材育成を目的とし、知力と体力でカバーした。このイベントの成功により若者のやる気を生み出し、今では20代、30代、40代の経営者が中心となって仲良くやっている。大道町人祭りでは補助・寄付を合わせ、経費を1700万円、一軒1万円の協賛金とし、1年かけて準備をしている。これまで24回開催してきたが、すべて違うやり方で実行委員長は毎年代わり、これまでの24人の実行委員長経験者が活性化のリーダーとなっている。商店街では若者の意向を尊重し、行動するための会議が行われている。2001年の10月に行われた大道町人祭りを訪れた人口の数は1日目で20万人、2日目で25万人と合計45万人が集まった。

(4)大門立町商店街活性化への提案

1)商業の変容

もともと大須には衣料品店が多くたが、旧態依然としていた。また、映画館の歓楽街としても衰退した。大道町人祭等を契機にして、新しいフッションタウンとして甦り、電気店街の形成、ディスカウント店の進出が商業の変容を促進した。大須観音の伝統を利用しつつもそれに期待せず、新たな下町商店街の機能を模索しつづけている。

2)リーダーの育成

商店主が町に定住していることが活性化の大きな要因であるが、それらの商店主の中から多数のまちづくりのリーダーを大道町人祭の企画運営を通じて育成していることが大須の特徴である。

3)人の誘引策

・街の個性づくり

商店街がひとつになった商店街のイメージづくりが重要であると思われる。大須は榮などには期待できない下町のイメージを現代化したまちづくりを進めている。

・イベント

イベントを開催するにあたっては個性のあるイベントを開いていくべきである。イベントの成功により、ディスカウントショップなどの進出もみられる。今後の見通しとしては若者に流行りの雑貨の人気が高まり、イベントを行う際にマスコミ、インターネット等の情報公開が集客に影響する。

2. 浅草商店街

(1) 位置、概況

現在、浅草には(協)浅草商店連合会の係わる 18 の商店街がある。「最寄品小売業」の商店数が 86 店で全体の構成比の 13%、「買回品小売業」が 301 店で 46 %、「飲食店」が 199 店で 30.7 %、「娯楽」・「サービス」がそれぞれ 11 店で 1.7 %づつである。

すなわち、物販店は 60 %、飲食店が 30 %、その他 10 %という割合にあり買回り品のウェイトが高い構成を示している。最寄品小売業の菓子・パン店のうちには土産用に多くを期待する店が多く、一般食料品店、生鮮食料品店が繁華街とはいえないことが伺える。また、娯楽店のほとんどはパチンコ店で、サービス業の多くは理・美容店である。また、街内には民間投資により複合大規模商業施設として昭和 60 年に開業されたテーオーシー ROX ビル以外には最寄品総合店及び買回品総合店がないことから、浅草は専門店の集積街ということができる(表 37)⁸⁾。

表 37 組合員等の数

(単位: 店、%)

業種		商店数	構成比	業種		商店数	構成比	業種		商店数	構成比
最寄品小売業	最寄品総合	0	0.0	買回品小売業	買回品総合	0	0.0	飲・食・サ・イ・娯・ビ・樂・ス	飲食店	199	30.7
	生鮮食料品	8	1.2		衣料品	124	19.1		娯楽	11	1.7
	一般食料品	20	3.1		身の回り品	97	15.0		サービス	11	1.7
	菓子・パン	33	5.1		文化品	78	12.0		小計	221	34.1
	家庭用品類	25	3.9		耐久消費財	2	0.3		その他	40	6.2
	小計	86	13.3		小計	301	46.5		合計	648	100.0

浅草の主たる商圈は図 7 のように東京の下町(台東区、荒川区、墨田区、葛飾区)と埼玉県の東武線沿線の市町村が含まれる。

(2) 商店街活性化及びまちづくりの課題と対策

1) まちづくりの課題

現在の浅草は観光客、参詣客、催し事に関心の深い客、また買物・飲食を伴う客、わざわざ買物・飲食の目的のために来街する客などにぎわい、その目的は多種・多様である。浅草でのいろいろな行動をパターン化しそれを層として見ると顧客層の重層化は他の繁華街よりかなり厚いといえる。しかし、浅草もかつては他の商店街と同様に客の来街が途絶え、衰退の一途をたどっていた。昭和 20 年の東京大空襲以降、昭和 32 年～33 年まで繁栄した映画館や劇場への来街客がテレビの普及により減り始めた。また昭和 33 年には吉原が廃止され、向島から来街していた客が来なくなり浅草は衰退していった。「観る街・

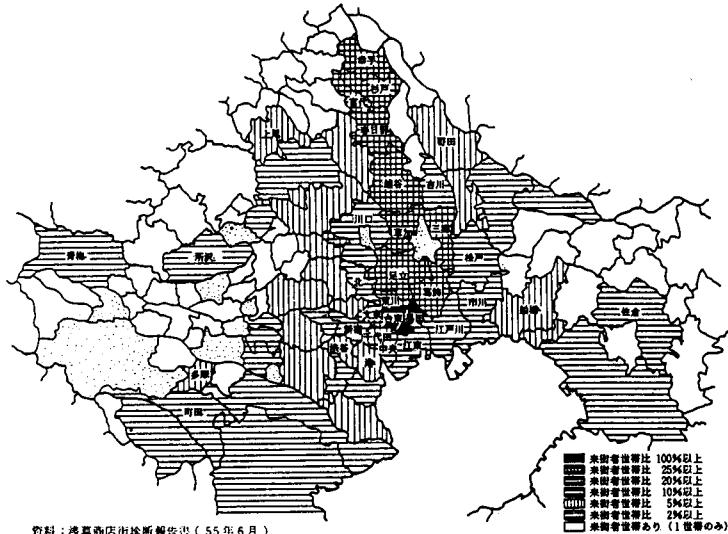


図7 固定的・変動的商圏（地域別補正来街世帯比）

買う街・食べる街」だった浅草の「観る街」の部分が時代の流れと共に衰退し、変化を求めるようになった。そして昭和60年に、危機感を持った地元住民たちが参加してつくった基本計画「浅草コミュニティー・マート構想モデル事業」がまとめられた。その中であげられたいいくつかの問題点を改善することを課題とし、まちづくりが行われた。ここでは、特に空間的構造についての課題を明らかにしておく。「浅草の中は浅草寺という大きな面と細かい道路とできており、これを広幅員の周辺道路が囲んでいる。ところが細かい地区内道路が地区内の空間構造をわかりにくくしている。そして、周囲の広い道路からは地区内部が見えないような景観構成となっている。そこで、地区内の比較的広い六区通りやオレンジ通りに着目し、その幅員を活かす整備・利用を図ることによって中間スケールの空間構造を導入し、加えて、地区内の通りの性格区分に応じた空間デザインを導入する。」(図8)。

また、平成13年の台東区観光ビジョンでは、浅草は下町文化体験地区として伝統芸能や街並みを保存しながら体験機能を付与して下町文化を創造していくエリアとして位置づけられている(図9)⁹⁾。

2) まちづくりの対策

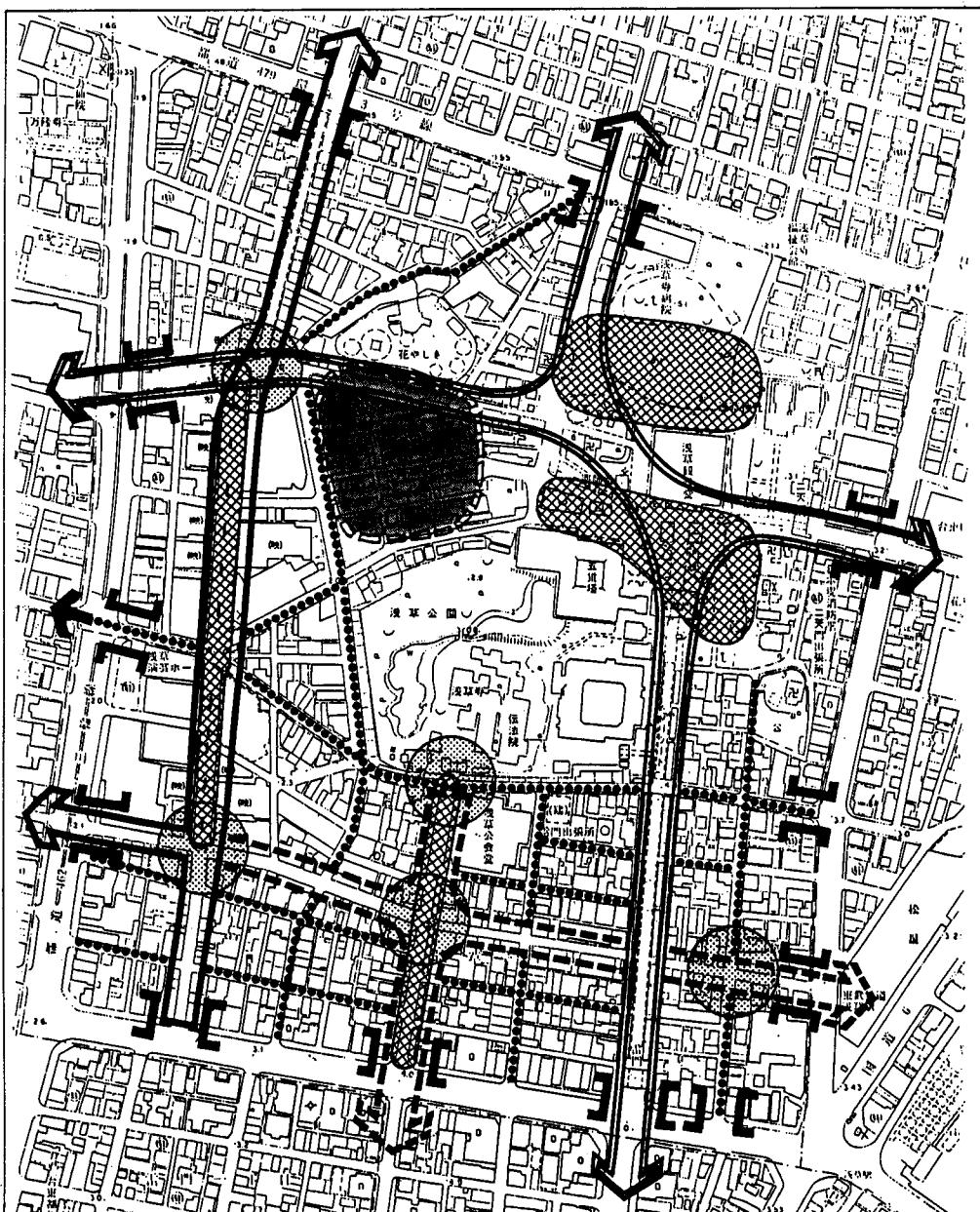
上の課題に沿ってまちづくりが進められた。カラー舗装は22～23の通りについて整備された。主なものは次のようなである。

オレンジ通り—昭和60年当時は片側アーケードであったが、アーケードを取り中広場的整備を行った。ここには高級品店、老舗が多い。

新仲見世通り—カラー舗装にした。アーケードの統一はできず、道路改修だけになった。

観音通り、すしや通り、アーケードの整備。

仲見世通り—完成されているので、少しの手直しをした。



○ 街路の性格区分

- [Hatched Box] 歴史性（歴・光）
- [Horizontal Lines Box] 盛り場性（娛樂）
- [Dashed Box] 現代性（商・業）
- [Dotted Box] 下町性（歓・策）

○ 街路空間の演出課題

- [Cross-hatched Box] 広場空間の創出
- [Solid Box] 街路交差部の改善
- [Gate-shaped Box] ゲート性の強化
- [Upward Arrow Box] 地区外の魅力ポイント
との連続性の強化

■ 街並みの抜本的改善
(浅草寺と六区とを力強くつなぐ
例えば“江戸町”的整備)

図8 通り空間の性格区分と演出課題

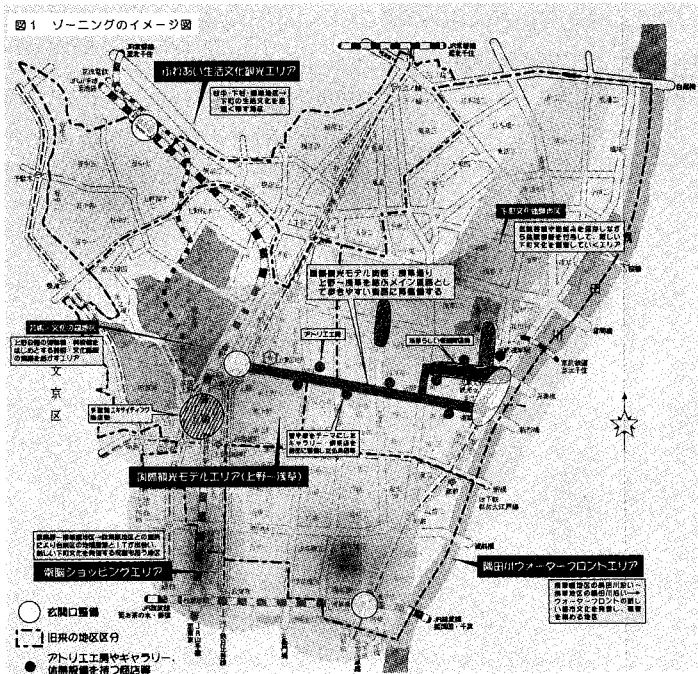


図9 台東区観光ヴィジョンゾーニングのイメージ図

仲見世通り——完成されているので、少しの手直しをした。

たぬき通り——街路灯に狸を 11 個設置した。願かけ狸をおいた。

食通街、柳小路——下町的な雰囲気の通りにした。

地下駐車場——雷門通り及びそこに接続する並木通りの空間規模を活かして、その地下に、歩行と他の交通手段とのジャンクション施設(公共的駐車場)が整備された。平成 12 年から工事が始まり、現在は車 200 台分の駐車スペースが確保され、集客の多い休日には、6 回転の 1200 台が駐車可能になった。これにより、車による来街をより多く受け止めることができ可能となった。(図 10)¹⁰⁾

3) イベント

また、浅草では元旦の初詣から大晦日の除夜の鐘まで、様々な行事が催されている(表 38)。浅草寺に由来する、仏事、神事が中心であることはいうまでもないが、中でも最も賑わいを見せるのが 5 月の三社祭りである。三社祭りは東京の三大祭一つであり、内外から 200 万人以上の人々が訪れ、浅草寺境内はもとより周辺地区を埋めつくし、街中が一つの祭りの中に溶け込む。しかし今でこそ、それほどの賑わいを見せる三社祭りだが、かつて「斜陽浅草」といわれた頃には御輿の担ぎ手がいなくなるほどだった。そこで、古くから定着している伝統的な行事に加え、昭和 53 年には 17 年ぶりに早慶レガッタボートレースと隅田川花火大会を復活させ、昭和 56 年には浅草サンバカーニバルが開催するなど、新しい行事を増やしていく。浅草サンバカーニバルは 20 年以上続き、今では浅草の夏の定番になっている。そして、浅草では浅草寺ゆかりの行事と、浅草を舞台として新に持ち

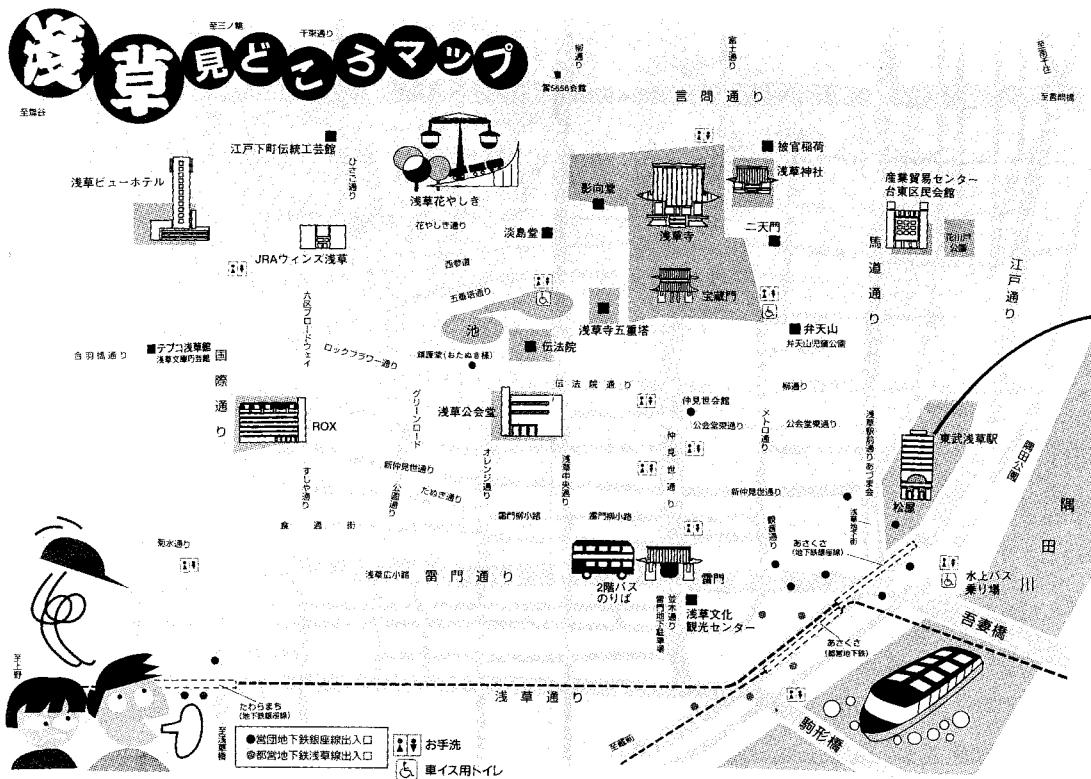


図 10 浅草地図

込まれた行事が一体となり、年間を通して賑わうようになった。しかも、これらの行事は、いずれも知名度が極めて高く、集客力に優れており、浅草地区を支える重要な基盤となっている。しかし、それと同時にイベントだけでのまちづくりには限界があり、新たな課題への対策が必要とされている。近年、浅草に来街する観光客の増大は多くの人の認めるところであるが、この増大にもかかわらず売上の伸び悩みを訴える店も少なくない。また、現在は少ない空き店舗も、今後増える可能性があり、後継者問題などといった将来に向けての課題が残されている。

(3) 商店街活性化及びまちづくりが進捗した理由

浅草は「観光と商業とのづくり、地場産業のまち」を基本理念に、まちづくりを行ってきた。しかし、戦後の復興とともに、一度は衰退した浅草が現在のような賑わいを見せるようになった一番の理由は、地元の人々の底知れぬ努力だといえる。伝統と文化の地、浅草で、いくつもの新たな試みを行ってきた地元の人々の努力と決断力が浅草商店街の活性化やまちづくりを進捗させたといえる。街路空間の整備や新たな催し事を行なうなど、地元の人々が活性化策・まちづくりに積極的であった。また、早い時期から、地元の人々が商店街の現状や将来に危機感を持ったことも、理由の一つだといえる。すべての事を第三者の機関に託し、待っているだけでは、何ひとつ解決につながらないことを知ることが何よ

りも重要である。

(4) 大門商店街活性化への提案

浅草は観音様を中心とした歴史文化を伝承していく中で、観光と商業と下町の地場産業(靴づくり等)を産業としている。浅草の活性化はこうした伝統的な産業、商業を変えず、また急激な再開発、共同建築の類の街づくりを行わないで進められている。商店街の活性化は伝統的な商業を守りながら、商店街通りの環境改善を行う一方で、多くの新旧イベントを活発化し人を誘引する方策を採用してきた。大門立町商店街は観音様があるとはいえ、浅草のような街や商業の伝統的な魅力を見ることは出来ないので、浅草のような活性化方策の採用は困難である。

表 38 浅草の行事

月	日	行 事	月	日	行 事	月	日	行 事
1月	12/31 ~ 6日 1~3日 1~7日 2~4日 6日 15日 16日 18日 下旬 28日	修正会 初詣 七福神詣 初荷 消防出初式 成人式 開運參り 初観音 亡者送り 隅田川マラソン大会 初不動	5月	5日 中旬 " 17日前後 25日 下旬 31日	端午の節句・宝の舞 江戸職人新作展 浅草リバーサイド ミュージックフェスティバル 三社祭 江戸消防歎聲祭 さつき盆栽大会 お富士さん植木市 (6/1, 6/30, 7/1も)	9月	15日 秋分 28日	十五夜月見 敬老の日 秋季彼岸会 正五九大謹摩
2月	3日 節分前後 8日 15日 18日	節分会 仮面下見会 針供養 燈檠会 觀音御縁日	6月	3・4日 17日 18日 18日 30日	山家会 開山会 桔梗浄水加持会 百味供養会 華講会	10月	1日 上旬土曜 上旬日曜 9日前後 中旬 " 17日 18日 下旬 28日	大東京祭 下町郷土芸能の夕べ 江戸神輿大会 合羽橋道具まつり 浅草菊花大会 浅草秋の観光祭 十夜法会 百万遍念仏回向 金龍の舞菊供養 浅芽会浅草おどり 浅草きき酒大会 写経供養大会
3月	3日 10日 中旬 18日 18・19日 春分 下旬	ひな祭 駆火殉難者追悼法会 浅草春の観光祭 本尊示現会 鎮座堂縁日 春季彼岸会 隅田川桜まつり	7月	上旬 7日 8日 9・10日 11~13日 15日 中旬 下旬土曜	夏の大売出し 七夕祭 守本尊法楽会 四万六千日 ほおずき市 草市 施餽鬼会 浅草オペラの夕 隅田川花火大会	11月	3日 上旬 3日 酉の日 15日	台東区文化祭 江戸職人づくし 白鷺の舞 酉の市 七五三指 祝禱加持会
4月	上旬 " 8日 10日 12日 第2日曜 19日 下旬	疫脛典 流鏑馬 仏生会 花まつり 十三脂 願供養会 白鷺の舞奉演 馬頭観音法要 早慶レガッタ	8月	1日 上旬 15日 下旬土曜	警戒会 江戸下町夏まつり 万燈灯籠供養会 浅草サンバカーニバル	12月	1日~ 初旬 8日 12日 中旬 15日~ 17~19日 各至 31日	浅草商連歳末大売出し 台東ファッションフェア 成道会 御宮殿煤払い はきだおれ市 ガッ市 羽子板市(歳の市) 星まつり 除夜の鐘

注及び参考引用文献

- 1) 中沢孝夫：「変わる商店街」，『岩波新書』 719, 2001.3
- 2) 建築とまちづくり編集委員会：「特集商店街活性化と三つのまちづくり法」，『建築とまちづくり』 286 号, 2001.4, 新建築家技術者集団
- 3) デルファイ法－技術予測の手法の一つである。人間の直感力をそのまま利用する方法で、予測技術としては最も原始的である。①優れた個人、専門家が予測する、②その集約結果を専門家にフィードバックする、③集約結果を参照し再度予測を行うというプロセスを何回か繰り返し予測の精度を向上する。結果的に専門家の意見が収斂されるので、合意形成の方法として用いられることもある。(平凡社世界大百科事典より)
- 4) 近鉄：『近鉄ぶらり沿線散歩名古屋』, 2001.9
- 5) 大須商店街連盟：『大須まちづくり計画策定（概要版）』, 1995.3
- 6) 万松寺通商店街振興組合：『大須まちづくり憲章（万松寺通商店街まちづくり協定）』 1993.5
- 7) 大須商店街連盟：『大須マップ』
- 8) (協) 浅草商店連合会・商店街活性化モデル事業推進委員会：『浅草地区商店街活性化モデル事業報告書』, 1985
- 9) 台東区：『台東区観光ビジョン（概要版）』, 2001
- 10) 浅草商店連合会：『浅草見どころマップ』, 2000.12
- 11) 富永照子：『おかみさんの経済学』, 角川書店, 2001.5

構内請負業と雇用問題

尾崎 正利

1 はじめに一問題の所在¹⁾

(1) 問題の所在

2001年後半には失業率がついに5%を越え、製造業においても自動車、電機等の業種で従来とは異なり、下請だけでなく本体そのものへの大規模な人員整理が開始されるようになった。これらの原因には、様々な要因が複雑に組み合わされているが、中でも、半導体価格競争の激化、IT産業の不振に伴う過剰在庫、日本経済の停滞による国内消費の低迷、生産拠点の海外移転に伴う国内製造業の空洞化、並びにWTO同時テロに伴う経済界の動搖等があげられる。

しかし日本の雇用問題それ自体は、こうした要因がそれを加速するとしても、根本的にはもっと根深いところに原因がある。すなわち日本経済の国際化に伴う世界市場における生産競争の激化の中で、戦後日本経済を支えた雇用システム、すなわち終身雇用、年功序列、企業ベース労働組合がそのままでは維持し得なくなったところにある。²⁾だからといってそれらが一気に機能不全に陥ったわけではない。1970年代以降の女性パートタイマー雇用の常態化と急激な拡大、二度にわたる石油危機に伴う大幅な人員整理（とりわけ鉄鋼、造船・重機、石油化学等における）は、いずれも企業ベース組合との労使協調関係を強固なものとしつつ乗り切ってきたものと考えられ、男女の高学歴化の進展、男女雇用機会均等法、派遣業法の成立といった伝統的な雇用システムに対する不安定要因の出現にもかかわらず、少子高齢化社会の到来を直前に控えて労働力不足への漠然とした不安、とりわけ決定的だったバブル経済の到来が、いわゆる「三種の神器」をいわば聖域化した。³⁾⁴⁾⁵⁾

製造業は、既存のシステムを中心的システムとして温存しながら、しかし同時に外注化、すなわち生産の「アウトソーシング化」を積極的に進めていった。この製造業における雇用政策は、臨時工制度のような自ら雇用システムの本体につながる雇用の責任を引き受ける方法ではなく、期間工やパートタイマーと云った別個の雇用システムの中で、または雇用の責任を全く負わない業務の委託を通じた方法であった。この後者の方法はまず下請企業や関連受注企業及び独立しようとする従業員によって受けられた。とりわけ厳しい人手不足に悩まされた80年代後半を通じて、構内請負業者（業務請負業者）が大きく成長する基盤は、人手不足に悩む企業における周辺業務の一括受注が普及したことによる。例えば、ある大手の構内請負業者のケースでは、まず、製品の運送、次いで運送周辺業務（梱包その他）から始まり、製造ラインへの参入というコースを辿り、最終的には新規工場の製造要員の包括受注を受けるまでになっていた。

ところが新たな事業展開を目の前に大きな障害があった。すなわち、戦後日本の労働市場に大きな役割を果たした国内出稼ぎ労働力移動が70年代半ばから80年代前半にかけて大幅に減少し、生産のアウトソーシング化をもたらした人手不足は、こうした業者も労働力供給不足に悩まされること

になった。これら業者は、労働力不足の解消のために、移住労働力（とりわけ入国に殆ど問題のなかった日系人移住労働者）を積極的に導入しはじめ、現在20万を越える労働力の大半がこれら業者の事業展開を支えており、法的問題は別にして、企業のアウトソーシングの重要な位置を占めている。⁶⁾

（2）「構内請負業」の性質決定

この論文で「構内請負業」（または「構内下請業」）とは、以下のものを指す。⁷⁾第一に、受託業務について、生産請負を主とするものである。伝統的な土木・建設業における重層的請負、鉄鋼、造船・重機における伝統的社外工システム、最近の情報関係業務における業務一括処理事業を除外している。それら除外事業と「生産請負」とを区別する指標は、受託業務の独立性、分離可能性について生産請負よりも相対的により明確であること、その結果労務指揮が受託業者によってなされる可能性が強いことがあげられる。第二に、先の指標とも関係するが、ここで云う「構内請負」は、職業安定法第44条の「労働者供給事業」禁止との関わりで、その適用を回避すべく事業内容を精査・修正に努めた結果である。その主要な点は、職業安定法施行規則第4条の下で、派遣事業法制的に伴う派遣に該当するものを除いた内、いわゆる「偽装請負」の判断基準を示した「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」（昭61年37号）、「労働者派遣事業関係業務取扱要綱」（平11年職発814号）との関わりの中で形成されてきた事業である、⁸⁾と云う点が他の業務請負から区別される指標の一つである。⁹⁾第三に、「構内請負業」は、職業安定政策で云う「業務請負」でなければならないから、従って、「偽装請負」との境界線が常に問題となり、法的に安定した業態であるとは今なお決して云えない。しかしこの戦いの中でかなりの数の大手「構内請負」業者が社会に姿を現し、基準突破に自信を見せており反面、地方の小規模な業者は依然として公然化しておらず、その業態は明らかでない。後で見るよう、ヒアリング調査の結果では、「偽装請負」に入る可能性のある業者も多い。第四に、「構内請負」業者は、一般的に、生産そのものに対して特別な技能やすぐれたノウ・ハウを持っているわけではない。どちらかと云えば、リクルート、福利厚生を含む労務管理に優れた技能やノウ・ハウを持っていると考えられる。

「構内請負業」は、それでは労働市場においてどのような位置を占めるのか、と云う問題がある。それにはまず企業数、個々の企業の規模及び企業展開における地域的分布と云つたいわゆる産業としての特徴に関する事項、雇用労働者数、その年齢層、性別及び勤続年数、必要とされる技能、リクルートのターゲット等の労働者に関する事項、並びに委託企業の特性、業務請負業者との資本及び系列関係の有無、委託企業内での労務指揮行使の問題等の受入側企業における雇用構造に関する問題などがある。

しかしながら現状では、このような問題に関する調査統計等の資料は存在しない。すなわち、これら企業は法律によって規制された事業ではなく、先に述べた派遣事業と労働者供給事業との狭間におかれた、いわば規制の網の目からこぼれた分野に属するものと考えられるところから、業務統計上これらを取り出して扱うことが出来ない。また後で見るよう、受託内容として主要なもの

は生産であるが、その他にも、委託企業の従業員に対する福利厚生業務の受託等必ずしも生産受託に限定されない。⁽¹¹⁾さらに最近の労働市場民営化への政策転換以来、労働者派遣事業や職業紹介事業を併せ持ち、いわゆる「アウトソーシング」の総合的コンサルタントとして事業展開を図ろうとする業者も現れている。従って、構内請負業者として、その事業展開をマクロ的に把握することは、現状では不可能と云わざるを得ない。

しかしその一端は、主要な日系人雇用業者として、社会学の領域から実施された各種の調査で垣間見ることができるし、法律面からは鎌田氏らによる包括的な先行研究もある。⁽¹²⁾本論文は、日系人雇用にかかる調査を必要な限度で参考にしながら検討することとする。

2 構内請負業の業務の態様と雇用の特徴

構内請負業について、まずその歴史的展開から見ていくことにしよう。

筆者が参照することが出来た構内請負業者14件について、構内請負開始年が判明しているもの12件中、最も古いのは1971年及び1972年に開始した3業者である。これに1975年開始が1業者、1980年代が6業者、残り3業者が1990年代前半に始めている。一番古い3業者は梱包等の物流関連業務、または溶接下請から、1980年代の2業者は輸送用組立、プレス加工等の下請から、取引先企業の業務の一部を請け負うようになったことがこの事業展開のきっかけとなった。これら業者はその後、取引先を拡大し、委託企業に対する独立性を高めていった。その他の業者は1980年代後半、製造業におけるアウトソーシング化の普及に伴って設立され、構内請負業を当初の目的として設立されたものと推測することが出来る。

（1）構内請負業の発生要因

先行業者について、次のヒアリングの内容は、事業展開の中で発生要因を探る上で重要であると思われる。すなわち「71年に『構内製造ライン』請負の会社を設立、…しかし新会社設立もつかの間、オイルショックによる取引先の減産体制で、全員撤退を強いられ、倒産の危機に直面した、ところが、取引先の出始めた業務外部委託の風潮と、そこに自動車産業を主とした生産拡大も手伝って、業績が拡大した。自動車の輸出の増大に対して、各メーカーは期間工でこれに対応したことが、当社の業績が拡大した理由」と述べている。次いで1985年からは家電・電子機器産業がこれに加わったとする。

さらに労働力確保の問題も事業展開を知る上で必要である。ここで労働力の国内移動についてみる必要がある。北海道・東北・九州・沖縄を主要な供給源とする季節的国内労働移動（出稼ぎ労働力）は、日本経済の急激な成長に伴い、1961年以降社会問題化したものであり、⁽¹³⁾1960年代後半から1970年代前半にピークに達した後、一貫して減少を続け、1980年代には主要な労働力供給源たる地位を失ったものと考えられる。これについて、農林省「農家就業動向調査報告書」によれば、以下のような推移を辿っていることがわかる。

単位千人

年	総数	農林漁業	建設業	製造業	その他産業
1963	298.1	40.4	173.0	57.2	27.5
1965	230.2	25.6	123.3	58.4	23.0
1973	302.6	9.7	193.3	78.9	20.7
1975	190.4	5.5	132.9	39.5	12.5
1979	133.3	4.2	90.9	28.9	9.3
1981	124.9	3.8	86.1	26.3	8.7

(注)「出稼ぎ」とは、1ヶ月以上6ヶ月未満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労するもので、就労期間後、居住地に帰る農家世帯員、を云う。[大原社会問題研究所編『労働年鑑(各年)』による]

さらに労働省職業安定課による業務統計によれば、非農家を含む出稼ぎ労働者数の推移は次のようになっている。

年度・人							
1970年	1972年	1973年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
477,294	548,814	512,656	379,281	364,230	332,933	311,362	302,489
1980年	1985年	1990年					
297,200	234,200	99,100					

(注)「出稼ぎ」とは、1ヶ月以上1年未満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労するもので、その就労期間経過後は居住地に帰るものと云う。1980年以降は10位四捨五入。次年度8月調査。[神代和欣「季節出稼ぎ労働者の地域別移動」エコノミア、43巻3号(1992年12月)60頁による。]

彼らは主として、建設・土木における最底辺の下請業者の下で就労し、製造業の期間工としても労働力を供給した。しかし1973年以降の経済停滞の中で、この数は急速に減少を始めた。¹⁶⁾彼らは出稼ぎを止め、地元で同様の就労を見つけるものが多くなった。

これらのことばは、構内請負業が不安定労働力減少の中で、その労働力を確保しなければならないと云う問題を提起したように思われる。その例として、1971年に事業を展開はじめた大手業者のなかには、急激な事業展開に対応するために、早くも1979年、社長自らサンパウロに赴き、現地の日系人労働市場を調査し、翌年1月サンパウロに現地子会社を設立し、労働力の確保に備えたケースを上げることが出来る。¹⁷⁾その他の日系人労働力を主要な人材とする業者も、現地で日系旅行会社と提携し、または募集代理人を通じて積極的なリクルートを展開した。¹⁸⁾このリクルート戦略は、ブラジル経済に未曾有のインフレをもたらした1980年代の「失われた」10年における日系人の経済的困窮が強力なプッシュ要因となり、これと対照的な日本経済のバブル化に伴う人手不足というブル要因との相乗効果により、日系人労働者は構内請負業に不可欠な労働力として、その地位を確立していった。日系ブラジル人労働者は、男性が輸送用機械器具製造業を中心とし、女性が電子、電機機械器具製造業を中心として、1970年代後半から1980年代にかけて生じた生産の増加と並

行して進行した、アウトソーシング化の重要な労働力となつていったのである。

(2) 構内請負業の業態

構内請負業者の前身については様々であるが、起業の場合に資本が比較的少額で済むという特徴がある。極端に云えば、労働力の送り込み先を確保できれば、後は送迎用のマイクロバス、電話、デスクで足りる、とまで云われている。もっとも、委託企業の近くに居住する労働者を使用する場合とは異なり、日系人、国内出稼ぎ労働者を使用する場合には、さらに宿舎をも確保することが必要であるが、それで最低限必要な投資は済んでしまうことになる。ただしこの業界特有の経営のノウ・ハウが必要であり、バブル期以降に創業した多くの業者のなかには、先行業者の従業員として、労働者の管理、送り出し企業との人的繋がり等のノウ・ハウを獲得した、と思われるものもいる。¹¹⁾

また抱える労働力の規模も様々で、一万人超から数十人まで広がっているが、最低規模の経営の中には、自宅を事務所として使用し、家族で経営・管理を行っている業者も見られ、受注の増減に柔軟に対応しているケースもある。¹¹⁾大手では、例えば中部生産請負協同組合及び日本生産技能労務協会加盟業者のように、全国に支店、出先事務所を持つものもある。さらに、日本人労働者を使用する全国展開の業者は、一般的にこうした事務所の機能として、リクルートを含めている。¹¹⁾

構内請負業は、高度な技術力を売り物にするものから労働力を提供するだけのものまで様々な段階がある。業者のなかには、自ら製造業者として工場を持っているもの、物流業、整備業、物品販売業、不動産賃貸業、福祉事業等を多角的に経営するものもあり、さらに今後の進出が予想される事業として、人材派遣業をあげる業者も多い。¹¹⁾

請負契約に複数のパターンがあることも特徴の一つであろう。丹野氏はこれを、典型的請負契約形態以外に、①ラインを単位とした契約期間（3ヶ月、6ヶ月または1年間）と雇用契約期間がほぼ一致するもの、②契約期間（3ヶ月または6ヶ月）はあるがラインを単位とせず、送り出し人数のみが特定されているもの、及び③工場のライン作業でない賃金の低い職場があると指摘する。¹¹⁾こうした区分、とりわけ第二のものは、トヨタのカンバン方式のような在庫を持たない生産計画を実施する親会社が要求する、極めて頻繁に変動する生産計画を、下請企業まで徹底して要求する生産方式が、「製造業者に労働者を送っている業務請負業は、製造業者が蒙る困難な遊びの部分を一手に引き受けるのであるから、複雑さを増大させることによって（要員配置の）危険の回避を図ることにより生じるとする。筆者が行った三重県内でのヒアリング調査においても、電子機械器具製造業のある委託企業は、毎朝生産計画の確定と同時に業者にFAXを入れ、送り出し人数を知らせると回答したものもあったが、それもこうした契約パターンに属するものと思われる。この企業は直接雇用と間接雇用を併用しているが、直接雇用は人手不足対策で、間接雇用は雇用調整用と区分していることにも注目すべきである。¹⁶⁾

丹野氏はさらに、構内請負業者が受注の変動に応じきれない場合には、さらに同業者の雇用する労働者を再請負として使用する場合もあると指摘する。¹¹⁾ここには重層的請負関係が存在することになる。丹野氏の指摘によれば、こうした契約では複数の構内請負業者が競争的に参入している¹⁰⁾

とするが、こうした業者間においても相互に労働者の融通が行われているものと考えられ、生産量の絶え間ない変動に対する危険を回避する可能性が高まることになる。

構内請負業の事業展開については、全国規模で展開するものと、地域的に活動が限定されるタイプが見られ、さらに雇用する労働者との関係で、日系人を主とする業者と日本人を主とする業者がある。これらを組み合わせて事業特性を見ようとするのが小路氏である。また丹野氏は、主に雇用労働者の相違による区分を行う。丹野氏によれば、日系人労働者を主として雇用する業者は、請負契約のパターンの中でも先に述べた不安定な契約パターンに属すると指摘する。このことから、日系人労働者は、間接雇用形態で就労するという不安定雇用の中でも、さらに条件の悪い状況を引受ざるを得ないことになる。間接雇用における国籍を理由とする階層化の存在にも注目すべきである。このことは後で見るよう、賃金単価の相違にも幾分かは反映されているように思われる。

構内請負の業種動向について、小路氏は先の区分から、アンケート結果について、日系人雇用業者と全国展開業者は「自動車・自動車部品と半導体・電子部品」であるのに対して、地域的企業は「油圧機器、粘着テープ、物流、工作機械、製紙加工、住宅関連」などの特性のある業種で企業展開をしている企業が多く含まれているとする。中部生産請負協同組合の2001年度調査によると、加盟業者の業種動向は、自動車関連(29%)、電子部品(19%)、電気機器(9%)、食料品(8%)、工作機械(7%)、住宅(6%)、事務機器(5%)、繊維(5%)、工学精密(4%)、二輪車(4%)、化学製品(3%)、航空機(1%)と多様であり、食料品関連の取引の増加以外調査を始めてから変化はないとしている。この協同組合の加盟業者は全国展開業者、地域限定タイプ、日系人を主として雇用する業者、日本人を主として雇用する業者が含まれており、また小路氏による結果と照合して、概ね平均的な像が示されているものと思われる。

(3) 構内請負業における雇用の特徴

現場監督を除く労働者の像は、小路氏の調査によれば次のものである。20歳代及び40歳代に多くが集中し、取引先の業種の違いにより40歳代が2割を越える業者もある。平均勤続年数では2年が一番多く3年を越える例も相当ある。抱える労働力が1万人を越える業者の例では、6ヶ月更新で、2回の更新が最大で、2年以上は3%である。日本生産技能労務協会の調査によれば、加盟業者における現場労働者の平均勤続年数は、1年から2年末満に半数の業者が分布し、5年を越える労働者を雇用する業者はいない。年齢分布は、25歳から39歳までで、44歳前半層のいる業者は1企業のみである。筆者が1997年に行った三重県津市周辺の外国人労働者雇用事業所調査によれば、間接雇用者41人の就労期間について、27人が1年半未満であった。しかし合計滞在期間は、2年以上2年半が一番多く11人であったが、4年以上の区分まで各区分に満遍なく分布した。なお平均年齢(直接・間接両者を含め187人)は、男子が28.6歳、女子が29.2歳となった。同じく1994年に行った三重県安濃町における事業所に使用される外国人労働者の調査では、輸送用機械器具製造業及びゴム製品製造業が集まる工業団地の労働力構成を見たものであるが、間接雇用者124人の就労期間は、1年末満に54人が分布し、次いで3年から3年半の29人が続く。合計滞在期間でも1年末

満に52人が集中し、就労期間とほぼ同じ分布を示した。なお平均年齢（直接・間接両者を含め210人）は、男子33.7歳、女子27.6歳であった。両調査は地理的には隣接地域であるが、調査時期、雇用している業種も異なるなど、厳密に比較対照することが出来ないが、小路氏及び日本生産技能労務協会の調査と大きく異なる点は見られない。すなわち、2年までという比較的短期間の雇用で、30歳前後という労働者像が浮かぶことになる。

それでは賃金の水準はどの程度なのか。中部生産請負協同組合による加盟業者のアンケートから見ることにしよう。

男子：単位円

年	日本人請負単価	同人件費	粗利率	日系人請負単価	同人件費	粗利率
2000年	2,113	1,347	36%	1,665	1,296	22%
2001年	2,120	1,299	39%	1,622	1,266	22%

女子：単位円

年	日本人請負単価	同人件費	粗利率	日系人請負単価	同人件費	粗利率
2000年	1,396	925	34%	1,262	940	26%
2001年	1,523	982	36%	1,249	918	27%

（注）取引先中売上げ上位3社について、1時間当たり換算した請負単価と人件費の平均値。有効回答35社。中部生産請負協同組合教育情報委員会「各年度版『調査報告書』」による。以下同じ。

これをさらに業種別で見ると次のようになる。

輸送用機器：男子：単位円

年	日本人請負単価	同人件費	粗利率	日系人請負単価	同人件費	粗利率
2000年	2,185	1,385	37%	1,700	1,323	22%
2001年	-	-	-	1,700	1,305	23%

輸送用機器：女子：単位円

年	日本人請負単価	同人件費	粗利率	日系人請負単価	同人件費	粗利率
2000年	1,400	950	32%	1,271	926	27%
2001年	-	-	-	1,289	917	29%

（注）2001年は日本人の業種別統計が公表されていない。

さらにライン請負でない食料品製造業で見ることにする。

食料品：男子：単位円

年	日本人請負単価	同人件費	粗利率	日系人請負単価	同人件費	粗利率
2000年	1,775	1,175	34%	1,767	1,317	25%
2001年	-	-	-	1,625	1,250	23%

食料品：女子：単位円

年	日本人請負単価	同人件費	粗利率	日系人請負単価	同人件費	粗利率
2000年	1,225	825	33%	1,258	908	28%
2001年	-	-	-	1,290	910	29%

(注) 2001年は日本人の業種別統計が公表されていない。

数値に表れた日本人と日系人との人件費及び粗利率の格差は、雇用保険や社会保障費等の加入率の差によるのではないかとも思われるが、後で見るよう保険加入は両者とも極めて低い割合しか報告されていない。その差は従って、リクルート費用が主たる要因であると推測することが妥当であろうと思われる。¹⁵⁾筆者の調査研究から日系人のリクルート費用は本人が負担する慣行が出来ており、受入業者の負担はそれほど多くないものと思われる。日本人労働者のリクルートは、大手業者は各地に事務所を設けてこれにあたっており、また就労予定地域でのチラシ広告等の費用もかなりあるものと推測される。日系人を雇用する構内請負業者が日本国内で出す広告量は、例えばNI PPO-BRASIL紙の「Contatos no Japao」における推移を見ていると、元々少なかったところ昨年から著しく減少を見せている。¹⁶⁾これらは少ない粗利率の下での合理化策の一つである。中部生産請負協同組合加盟業者の最大手の一つに対するヒアリング(2001年3月)では、委託企業、とりわけ2次、3次下請企業の単価切り下げが強まり、宿舎の経費削減、福利厚生費の削減等を行っているとのことであった。

日本人労働者と日系人労働者の人件費の格差について、これを積極的に売り込むパンフレットも見られる。中部生産請負協同組合加盟業者(従業員規模1,500人)の一つは、2001年6月に名古屋で開催された「国際製造技術総合展」で配布したパンフレットによると、委託企業に雇用される労働者の賃金を年収360万円、賞与120万と設定し、その1.5倍を総人件費と仮定した上で、日本人労働者、日系人労働者を構内請負として受け入れた場合(パンフレットではA及びBと表示する)の総コストについて、棒グラフで比較している。A(日系人)タイプは時間単価1,300円、B(日本人)タイプは時間単価1,700円と設定する。勤務を1日8時間、残業2時間、1年260日と設定し、いずれも10人を使用した場合の想定される割増賃金額を労働基準法の規定に合わせて以下のように想定する。

	通常時間	残業	深夜	休日	法定休日	深夜残業	休日深夜	法定休日深夜
A	1,300	1,625	1,625	1,625	1,755	1,950	1,950	2,080
B	1,700	2,125	2,125	2,125	2,295	2,550	2,550	2,720

その結果、自社雇用の場合にかかる経費66,000,000円に対して、日本人労働者の構内請負受入の場合46,410,000円、日系人労働者の構内請負受入の場合35,490,000円と、それぞれコスト削減額が

19,590,000円、29,780,000円となることを顧客に対して示している。同様の例が丹野氏によつても示されている。¹¹⁾先に示した請負単価の額との関係で、この額は輸送用では人件費とほぼ同額となり、また割増計算がこの額を基準にしているところから人件費を表示しているものと考えられ、その点で受入企業の負担すべきコスト計算とすれば疑問はあるが、請負単価を先に示した額になおしたとしても、日本人労働者を自社雇用する場合に比べて日系人労働力の受入の場合には、およそ半額でまかなえることになる。これが売り込みにおける基本的なコスト計算の例であろうと思われる。

最後に社会保険等の加入の状況についてみておこう。中部生産請負協同組合の2001年6月の調査によれば、日本人労働者の場合、社会保険加入が20%、国民保険加入が33%であり、日系人労働者の場合、社会保険が5%、国民保険が28%、民間保険が48%となっている。またこれに大半が日本人労働者で構成される日本生産技能労務協会の2001年8月調査における契約期間のデータが、雇用期間の定めありとする業者が半数を超えており、先に示した勤続年数の分布を併せれば、日本人労働者の場合、保健加入率の低さは契約期間と勤続年数の短さも原因の一つである可能性がある。しかし、国民保険が多いところを見ると、社会保険の非適用事業が今なおかなりあるのではないかとも推測される。他方日系人の加入状況は依然として民間保険（おそらく海外旅行者保険であろうと思われる）に頼っており、日系人労働者の日本での定着化傾向から、今後検討を要する課題となろう。日本人労働者の加入状況の低さは、日系人労働者が少しでも多くの手取りを要求するために保険に加入したがらない、という説明は困難であり、むしろこの業界自身が日本人、日系人を含めて早急に改善すべき課題であろう。

3 構内請負業の法規制にかかる問題

「業務請負」について、職業安定法44条、同施行規則4条、及び労働者派遣業法との関係で、その性質決定が問題となることについては既に触れた。ここでは、これら規制の適用について幾つかの問題点を述べることにする。

職業安定法44条は、労働者供給事業を禁止するものであるが、その趣旨は、①労働者が継続的に供給業者の支配下におかれていること、これに対して職業紹介や委託募集の場合は、労働者と紹介者または募集者との関係が一時的なものであること、②供給先と供給労働者間に労働契約が締結されないことが多く、③従って、中間搾取、強制労働及び労働基準法の使用者責任の回避を防止すること、にある。すなわち職業紹介・募集における脱法的システムを禁止し、労働基準法6条の中間搾取の禁止規定による賃金のピン・ハネを強く禁止することにより、労働者の労働関係の開始・存続に関与して、業として中間搾取を行う悪弊である労務供給業を排除する趣旨である、と解される。職業安定法施行規則4条は、1952年に制定され、労働者供給事業の範囲を政策的に確定したが、その基本にある考え方は、前近代的な、例えば納屋頭制度と云った雇用システムを近代的な雇用システムに是正するところにあったものと思われる。

この労働者供給事業禁止規定との関わりで、とりわけ土木・建築業では建設労働者の雇用の改善等に関する法律により、港湾荷役労働の分野でも港湾労働法により法的整備が図られてきたが、製造業における直接生産工程に携わる分野については、そのままとされ、派遣業の許可職種の判断においても、「製造業の直接生産工程に従事する業務のうち、現在請負によって行われているものについては」対象としないとされた。そのような事情から、構内請負業における業態が不安定なまま現在に至ったものと思われる。

構内請負業の業態については先に見たように、様々な形態があり、それぞれが受け入れられる企業の業種、規模、アウトソーシング化の程度、等々により異なり、一律に判断することが不可能な状況にある。なかでも、現在需要が高まりつつあると思われる電子・電気関連及び自動車関連の2次、3次下請及び食品製造業等における送り出しの形態は、1業者当たりの送り出し労働者数も少なく、多数を受け入れる場合でも複数の業者から受け入れると云った現状では、送り出し業者による作業指揮が十分でない事態を想定せざるを得ないであろうし、日々の受注変動に従った柔軟な労働力の提供といった実態は、多数の送り出し企業を抱えて、その中で送りだし労働力の日々の調整を行うテクニックを発達させ、これまでの期間工を中心とする社外工制度とは全くと云ってよいほど業態が変化しているものも多い。

このような新たな構内請負の業態に注目すれば、これらはもはや、派遣業の業態とは全く異なるものと理解される必要があろう。ところで、一般的に両者の異なる点は、派遣業では派遣する労働者一人一人の担当職務が一定の範囲で固定されているが、構内請負業では担当職務が集団的で、没個性的である。しかし同時に構内請負業の実態を先行研究や筆者が行ったヒアリング調査から見ると、受入企業によって選抜された者だけに労働が認められる場合も多い。鎌田氏は、構内請負業を、派遣型（労働力の供給のみを請け負う形態）、労務下請型及び真正請負型（電子・電気機器業に浸透しつつある自社工場による一括請負生産企業が想定されていると思われる）に区分し、それぞれ⁽¹⁾派遣、請負いずれに属するかを判定する。このなかで労務下請型が両者の中間に属する不安定な業態であるとしている。それは機械・設備などを受け入れ業者から供給され、業務内容が専門的技術、経験を要するものといえないことから、労働省告示37号、とりわけ「独立性原則」を厳格に適用すれば派遣事業と認定される可能性がある、とする。鎌田氏はさらにこの独立性原則について、機械・設備を誰から調達するかは当事者のコスト計算に委ねられるべきで、派遣と構内請負を区分する基準として適切ではない、とする。これまでの派遣と構内請負との関係は、職安法施行規則4条により、構内請負と労働者供給事業が区分され、派遣業法の制定により労働者供給事業の多くが合法化されたものと理解されていた。⁽²⁾ そのような考え方によると、職安法施行規則4条は派遣業と構内請負との区分にも適用されることになり、真正な構内請負以外の事業は派遣業法違反となり、従って派遣業法の公法的取締規則に基づいて当該請負契約（違法派遣契約）自体が無効とされる場合にも、受け入れ企業が負うべき、受け入れた労働者に対する使用者責任について、これを全く問うことができなくなる。

鎌田氏の提案は、労務下請型請負について、適切な法規制が必要とする。そこでは、ドイツにお

ける規制の現状及びILOにおける「契約労働」条約草案を下に、経済的依存関係にある労働者に対しては、契約関係の存否にかかわらず、一定の使用者責任について、ユーザー、労務下請業者、仲介業者それぞれが共同で負担すべき、という骨子が示された。⁽¹¹⁾他方業界団体、例えば日本生産技能労務協会は、告示37号の現行法制の下で、「この制度の運用に当たっては、その判断基準等の適用に問題が多く形式的実態を整えるために発注者、受注者ともに大変苦慮している」と率直に述べている。中部生産請負協同組合も同じく、この「形式的実態」を整えるべく、研修会等を積極的に開催し、加盟業者の啓発に努め、受入企業の理解を求めている。ところで新たな動きとして、生産工程に直接携わる労働力について、派遣の禁止リストから外すべきだとの意見がとみに高まっていることも事実である。この開放により問題が解決するのであろうか。

先に見たように、派遣と請負の決定的な差は労働者の個性を重視するかどうかであるが、構内請負業の実態は、とりわけ鎌田氏の分類するような労務下請においては、受入企業における就労承認のレベルで個性が重視され、現実の就労段階では集団的な労務管理が行われる場合が多い。すなわち労働力の選抜・管理においても中間にある、と云えよう。この業態を維持することが業界のメリットとすれば、派遣業として適法に事業運営を行うことは現行法の下では困難ではないかと思われる。中部生産請負協同組合、日本生産技能労務協会でのヒアリングでは、少なくとも、両団体ともに諸手をあげて賛成しているという状態ではなかったようと思われる。送出数の変動があまりない安定した受入企業との関係ではメリットがあるだろうが、先に見たように実態は、より流動的、柔軟な労働力が求められているものと思われ、そうした場合、構内請負の多くはそうなのだが、派遣業法の範囲に収まりきらないことになり、鎌田氏の提案が可能かどうかは別にして、別個の法規制を考え出さざるを得ないのでないか、と思われる。

注

1) 本論文は、1999年7月から8月にかけて筆者が実施した、三重県における構内請負業と業務委託企業に対するヒアリング調査、及び2001年3月、2002年1月に実施した東海地域における構内請負業者とその団体に対するヒアリング調査を基に構成されている。この分野の先行的研究として、鎌田耕一編『契約労働の研究—アウトソーシングの労働問題』(多賀出版、2001年2月)があり、とりわけ小路行彦「第6章 構内請負業の産業・労働者特性」、「第7章 構内請負業の法規制への対応」がこの分野に関してまとめられた最初のものである。本論文では、これらの研究に触れられた事実・知見(参考として掲載されているケース記録を含めて)をも参考にしながら構内請負業の分析を進めることにする。

なお、日系ブラジル人の雇用に焦点を当てた事業所ケース10件が、渡辺雅子編『共同研究 出稼ぎ日系ブラジル人』下巻、99頁—184頁、に掲載されており、さらに丹野清人「日系人労働市場のミクロ分析」(『大原社会問題研究所雑誌』449号、2000年6月)、及び丹野清人「在日ブラジル人の労働市場—業務請負業と日系ブラジル人労働者」(『大原社会問題研究所雑誌』487号、1999年6月)にも詳細な実態とそれに基づいた業態の興味ある分析報告がある。また筆者が関係したものとして、山崎清編『地域産業・社会と外国人労働者に関する研究 最終報告書』(国際連合地域開発センター協力会、1996年3月、40頁—43頁)に2件のケースが掲載されている。

2) 1955年から1960年にかけての高度成長期には、労働市場の逼迫、新規高卒者の企業内への取込等を通じて、終身雇用システムの一層の強化が図られ、これが雇用における伝統的な柔構造を低下させたとするのは、堤矩之「日本の労務管理の特質と最近の再編成」(堤矩之=浪江巖編『日本の労務管理と労使関係』法律文化社、1991年10月、15頁)である。

3) 三菱造船長崎造船所における合理化闘争の経緯については、仲田正機「『高度成長』期における経営『合理化』と労働組合」(堤=浪江前掲書、所収)を参照されたい。

4) 製造業における雇用の変動については、安喜博彦「わが国巨大企業の雇用調整過程」(『調査と資料』第71号、関西大学政治・経済研究所、1989年3月)を参照されたい。

5) 伝統的雇用システムの崩壊についての評価には様々な立場があるが、この論文では、八代尚宏『日本の雇用慣行の経済学』(日本経済新聞社、1997年1月)、とりわけその第4章「日本の雇用慣行の変化」及び第6章「『産業空洞化』と日本の雇用慣行」に依拠した。

6) 丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」35頁は、日本人労働者専門の構内請負業者が1980年代に募集地を変更し、北海道、沖縄、宮崎へと供給地をシフトさせたと指摘する。また神代和欣「季節出稼ぎ労働者の地域別移動」(『エコノミア』、43巻3号、1992年12月、35—36頁)は、季節出稼ぎ労働者の動きは、労働力の性格上、外国人労働力の流入と極めて類似していること、平成バブル景気の中で人手不足期にこれまで季節出稼ぎ労働者が占めていた雇用機会が外国人労働者によって代替される傾向が目立ってきたこと、を指摘する。

7) 「構内請負業」の性質決定については、先行研究である、鎌田編前掲書、とりわけ第6章及び第7

章を参考にしながら構成した。小路氏によれば構内請負業の特徴として、①下請関係からの自立性の増大、②業者が雇用する労働者が生産ラインの主体となっていること、③職業安定行政との関わりの中でその業態を作り上げてきたことを挙げる。最後のものは後述するように明らかに重要な要因であると思われる。しかしながら、この特徴は合法的な業態を想定した考え方方に添つたものであり、中小規模業者を含めた実態は、必ずしもこの要因が決定的であると云えない。また①については、丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、34—35頁は、業務請負業者の特徴は工場からの要請に応えることによってのみ事業を展開していく受動的な性格である、とする。これが日系人雇用業者のみの特長かどうか不明である。ここで云えるのは、少なくとも工場の生産ラインの全部、又は一部若しくは一人の労働力として、雇用した業者の指揮の下、又は就労工場の指揮の下に労働力を提供することにより、雇用業者がその労務・福利厚生管理費用を含めた費用を内容とする契約料金を受け取るシステム、と整理することが出来る。

なお、中部生産請負協同組合加盟業者の動向として、提案型への移行の兆しが見られるとの分析が、アンケート結果を基に出されているが、これが定着するかどうか不明である（中部生産請負協同組合教育情報委員会『2001年度調査報告書』2頁、「当面の経営方針」より）。

- 8) この問題についての詳細な研究は、安西愈『新・労働者派遣法の法律実務』（総合労働研究所、2000年9月、とりわけ64頁—131頁）を参照されたい。
- 9) 土木・建設業における重層的・階層的雇用システムのすべての下請業務がこの要件をクリアしているとは云えない。筆宝康之『日本建設労働論』（御茶の水書房、1992年10月、324—326頁）はこの点を指摘する。なおこの問題に関する最近の研究については、吉村臨平「建設産業における労務下請と自営的就業の傾向」（鎌田編前掲書、193頁以下）を参照されたい。
- 10) 厚生労働省は、2001年に地方労働局を通じて構内請負業の実態についての調査を行ったとの情報を得ているが、その内容等の公表はない。
- 11) 例えば中部生産請負協同組合に加入しているある業者のパンフレットによれば、製造工場における受託可能分野として、直接生産にかかわる分野を、工数請負（労働者供給事業との関係で問題となる方法であるが）、工程請負、出来高請負の三種類に分け、周辺業務として、設計請負、警備請負、物流請負を明示し、それらを併せた総合請負が可能とする。この業者は同時に介護福祉事業にも進出している。その他にも警備、物流等を請負可能事業と明示するものが多いが、主要業務は生産請負である。
- 12) これらについては、注1) を参照されたい。
- 13) ここで14件の内訳は、筆者の調査による12件（内5件は三重県内の中小規模業者、残りは東海地域を中心に全国展開する中部請負協同組合加盟業者）、4件は、鎌田編前掲書掲載の「ケース記録」からである。
- 14) 鎌田編前掲書ケース記録12による。
- 15) 野添憲治『出稼ぎ（新版）』（三省堂、1978年5月、201頁以下）は、東北地域の出稼ぎについて、61年以前は山村を中心とする専業出稼ぎであったが、以後は兼業出稼ぎが土木関係を中心として大都

市に大量に進出したとする。

- 16) 東北農政局『昭和53年度・他産業離職者及び出稼ぎ中止者の実態調査報告書（東北）』（1979年6月、30頁）によれば、中止の理由として「地元で適當な働き口が見つかった」とするものが37%を占め、さらに過去1年間の就業状態では（同33頁）、60%が自家農業とその他の仕事に従事したと回答している。大川健嗣「出稼ぎ多発の農村構造の形成と展開」（『社会政策学会年報』第24集、1980年5月、お茶の水書房、112頁）は、この原因について、構造不況に基づく労働市場の締め付け、大都市労働市場と地方労働市場の賃金格差が徐々に縮小してきていること、「高度成長期」の出稼ぎピーク時ににおいても全ての出稼ぎ者が必ずしも経済的困窮から出稼ぎに出たわけではない（農業機械の購入、一種のブーム等）こと、をあげる。
- 17) これについて、丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、36頁は、「既存の不安定就労労働者層が減少していく中で、不安定就労の供給地が大きく変化したのである。日本人を送り出し労働力の中心に考えている業務請負業者は、より僻地へと募集拠点を移動することで日本人の出稼ぎ・季節工・期間工の減少に対応した。他方で、送り出し労働力として日本人にこだわらない業務請負業者は、送り出し労働力を日系人にシフトさせることで、拡大した市場に対する労働力不足に対応した」とする。
- 18) 但し、本格的なリクルート事業の展開は、仲介者となった日系一世が同社の社員となり現地事務所の責任者として赴任後の、1984年以降である。彼は仲介後、南米旅行社の日本支社長となり、その後同社の社員となったのであるが、主に南米旅行社と取引関係を持ち、日伯間のリクルート経路の確立に大きな影響を与えた一人である。2000年8月に筆者がサンパウロで行ったヒアリング調査による。その一部は、尾崎正利「ブラジルにおける日系人就労斡旋のシステムの現状と課題」（『地研年報』6号、2001年3月、94頁）を参照されたい。
- 19) この間の事情については、尾崎上掲論文、91頁以下を参照されたい。
- 20) 日系ブラジル人のリクルートは、当初は使用する企業が直接雇用する場合が多かった。例えば三重県内のS電装は、1990年前後数年間、数百人の日系人労働者を常に抱えていた。しかしバブル経済崩壊後、雇用管理・福利厚生等に要するコストからこれを構内請負業社に委ねるようになっていった。この間の経緯を、S電装についてみると次のように展開した。同社はブラジルに現地製造工場を持っていたこともあり、同社のブラジル就労斡旋を専門とする子会社を通じた直接雇用の形態での雇用と、最初にブラジルに進出した前述の構内請負業者による間接雇用を混在させていたが、業者が「労働者派遣業法」違反で摘発されたため、間接雇用者すべてを直接雇用に切り替えて、福利厚生面について業者に「労務コンサルタント」業務を委託したが、1993年以降、直接雇用を廃止し、構内請負業者に日系人労働力を委ねた（2000年8月のサンパウロヒアリング調査及び国内補充調査による）。
- 21) 丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、25頁はアンケート調査の結果として経営者の前歴を尋ねているが、中でも構内請負業勤務が圧倒的に多い。
- 22) 山崎清編前掲書、42—43頁、K社のケース。

- 23) 鎌田編前掲書、279頁以下を参照されたい。また、丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、33頁以下も参照されたい。
- 24) 中部生産請負協同組合教育情報委員会前掲報告書、3頁によると、アンケートに回答した加盟業者34件中、現在の事業が請負業だけとするもの22件、他の事業も経営とするもの12件（一般製造業1、流通業2、警備業3、不動産賃貸業4、福祉事業2）で、将来他の事業を計画するとするものが5件（人材派遣業4、流通業1）ある。ただし、不動産の賃貸業は宿舎を自ら保有する業者、流通業、一般製造業は先進の事業を継続している可能性がある。
- 25) 丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、25頁—33頁を参照されたい。また小路前掲論文、281—282頁も、請負業務の内容を尋ねたアンケート結果として、大規模業者が、労働力の供給のみ、生産ラインの一部工程、生産ラインの一単位、一生産工程を複数回答したとする。
中部生産請負業協同組合に対するヒアリングの際にこの問題を尋ねたところ、例えば労働力をあまり持っていない地方で受注があった場合、他の業者から労働者を融通して貰うことがあり、緊密な関係を保っている業者間での情報交換等がある、との回答があった。
- 26) 丹野前掲「日系人労働市場のミクロ分析」、32頁以下の食品製造業者の例がある。日本人女子パートタイマーの勤務の隙間を埋める状況が報告されている。
- 27) 1999年の三重県におけるヒアリング調査では、委託企業の多くが過去に人手不足から日系人労働力を雇用していたが、現在間接雇用との併用、若しくは間接雇用への切替を行っている。このことは、厚生労働省が実施している外国人雇用状況調査の結果によつてもある程度裏付けられる。すなわちそれによれば1993年から2001年にかけて、直接雇用が-474人であるのに対して、間接雇用が+5,656人と大幅な増加（三重労働局業務統計資料による）を示している。景気低迷が続く中での雇用調整用労働力としての性格を明確に示すものである。
- 28) 丹野清人前掲「ミクロ分析」、29頁以下は居住区域を中心とする業者と労働者との緊密なネット・ワークの形成とその機能についての紹介であり、何らかの理由で休業中の労働者を勤務当日に確保する様子が描かれている。また、32頁以下では、毎日変動する送り出し労働者数や残業の実施等について、業者がいかに柔軟に対応しているかを描いている。
- 29) 現行の規制システムでは、このことは労働力の提供を受ける構内請負業者が受入企業との関係で請負契約関係にある場合には、2重派遣とならない。ただし、労働力を提供する業者と提供を受ける構内請負業者との間には、派遣業法の下での適法な派遣関係が存在する必要がある。労働省職業安定局編『派遣元責任者必携一労働者派遣法』（2001年3月、財形福祉協会、9頁）は、後者に触れていない。
- 30) 丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、30頁を参照されたい。
- 31) 小路前掲論文、289頁—292頁を参照されたい。
- 32) 2001年8月現在の加盟業者に対する調査の質問3。回答は18業者で、解説として、仕事観やライフスタイルの変化により平均勤続年数の低下を指摘した後、「反面、合理化戦略や構造改革による、『協力メーカーとしてのパートナーシップ』の役割を担うケースも多くなってきました。この場合

は当然景気変動のバッファーとしてでなく、計画的・継続的な長期的な人材が求められ、常用スタイルの雇用となります。よって、今後とも短期契約と常用社員（正社員）の2極分化がより一層進むものと思われます」と予測する。

- 33) 尾崎正利「外国人労働者の就労経路及び担当職種に関する調査（2）一津市及び周辺地域における産業と労働力構成について」（『地研年報』3号、1998年3月、105頁及び111頁）を参照されたい。
- 34) 尾崎正利「外国人労働者の就労経路及び担当職種に関する調査—安濃町における産業と労働力構成について」（『三重法経』105号、1996年3月、40頁及び44頁）を参照されたい。
- 35) 日本人労働者を使用する業者が特にリクルートに経費をかけていることについては、小路前掲論文、286—287頁によれば、1万人超の日本人のみを使用する業者では計66ヶ所にリクルート部門を設置する。本社所在地の関東地域が最大であるが、それに九州、東北が続いている。氏はこれについて、人材募集の中心を都市に居住する「労働者」においていると結論するが、余剰労働力のある地域との関連性を否定しない趣旨と考えられる。これに対して、丹野清人「在日ブラジル人の労働市場」前掲、35頁以下は、沖縄での公共職業安定所と構内請負業者のリクルート部門との連携斡旋の例を挙げており、出稼ぎ労働力の確保が僻地に移動していると主張している。都市居住労働者の募集が居住周辺地域での就労する労働力の募集であると理解できれば、産業の集積する地域にリクルート部門が多くあることは矛盾しない。と思われる。
- 36) NIPPO-BRASIL紙の広告量を見ると、2001年1月（11—17日）号によれば、ブラジル業者の広告件数は55、日本業者のそれは101であるが、2001年12月（12—18日）号によれば、ブラジル業者が17、日本業者が19と激減したことがわかる。
- 37) 丹野前掲「在日ブラジル人の労働市場」、36頁。そこでは委託企業の雇用する従業員のコスト計算は各種費用を区分してその額を推定するというように詳細になされているが、日系人労働者の受入一人について構内請負業者に支払われる額は月額（30万円）のみ記載されている。その差額は月一人当たり187,985円となる。本文にあげた例では一人当たり月額248,167円の削減になるので、費用削減メリットはより増加する。しかし本文の例は輸送用機械関連業に対する提供と見れば、先に示した請負単価ではなく人件費を請負単価として算定していることになり、その他の業種でも男子ではこのような低い単価はないし、さらにこの賃金は労働者の受け取り賃金に近く、業者の受取賃金はさらに2割3分以上これに上積みされなければならないから、丹野氏の例とほぼ変わらないものと思われる。
- 38) 中部生産請負協同組合教育情報委員会前掲報告書、4頁による。
- 39) 鎌田耕一「契約労働の法的問題」（鎌田編前掲書、179—183頁）を参照されたい。
- 40) 菅野和夫『労働法第5版』（弘文堂、1999年4月、47頁）を参照されたい。
- 41) ただし、菅野前掲書、199—200頁は、派遣業法は、強行的な労働者供給の禁止の世界から除外され、行政的取締り法規である労働者派遣法の世界に移されたとして、私法上の効力に影響を及ぼさない、とし、この限りで受入企業の使用者責任を認める。
- 42) 鎌田前掲書、189頁は、端的に、「伝統的な概念によれば労働者と認められない者（従属的自営業者

や臨時的就業者）に対して、彼らがユーザーとの経済的依存関係にある場合（雇用関係に酷似している場合）、適用される法律の趣旨・目的に従って保護の必要がある領域に限って、立法的に特別に定義して、当該法的保護を与えるべき」とする。

43) 日本生産技能労務協会の前身組織である日本構内請負協会が1993年5月に法人化を進める目的で公表した事業説明書8頁。

44) この点で、ILOの条約検討作業の方向が問題となるが、1998年の第86回総会において制定を目指した第5議題「契約労働」は契約労働の定義について一致を見ず、今後理事会において専門的な調査を行い、4年以内に再び総会の議題とする結果に終わった。筆者が同年8月にILOのADMITRAでインターンシップとして滞在中、この作業に携わった関係者に見通しを尋ねたが、決して明るいものではなかった。

高齢者福祉をめぐる政策動向に関する整理 —介護予防事業等を中心に—

丹羽 啓子

はじめに

介護保険法が制定されて2年が経過しようとしているが、その運用にあたっていくつかの問題点が生じている。要介護認定をめぐる問題、介護サービスの質をめぐる問題、介護保険料をめぐる問題などがあげられるが、そのうちの一つとして、要介護認定から外れた高齢者にどう対応していくかということがあげられる。介護保険制度における要介護認定から外れた場合であっても、高齢期においては何らかの生活上の不自由さが生じてくると考えられ、そうした人々に対する生活支援が必要となってくる。

こうした介護保険制度からもれる高齢者に対する施策として、厚生労働省は「介護予防・生活支援事業実施要綱」に基づき、各市町村における介護予防・生活支援事業の推進を図っている（2001年4月1日より適用）¹⁾。今後は、こうした国が示す方向性に基づいて、市町村の実情に応じた介護予防・生活支援事業が取り組まれていくことと思われる。

介護予防・生活支援事業については、要介護高齢者だけでなく、現在介護を必要としない高齢者をも対象とした重層的な高齢者福祉施策を考えいく上で必要不可欠なものであると考える²⁾。そこで本論文では、各市町村において取り組まれている介護予防・生活支援事業の実態をとりあげる前段階の研究として、高齢者福祉をめぐる政策動向を整理し、その政策動向の中で介護予防・生活支援事業がどのように位置付けられてきているかを考察していくことにする。本論で整理したことを、各自治体において取り組まれる介護予防・生活支援事業等のあり方について検討していく際に役立てていきたい。

1 高齢者福祉をめぐる政策動向

ライフスタイルの変化、家族の変化、少子・高齢化といった人口動態などの様々な変化を背景に、高齢者福祉をめぐる政策も様変わりしてきた。表1にあるように、1962年から1969年にかけては、老人福祉法の制定に代表されるように高齢者福祉の創設期であったといえる。また1970年から1979年にかけては、入所施設ならびにいくつかの在宅サービスに代表されるように、高齢者福祉サービスの整備期であったといえる。1982年から1989年にかけては、特に在宅サービスを重視し、保健・医療・福祉の連携を模索してきた時期であった。1990年から1999年にかけては、計画的な高齢者保健福祉の推進が図られた時期であり、「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（ゴールドプラン）」の地方版ともいえる「老人保健福祉計画」が各市町村で策定された。またゴールドプランを修正するかたちで1994年には「新・高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（新ゴールドプラン）」が、引き続き1999年には「今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」が策定されている。

表1 高齢者福祉をめぐる政策動向に関する略年表

1962年	訪問介護事業の創設
1963年	老人福祉法の制定
1966年	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
1968年	老人社会活動促進事業の創設
1969年	日常生活用具給付等事業の創設、寝たきり老人対策事業の開始
1970年	社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画の策定
1971年	中高年齢者等雇用促進特別措置法制定
1978年	老人短期入所生活介護事業の創設、国民健康づくり対策
1979年	日帰り介護事業の創設
1982年	ホームヘルプサービス事業の所得制限引き上げ
1984年	老人ホームの入所判定基準明確化
1986年	老人福祉法改正（団体委任事務化、ショートステイ・デイサービスの法定化）
1988年	全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催、第2次国民健康づくり対策
1989年	高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略の策定、健康長寿のまちづくり事業の創設
1990年	福祉八法改正（在宅サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画）、寝たきりゼロ作戦、在宅介護支援センターの創設、介護利用型軽費老人ホームの創設、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の創設
1994年	新・高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略の策定
1995年	高齢社会対策基本法制定
1996年	高齢社会対策大綱策定
1997年	介護保険法制定、痴呆対応型老人共同生活援助事業の創設
1999年	今後5ヵ年間の高齢者保健福祉施策の方向の策定
2000年	介護保険法施行

出典：岡崎強ほか編著『最新・高齢者福祉論』((株)みらい、2001年)、厚生省監修『厚生白書（平成12年版）』(ぎょうせい、2000年)、百瀬孝『日本福祉制度史』(ミネルヴァ書房、1997年)等を参考に作成。

このように高齢者福祉施策は、高齢者の増大、家族による高齢者介護の困難・限界などへの対応策として拡充されてきた。特に、2000年より実施されている介護保険については、高齢期において避けることのできない介護というリスクを、家族だけに頼るのではなく社会全体で支えるという趣旨のもと創設されたものであり、今後の高齢者介護施策において重要な役割を果たすものであると考えられる。

その一方で、この介護保険制度から漏れる高齢者（要支援・要介護の認定から漏れる高齢者）への対策も必要になってきた。1998年の国民生活基礎調査によると、健康について、「よい」「まあよい」「ふつう」と答えた高齢者の割合は、65～74歳では男性が78.4%、女性が75.2%であり、75～84歳では男性が71.1%、女性が68.6%、85歳以上では男性が68.7%、女性が67.0%となっている³⁾。このように、高齢であっても健康状態がおおむねよいとする者の割合は半数以上を占めている。しかし、高齢期になるにつれて心身機能の低下や健康を損なうことへの不安が高まることも同時に指摘されていることである。それを示唆するものとして、高齢期になるほど健康のために何らかのことを日頃から気をつけて実践している者の割合が多くなっている⁴⁾。また、同じ1998年の国民生活基礎調査によると、日常生活に影響のある65歳以

上の高齢者の割合は、高齢者 1,000 人あたり 203.3 となっている⁵⁾。これらのことからも、介護保険制度による要介護時における不安の軽減とあわせて、健康なまま老いることを可能にするための施策が必要とされてきている。

こうした介護予防施策の一つとして⁶⁾、前述の「今後 5 カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン 21）」では、これまでのゴールドプランおよび新ゴールドプランの中で示されてきた高齢者に関する各種サービスの基盤整備に加え、介護予防・生活支援を推進することをその中にもりこんでいる。その基本的な考え方の中で、「住民に最も身近な地域において、介護サービス基盤の整備に加え、介護予防、生活支援等を車の両輪として推進する」⁷⁾とあるように、介護サービスの基盤整備と介護予防、生活支援等の両者を包括した地域における生活支援体制の整備を提起している。また、ゴールドプラン 21 では、今後取り組むべき具体的な施策として、①介護サービス基盤の整備、②痴呆性高齢者支援対策の推進、③元気高齢者づくり対策、④地域生活支援体制の整備、⑤利用者保護と信頼できる介護サービスの育成、⑥高齢者の保健福祉を支える社会的基礎の確立の 6 つをあげている。これらのうち、介護予防施策としては、③と④が関連深い施策である⁸⁾。

前述したように、こうした介護予防・生活支援事業については、従来のゴールドプラン、新ゴールドプランにおいては重要視されていなかった取り組みであり、今後の高齢者福祉施策を考えていくうえで重要な要素になってくるものと考えられる。

2 介護予防事業等の実施に向けた取り組み

介護保険法においては、要支援と認定された者に対して居宅介護サービスが、また要介護と認定された者に対しては居宅介護サービス及び施設介護サービスが提供されることになっている。一方、介護保険制度の実施主体である市町村においては、地域の特性などを踏まえて、第 1 号保険料を財源とした市町村特別給付（要介護・要支援者に対する給付）ならびに保健福祉事業（地域の高齢者全体に対する給付）を行なうなどの権限が委ねられている。これ以外にも、一般財源を用いて要介護認定や要支援認定から外れた人への支援を行うなどの事業を行うことが可能となっている。

こうした市町村特別給付や保健福祉事業については、高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態にならないように、また要介護状態が更に悪化することがないようにという介護予防の観点、ならびに自立した生活を確保するために必要な支援を行うという生活支援の観点から整備していくことが求められる。厚生省はこうした市町村特別給付や保健福祉事業を地域において整備・充実していくため、2000 年に介護予防・生活支援事業を創設し、その推進を図ってきた。さらに、2001 年 5 月には「介護予防・生活支援事業について」（平成 13 年 5 月 25 日老発第 213 号）という通知により、市町村ならびに都道府県・指定都市において行う介護予防事業ならびに生活支援事業の具体例を示した（表 2・表 3 参照）。

表2 介護予防・生活支援事業の具体例（市町村事業）

市町村事業	事業の具体例
生活支援事業	①配食サービス事業、②外出支援サービス事業、③寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業、④軽度生活援助事業、⑤住宅改修支援事業、⑥訪問理美容サービス事業、⑦高齢者共同生活支援事業、⑧短期入所振替利用援助事業、⑨その他
介護予防・生きがい活動支援事業	①介護予防事業、②高齢者食生活改善事業、③運動指導事業、④生きがい活動支援通所事業、⑤生活管理指導事業
家族介護支援事業	①家族介護教室、②介護用品の支給、③家族介護者交流事業、④家族介護者ヘルパー受講支援事業、⑤徘徊高齢者家族支援サービス事業、⑥家族介護慰労事業
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	①高齢者の社会活動についての広報活動等、②文化伝承活動・三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興、③その他
成年後見制度利用支援事業	①成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施、②成年後見制度の利用に係る経費に対する助成
緊急通報体制等整備事業	①近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動、②安否確認、緊急時の措置に対応できる協力員の確保、③その他
寝たきり予防対策事業	①寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業実施効果の分析、②寝たきり予防推進のための広報活動、③その他
健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業	①市町村の特性に応じた地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための総合的、計画的整備を図るための計画（基本計画）策定、②基本計画の広報啓発活動
高齢者地域支援体制整備・評価事業	①ニーズ把握、②評価・改善指導、③ネットワーク形成

注：生活支援事業のうち、⑧短期入所振替利用援助事業については 2001 年 12 月までの時限措置。

出典：『介護予防・生活支援事業等の関連通知』（第一法規出版、2001 年）より作成。

表3 介護予防・生活支援事業の具体例（都道府県・指定都市事業）

都道府県・指定都市事業	事業の具体例
高齢者自身の取組み支援事業	①高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織づくり事業、②高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業、③仲間づくり支援事業
寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）	①寝たきり予防対策に向けた今後の推進方策についての企画・立案等、②市町村、保健所などに対する必要な指導、助言、③住民に対する寝たきり予防推進対策の普及・啓発、④その他
介護予防指導者養成事業	保健婦、理学療法士、作業療法士、運動療法指導担当者、ヘルパー等介護担当者、相談援助業務担当者などを対象とした養成研修
高齢者訪問支援活動推進事業	地域で訪問支援活動を行っている者を対象に、訪問支援活動推進リーダーの養成研修の実施
高齢者介護に関する介護知識・技術等普及促進事業	①高齢者生活支援のための意識啓発事業、②高齢者介護に関する知識・技術習得講習会実施事業
高齢者地域支援体制整備・評価事業	①広報・啓発、②情報収集、③研究・開発、④情報提供、⑤その他

出典：『介護予防・生活支援事業等の関連通知』（第一法規出版、2001 年）より作成。

また、前述したゴールドプラン 21においても、介護予防・生活支援事業の重要性について指摘されているが、そこでも介護予防・生活支援事業についての施策例としていくつか提起されている。例えば、介護予防事業の推進策として、市町村が行う介護予防教室に対する支援、社会参加・就業の支援（老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の支援など）、生活支援サービスの充実（配食、外出支援、軽度生活援助などの各種サービスを行う市町村への支援の充実）などがあげられている⁹⁾。このように、市町村が行う介護予防・生活支援事業を支援することを国の方針として打ち出している。

一方、こうした介護予防・生活支援事業に関するサービス提供システムについては、在宅介護支援センターの役割を重視しており¹⁰⁾、2001年に出された『「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」の一部改正について』では、地域型支援センターの事業内容について、新たに「要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるようにする」「高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室、転倒骨折予防教室等を開催する」ことなどをあげている¹¹⁾。また、基幹型支援センターの事業内容の一つとして、「介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う」ことがあげられている¹²⁾。

先に述べたように介護予防事業等については、市町村に実施責任があり、当該地域においてどのような介護予防事業または生活支援事業に取り組んでいくかは市町村の裁量に委ねられている。要介護状態になることを予防するための介護予防・生活支援事業については、今後ますます進むと予想される高齢化の中で、介護保険制度が円滑に運営されていくうえでも重要な役割を果たすものであろう。また、表2で示したように、高齢者本人だけでなく家族介護者をも含めて食生活、住生活、生きがいといった多様なサービスを整備していくことが、介護予防・生活支援事業においては必要とされている。このことからも、介護予防・生活支援事業の実施にあたっては、市町村の保健福祉部局、在宅介護支援センター、保健センターといった関係機関の連携とあわせて、高齢者の多様なニーズに対応するためにも地域住民自身の参加が求められるといえよう。公私協働による地域ぐるみの高齢者支援体制が、介護予防・生活支援事業については特に重要になってくると考えられる。

3 県内市町村における介護予防・生活支援事業への取り組み

国のゴールドプラン 21で示された介護予防・生活支援事業、ならびに介護保険制度における市町村特別給付・保健福祉事業推進の動きを受け、現在、各市町村において様々な取り組みが行われている。例えば広島県御調町においては、公立みつき総合病院を中心とした「地域包括医療」体制を軸とした地域住民の疾病予防と健康づくりに取り組んでいる¹³⁾。また、山形県最上町においては、病院、福祉、健康づくりのための重層的な施設を中核として、町福祉課と社会福祉協議会、保健所が連携して事業に取り組んでいる¹⁴⁾。

同様に、三重県内の市町村においても、その地域性や住民ニーズに基づき、様々なサービスが実施されている（表4参照）。ここでは、県内の4市（四日市市・鈴鹿市・津市・上野市）において取り組まれている介護予防関連事業についてとりあげることにする¹⁵⁾。

表4 県内市町村における介護予防・生活支援事業実施計画

生活支援事業	介護予防・生きがい活動支援事業	その他事業			
配食	35	転倒骨折予防	15	生きがい健康づくり推進	10
外出支援	38	痴呆予防・介護事業	16	緊急通報体制等整備	58
寝具洗濯乾燥	15	IADL訓練事業	3	寝たきり予防対策	3
軽度生活援助	57	地域住民グループ	7		
住宅改修支援	59	グループホーム	1		
訪問理美容	3	高齢者食生活改善	15		
グループリビング	0	運動指導	1		
短期入所振替援助	61	生きがい活動支援事業	64		
		生活管理指導	32		

注：・表中の数字は、当該事業の実施を計画している県内の市町村数を示す。

- ・住宅改修支援については、理由書助成を含めた実施分である。
- ・住宅改修支援（理由書助成含む）、短期入所振替援助については紀南広域連合実施分を含める。

四日市市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、①利用しやすい介護保険制度の創設・実施、②高齢者の自立生活支援、③高齢者の健康づくり、④高齢者の社会参加の促進、⑤福祉のまちづくりの推進、⑥市民の福祉活動の育成、といった6つの方針を掲げている。また、介護予防・生活支援事業に関する具体的なサービスとして、生活支援ホームヘルプサービス（家事援助サービス）、生活支援デイサービス、家族介護者ヘルパー受講支援事業、訪問給食サービス、養護老人ホームへの短期入所事業といったような介護保険適用外の高齢者への支援ならびに家族介護者への支援などを行っている。

次に、鈴鹿市においては、要援護状態を予防する健康づくりの推進策として、健康管理意識の高揚、自主的な健康づくり活動への支援、健康教育、健康相談、痴呆予防対策の充実などをあげている。このほか、高齢者の生きがいある豊かな生活の実現をめざし、高齢者の就労支援、生涯学習活動への支援、社会参加活動への支援、ひとり暮らし高齢者等への支援などをあげている。介護保険適用外の高齢者に対する具体的なサービスとしては、①ひとり暮らし老人等訪問給食事業、②老人寝具丸洗い事業、③ホームヘルパー派遣事業（軽度生活支援）、④デイサービス事業（生きがい活動支援）、⑤地域生活援助事業、⑥緊急通報体制等整備事業などが実施されている。

次に、津市においては、高齢者保健福祉の重点課題の一つとして介護予防をあげており、「寝たきりゼロ作戦」を目指している。具体的には、寝たきりを予防するための施策として、健康づくりや健康診査の実施の実施を掲げており、訪問指導などを積極的に行う姿勢を打ち出して

いる。また、寝たきりを作らない施策として、配食サービスや生きがいデイサービスといった生活支援事業の実施や、訪問指導・機能訓練を実施している。このような寝たきり予防支援ネットワーク事業においては、特に、保健所との連携を密接にとっていくことの必要性を示している。

最後に、上野市においては、介護予防・生活支援事業として、これまで紹介してきた他市同様に、軽度生活支援事業、生きがい活動支援通所事業（生きがい対応型デイサービス）、配食サービス、緊急通報装置の貸与などの諸サービスを提供している。特に、健康づくり対策については、「ふれあい・いきいきサロン事業」¹⁶⁾の充実を図っており、住民の自主的な健康づくりを支援し、住民が気軽に参加し、情報交換や交流を深めるための環境整備を進めている。上野市におけるこうした取り組みは、健康づくりを住民自らの関心によって行われているという点、そして住民の交流を深めながら介護予防・生活支援を行っていくという点において特徴あるものとなっている。

このように、介護予防・生活支援事業については、市町村における福祉計画の中にもりこまれており、その必要性について一定の合意があるものの、具体的な数値目標が示されていないことが多い。介護予防・生活支援事業を確実に実施していくためにも、介護保険適用サービス同様、数値目標の提示あるいは実施にあたっての具体的方策について明記し、その目標に対する進捗状況などを評価することも必要である。

また、ここで紹介した4市において取り組まれている介護予防・生活支援事業の多くは、国が示している介護予防・生活支援事業に準じたものになっている。しかし、介護予防・生活支援事業の内容については、その地域の特性や地域住民のニーズによるところが大きく、それぞれの地域によってサービスメニューについて違いが生じてくるものもある。そのため、地域の独自性を生かしつつ、各市町村における地域づくりにつながっていくような介護予防・生活支援事業を実施していくことが望まれる。

おわりに

以上、高齢者福祉に関する政策動向の中でも特に介護予防事業等を中心に整理してきた。本文において整理してきたように、高齢者福祉施策においては、介護予防あるいは生活支援が重要視されてきている。こうした介護予防・生活支援事業を実際に地域社会において整備していくうえで以下の2点について留意することが必要であると考える。

第一に、多様なサービスメニューを用意するということである。介護予防あるいは生活支援といったサービスを利用する人々は、介護保険制度のように要介護・要支援と認定された人々のみでなく、地域における高齢者全体あるいは住民全体が含まれる。こうした様々な身体状況・精神状況、生活状況にある人が抱えるニーズは多岐にわたると考えられる。地域住民が適切なサービスを利用していかるためにも、多様なサービスが整備されていくことが必要である。いつでも、どこでも利用し得る社会資源が求められるのである。

第二に、地域の高齢者とサービスとを結びつけていく機能が重要になってくるということで

ある。要介護状態になることを防ぐためにも、なるべく早い段階で高齢者がサービスを利用できるような環境をつくっていくことが求められる。その際、在宅介護支援センターなどの地域における相談機関がもつ機能が十分に活用されていくことが必要であろう。また、在宅介護支援センターなどの機関が他機関との連携をとりつつ、地域の高齢者とサービスとの橋渡し役をしていくことが重要である。

本論文では高齢者福祉施策における介護予防事業等をめぐる現状について政策動向を中心に整理してきたが、こうした介護予防事業等は、各市町村の地域性に応じて様々な取り組みが行われている。今後は、地域においてどのような事業が取り組まれているかといった視点から研究を継続し、高齢者の地域生活支援システムのあり方について考えていきたい。

注

- 1) 介護予防・生活支援事業については、「介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化するがないようにする介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な生活支援施策の推進を図るため」に行うものとされる（『介護予防・生活支援事業等の関連通知』（第一法規出版、2001年）、p1より）。
- 2) 例えば、鈴鹿市における高齢者保健福祉計画においては、4つの柱から計画が構成されており（①要援護状態を予防する健康づくりの推進、②要援護高齢者の自立した質の高い生活の実現、③高齢者の生きがいのある豊かな生活の実現、④地域で安心して暮らせる環境づくりの推進）、高齢者のもつ多様なニーズに応えていくため、総合的な支援策を講じることの必要性を示している（『鈴鹿市高齢者保健福祉計画（平成12年度～平成16年度）』、pp47～49より）。
- 3) 厚生省監修『厚生白書（平成12年版）』pp58～59より。
- 4) 健康の維持増進に心がけていることがあるかについて、60歳以上の者を対象とした「高齢者の健康に関する意識調査」（1997年）（総務庁）でみると、72.0%の者が心がけていることがあるとしている。その内容としては、「栄養のバランスのとれた食事をとる」（58.3%）、「休養や睡眠を十分とる」（54.6%）、「散歩やスポーツをする」（46.9%）、「健康診査などを定期的に受ける」（45.4%）などがあげられる。なお、「地域の活動に参加する」と答えた者は12.9%となっている（内閣府編『高齢社会白書（平成13年版）』pp89～91より）。
- 5) これらの高齢者のうち、日常生活への影響を内容別にみてみると、時間や距離などが制約されるという点から「外出」が92.6%と最も高く、次いで時間や作業量が制約されるという点から「仕事・家事・学業」が88.9%、起床・衣服着脱・食事・入浴などの「日常生活動作」が76.0%、「運動・スポーツ」等が53.5%となっている（内閣府編、前掲書、pp92～94より）。
- 6) 本論でとりあげている「今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」以外に、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」においても、壮年期死亡の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸などを目的とした取り組みとしてあげられる（厚生省監修、前掲書、pp64～66より）。

- 7) 厚生省監修、前掲書、p170 より。
- 8) ③の元気高齢者づくり対策については、「高齢者が健康で生きがいを持って生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を支援する」ことを施策の方向として掲げている。また④の地域生活支援体制の整備については、「高齢者に対しては介護にとどまらず、生活全般にわたる支援が必要となってくるため、生活圏域での住民相互の支え合いを基本に置いた地域生活支援体制の構築を支援する」ことを施策の方向として掲げ、そのための具体的な施策例を提起している(全国社会福祉協議会『社会福祉関係施策資料集 18』、pp245-249 より)。施策例についての詳細は、本論中の 2 で述べている。
- 9) こうした介護予防・生活支援事業について、ゴールドプラン 21 では「ヤング・オールド（若々しい高齢者）作戦」を掲げている。これは、これまでの「寝たきり老人ゼロ作戦」を発展させるものであり、高齢者ができる限り「若々しい高齢者（ヤング・オールド）」として、健康で生き生きとした生活を送ることができるようにするための一連の施策を名付けたものである。将来的に自立高齢者の割合を 9 割程度に引き上げることを目指している(全国社会福祉協議会、前掲書、p247 より)。
- 10) 『厚生白書（平成 12 年版）』において、地域介護予防・生活支援サービスの提供体制の例として、在宅介護支援センターをあげており、市町村における基幹型・地域型・地域型の各在宅介護支援センターにおいて、介護予防・生活支援事業の実施例を示している(厚生省監修、前掲書、p176 より)。
- 11) 「在宅介護支援センター運営事業実施要綱」5- より。
- 12) 「在宅介護支センター運営事業実施要綱」5- より。
- 13) 『介護保険情報』2001 年 4 月号、pp56-65 より。
- 14) 『介護保険情報』2001 年 7 月号、pp60-65 より。
- 15) 以下の記述については、次の資料を参考にまとめたものである。
・『上野市老人保健福祉計画』(上野市、2001 年)
・『鈴鹿市高齢者保健福祉計画』(鈴鹿市、2000 年)
・『第 2 次四日市市高齢者保健福祉計画・第 1 次四日市市介護保険事業計画』(四日市市、2000 年)
・『津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画』(津市、2000 年)
- 16) 上野市における「ふれあい・いきいきサロン事業」とは、ふれあい・いきいきサロン（一人暮らしの高齢者や日中一人で暮らしている高齢者を中心に、誰もが気軽に参加することができ、趣味の活動など高齢者自身が作り上げる憩いの場）において、日頃の交流を深めたり、生きがいを見つけたりすることで、日頃の生活により活力が生じることを目的として、地区ボランティアや地区社会福祉協議会が地域の公民館などにおいて実施している事業である(『上野市老人保健福祉計画』(上野市、2001 年)、pp62-63 より)。

【参考文献・資料】

- ・岡崎強・野口典子・水谷俊夫編著『最新・高齢者福祉論』(株)みらい、2000 年)
- ・月刊介護保険編集部編『介護保険ハンドブック』(法研、2000 年)
- ・厚生省監修『厚生白書（平成 12 年版）』(ぎょうせい、2000 年)

- ・厚生労働省監修『厚生労働白書（平成13年版）』（ぎょうせい、2001年）
- ・全国社会福祉協議会『社会福祉関係施策資料集18』（全国社会福祉協議会、2000年）
- ・全国社会福祉協議会『社会福祉関係施策資料集19』（全国社会福祉協議会、2001年）
- ・内閣府編『高齢社会白書（平成13年版）』（財務省印刷局、2001年）
- ・百瀬孝『日本福祉制度史』（ミネルヴァ書房、1997年）
- ・『上野市老人保健福祉計画』（上野市、2001年）
- ・『介護保険情報』2001年4月号（社会保険研究所）
- ・『介護保険情報』2001年7月号（社会保険研究所）
- ・『介護予防・生活支援事業等の関連通知』（第一法規出版、2001年）
- ・『鈴鹿市高齢者保健福祉計画』（鈴鹿市、2000年）
- ・『第2次三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画』（三重県、2000年）
- ・『第2次四日市市高齢者保健福祉計画・第1次四日市市介護保険事業計画』（四日市市、2000年）
- ・『津市高齢者保健福祉計画・津市介護保険事業計画』（津市、2000年）

乳幼児をもつ親の「仕事と子育ての両立」をめぐる現状と課題 －三重県北勢・南志地区のデータ分析を通じて－

冬木 春子

1 問題意識と目的

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成 11 年の女性の労働力人口は 2775 万人であり、労働力人口総数に占める女性の割合は 40.6%となっている¹⁾。年齢階級別労働力率の時系列の動きは M 字型を描くが、年々全体として上方ヘシフトしている²⁾。特に、20 歳代後半から 30 歳代前半の女性、言い換えれば出産・育児期にあたる女性の労働力率が上昇しており、この年齢層における女性が労働市場に進出しつつあることを示している。

経済産業省「男女共同参画に関する研究会」報告書によれば³⁾、女性の社会参画については、「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年公布。平成 9 年改正）、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年公布）、「男女共同参画基本計画」（平成 12 年 12 月策定）等、政府レベルでの取り組みが進められてきた。こうした中で、経済産業省は人的資源としての女性の重要性、多様な社会参画の主体としての女性の重要性について論点を整理し、経済的見地から取り組むべき事柄について検討を行うことを目的として、「男女共同参画に関する研究会」（大臣官房政策企画室長の私的研究会）を設置している。平成 13 年 6 月に出された同研究会の報告書では、経済社会をとりまく環境の変化、とりわけ少子・高齢化の進展により将来の労働力不足が予想されること、企業は多様な価値・志向を有する市場に対応していくなければならないこと等から、これまでに積極的に活用されてこなかった女性や高齢者の積極的な参加が必要になっているとしている。そして、女性の持つ能力の有効活用が経済社会にとって価値があるという前提に立ち、それを可能にするための社会構造の転換を提唱している。これに伴い、平成 13 年 12 月には税制や社会保障を「専業主婦標準型」から「共働き標準型」へと転換する方針が打ち出され、男女が共に働くことを前提とした社会のシステムづくりの必要性が唱えられている。

一方で、近年の女性の労働力率の高まりの背後には、未婚化の進行による未婚女性の労働力率の増大があるとの分析もなされている⁴⁾。有配偶者と未婚者を比較した場合 20 歳代から 30 歳代にかけて後者の労働力率が高いという知見は、有配偶女性が仕事をしながら家事や育児などの家庭責任を果たすことが難しいという現実を示すものと考えられる。

このような「仕事と子育ての両立」が難しいという現実は、未婚はあるいは晩婚化を促進させ、ひいては出生率の低下という現象でわが国の社会や経済に多大な影響を与えると思われる。進行しつつある少子化問題の解決という視点からも「仕事と子育ての両立」が可能な環境を整えていくことは急務な課題と言えよう⁵⁾。

以上をふまえ、本研究では三重県下の乳幼児をもつ母親と父親を対象に行った調査から、北

勢及び南志地区のデータ分析を通じて、当該地域における「仕事と子育ての両立」をめぐる現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2 「仕事と子育て」研究の視点と調査内容

「仕事と家庭」についての研究は、女性の就労率が高いアメリカにおいて、心理学、社会学、社会福祉学などの学際的な立場から活発な研究が行われている。例えば、Journal of Marriage and the Family 特集号では、1990 年代の work and family 研究領域において主として 4 つの視点からの研究が紹介されている^④。一つ目は、古くから行われている「母親の就労が子どもの発達に及ぼす影響」に関する研究である。二つ目は、仕事の社会化（work socialization）に関する研究であり、これは職場や仕事の状況（仕事の裁量や複雑性など）が個人の価値観や仕事以外の領域に及ぼす影響を研究したものである。三つ目は、仕事からくるストレスが個人や家族成員の精神的健康（well-being）に与える影響についての研究である。四つ目は「妻」「母」「職業人」などの多重役割が個人の精神的健康や家族関係に及ぼす影響を研究したものである。さらに、仕事と家族に関する政策研究も行われている。

日本では、アメリカほどにはこの分野の研究は進んではいないものの、1990 年代には「共働き家庭と子育て」と題して学際的な立場からの研究特集が組まれたり^⑤、育児休業法が施行されると、育児休業制度の実態調査や休業法の効果に関する実証的分析が行われている^⑥。また、近年では各自治体による児童育成計画策定のための保育のニーズ調査が行われている^⑦。

このように、わが国において「仕事と子育て」に関する研究は、労働や保育など多様な視点から行われているものの、これらを総合的に見る視点も必要ではないかと思われる。総合的な視点としては、普光院による「仕事と子育ての両立に必要な 3 要素」が参考になろう^⑧。普光院は以下のように述べている。「保育・家庭・職場で条件に恵まれた共働き家庭は、ゆとりの子育てができる。よい保育園に支えられて子育ての喜びも大きく、夫婦が子育てを共有しあわいを必要としている。仕事と家庭生活のバランスがとりやすく、ダブルインカムの経済的安定も享受する。より多くの人がこの境地に達すれば、少子化が止まるにちがいない」

以上をふまえ、本研究の視点として、「仕事と子育ての両立」に影響を及ぼす領域として、家庭生活、保育サービス、就労をあげ、その現状を探っていくことにする。具体的には、調査内容として以下の項目を設定した。

<家庭生活に関する項目>

家族構成、夫婦の家事・育児分担、配偶者に求める家事・育児項目、育児の援助を得たい状況、子育ての悩みや不安、子育ての悩みや不安の相談先、育児ストレス

<保育サービスに関する項目>

保育所利用状況、保育時間の満足度、保育料の満足度、就労に必要な保育ニーズ

<就労に関する項目>

職業、職種、労働時間、帰宅時間、就労目的、育児休業取得の有無、育児休業を利用の状況、育児休業を利用しなかった理由、職場制度、職場制度の満足度、就労意欲、就労しない理由尚、本研究において紙面の都合上、上記の項目の一部を用いて分析を進めていく。

3 調査の概要¹⁰⁾

(1) 調査の方法及び調査対象者の属性

調査時期は2001年10月中旬から1月中旬である。この期間に三重県下69市町村で実施された1歳半及び3歳児の乳幼児健診において調査票を配布し、後日郵送法で回収した。全体で3344世帯を対象にし、680世帯からの回答を得た。回収率は20.3%であった。

表1 地域別回収率

地域	配布数	回収数	回収率
北勢	1450	269	18.6%
津	474	89	18.8%
伊賀	325	60	18.5%
松阪	355	68	19.2%
南志	492	111	22.6%
紀北・紀南	248	51	20.6%
合計	3344	680	20.3%

尚、本研究では北勢地区と南志地区の有効票378世帯（父親185票、母親378票）、計563票のみを分析対象とする。対象者の基本的属性は表2で示したとおりである。

表2 対象者の基本的属性 (%)

属性		父親	母親
年齢	20歳未満	1(0.5)	0(0.0)
	20～24歳	7(3.8)	11(2.9)
	25～29歳	34(18.4)	108(28.6)
	30～34歳	71(38.4)	194(51.3)
	35～39歳	54(29.2)	55(14.6)
	40歳以上	17(9.2)	10(2.6)
	無回答	1(0.5)	0(0.0)
職業	公務員	18(9.7)	22(5.8)
	一般企業等の正社員	140(75.7)	32(8.5)
	一般企業等の契約社員	2(1.1)	2(0.6)
	パート・アルバイト	1(0.5)	44(11.6)
	自営業・家族従業	19(10.2)	19(5.0)
	その他（内職・自由業など）	2(1.1)	10(2.6)
	無職	0(0.0)	246(65.1)
	無回答	3(1.7)	3(0.8)
家族形態	核家族世帯	240(63.5)	
	三世代（四世代含）世帯	130(34.4)	
	その他の世帯	8(2.1)	
子どもの人数	1人	147(38.9)	
	2人	175(46.3)	
	3人以上	54(14.3)	
	無回答	2(0.5)	

注：家族形態及び子どもの人数については、378世帯(%)の値である。

年齢では、父親の場合30代前半が最も多く（38.4%）、次いで30代後半が多い（29.2%）。母親では30代前半が最も多く（51.3%）、次に20代後半が多い（28.6%）。職業では、父親は一般企業の正社員が最も多く（75.7%）、母親では無職（専業母親）が最も多い（65.1%）。総務省統計局「労働力調査特別調査」では¹²⁾、末子の年齢が3歳以下の母親の就業率は約28%となっており、全国と比較すると母親の有業率が高い。家族形態では核家族世帯が63.5%、三世代世帯が34.4%である。全国データでは¹³⁾、児童のいる世帯のうち核家族世帯が71.2%、三世代世帯が25.9%となっており、本研究の対象者には三世代世帯が多くなっている。

（2）北勢地区及び南志地区の概要

表3 北勢地区及び南志地区の概要

	人口	世帯	0-14歳人口 比率(%)	1次産業	2次産業	3次産業
四日市市	287,673	104,733	16.8	2.4	40.4	56.7
桑名市	108,516	37,498	17.0	2.7	39.4	57.7
鈴鹿市	186,105	64,728	17.3	5.1	43.6	51.2
亀山市	38,807	12,946	17.5	5.6	45.2	49.1
多度町	10,759	3,005	15.7	7.7	46.9	45.3
長島町	15,513	4,833	15.8	9.2	34.0	56.8
木曽岬町	7,082	1,957	18.1	14.3	42.3	43.5
北勢町	14,131	4,043	16.8	5.7	51.2	43.1
員弁町	8,475	2,474	16.5	3.6	52.9	43.5
大安町	15,469	4,790	18.3	4.6	53.3	42.1
東員町	26,195	7,759	19.3	2.2	46.2	51.7
藤原町	7,530	2,202	16.3	4.4	50.5	45.1
菰野町	38,175	12,118	17.0	4.5	43.1	52.4
楠町	10,880	3,751	15.2	2.6	51.2	46.2
朝日町	6,742	2,300	15.4	2.0	49.2	48.8
川越町	11,830	4,151	15.9	2.4	45.9	51.7
閑町	7,285	2,430	15.6	4.3	48.1	47.6
伊勢市	101,000	36,438	15.7	4.1	32.4	63.4
鳥羽市	25,395	8,366	16.8	14.9	19.7	65.4
玉城町	14,536	4,258	17.8	12.3	38.4	49.2
二見町	9,239	2,925	15.7	7.8	33.7	58.6
小俣町	18,220	6,408	18.1	4.9	37.5	57.7
南勢町	10,778	3,552	14.4	25.8	27.6	46.7
大宮町	5,474	1,794	15.3	10.5	42.1	47.5
南島町	8,658	3,204	14.3	35.5	27.1	37.4
紀勢町	4,686	1,778	11.8	18.8	40.4	40.8
御園村	8,797	3,130	17.0	7.1	34.0	58.9
大内山村	1,712	629	14.0	15.9	36.1	48.0
度会町	9,443	2,615	17.3	10.9	44.8	44.3
浜島町	6,181	2,029	14.9	15.5	20.4	64.2
大王町	8,857	3,091	13.9	11.7	35.4	52.9
志摩町	15,240	4,946	15.7	29.2	25.4	45.4
阿児町	23,492	8,033	17.1	12.3	20.4	67.3
磯部町	9,652	3,258	15.3	14.7	25.5	59.8
三重県	1,858,890	649,763	16.5	6.5	37.5	56.0

出典：(財)矢野恒太記念会編集・発行『データでみる県勢2002年版』
及び <http://dir.yahoo.co.jp/Regional/Japanese> のデータを元に作成

本研究では、北勢地区及び南志地区のデータのみを分析対象とするが、各地区的概要を示したのが表3である。北勢地区は三重県下最大の人口からなる四日市市を含む4市13町からなり、南志地区は2市13町2村からなっている。各市町村の産業別の就労人口比率に着目すると、北勢地区では全体的に第1次産業の比率は低く、第2次産業あるいは第3次産業の比率が高い市町村が多い。一方南志地区では、第1次産業の比率が10%を超える市町村が北勢地区よりも多く見られる。

以上をふまえ本研究では、居住地域の分析を行う際に産業別の就労人口比率に着目し、第一次産業、つまり農林水産業の就労人口比率が10%以下の地域を「都市部」、10%以上を「非都市部」として分類をし、分析を行うことにする。

4 結果・考察

(1) 家庭生活をめぐる現状

本項では、母親の就労継続に影響を及ぼす要因として家族形態と夫婦の家事・育児分担をとりあげ、居住地域での比較を通じてその現状を明らかにする。

a 家族形態

表4は居住地域（都市部・非都市部）で家族形態にちがいが見られるかについて表したものである。 χ^2 検定を用いて検討したところ、統計的に有意差が認められた ($\chi^2(2)=14.59$, $P<.001$)。

表4 居住地域からみた家族形態

家族形態	都市部	非都市部	合計
核家族世帯	210(67.3)	30(45.5)	240(63.5)
三世代世帯	98(31.4)	32(48.5)	130(34.4)
その他の世帯	4(1.3)	4(6.1)	8(2.1)

$\chi^2(2)=14.59$, $P<.001$ () の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

表5 居住地域からみた母親の就労状況

職業	都市部	非都市部	合計
公務員	15(4.8)	7(11.1)	22(5.9)
一般企業等の正社員	26(8.3)	6(9.5)	32(8.5)
一般企業等の契約社員	2(0.6)	0	2(0.5)
パート・アルバイト	35(11.2)	9(14.3)	44(11.7)
自営業・家族従業	13(4.2)	6(9.5)	19(5.1)
その他（内職・自由業等）	9(2.9)	1(1.6)	10(2.7)
無職	212(67.9)	34(54.0)	246(65.6)

() の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

したがって、都市部には核家族世帯が多く三世代世帯は少ないが、非都市部では核家族世帯が少なく三世代世帯が多いと言える。このような居住地域による違いは、母親の就労状況とどのような関連をもつか検討したのが表5である。

これらについて χ^2 検定を用いて検討することが困難なため¹⁴⁾、母親の就労状況を「有職」「無職」に分け、居住地域との関連を χ^2 検定を用いて検討したところ、統計的に有意差が認められた ($\chi^2(2)=4.54$, $P < .05$)。

表6 居住地域からみた母親の就労の有無

母親の就労	都市部	非都市部	合計
有職	100(32.1)	29(46.0)	129(34.4)
無職	212(67.9)	34(54.0)	246(65.6)

$\chi^2(2)=4.54$, $P < .05$ () の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

したがって、核家族世帯が多い都市部では無職の母親が多いが、三世代世帯が多い非都市部では、有職の母親、特にフルタイムやパートタイム、自営業や家族従業で働く母親が多いと言える。つまり、三世代世帯において親世代がサポートすることで娘世代の母親は就業を継続、あるいは再開しやすくなると考えられる。このことは、親世代からのサポートがない状況では、母親は働くことがより難しい状況にあることを示している。

b 夫婦間の育児・家事分担

表7は居住地域と夫婦の育児及び家事分担の関連性について表したものである。 χ^2 検定を用いて検討したところ、統計的に有意差が認められたのは、子どもと遊ぶ ($\chi^2(2)=6.32$, $P < .05$)、子どもを風呂に入れる ($\chi^2(2)=11.46$, $P < .01$) であった。つまり、都市部に比べて非都市部では、「遊ぶ」や「風呂に入れる」などの育児については、「母親も父親も両方」あるいは「父親」が担当する家庭が多いといえる。

したがって、有職の母親が多くみられる非都市部の父親は、子どもと遊んだり、お風呂に入れるなどの育児をより積極的に行っていると言える。しかし、「子どもを寝かしつける」「子どもに食事をさせる」などの日常的でかつ必要性の高い子どもの世話は、居住地域に関係なく7割～8割が「母親が担当している」と答えている。また、家のすべての項目において「母親が担当している」の答えが9割を超えており、家事領域での父親の参加は居住地域に関係なく進んでいないのが現状である¹⁵⁾。

このような現状は、総理府広報室「少子化に関する世論調査」が示すように、女性にとって「結婚が負担」と感じる者が男性よりも多い事実とも関連していると思われる¹⁶⁾。つまり、夫婦間における不平等な家事・育児分担が女性の結婚に対する負担感へつながり、それが晩婚化あるいは未婚化、ひいては少子化へつながっているのではないだろうか。

表7 居住地域からみた母親及び父親の家事・育児分担

項目	分担状況	都市部	非都市部	合計
子どもと遊ぶ	母親が担当	240(51.1)	39(43.3)	279(49.8)
	母親も父親も両方が担当	211(44.9)	42(46.7)	253(45.2)
	父親が担当	19(4.0)	9(10.0)	28(5.0)
子どもをお風呂に入れる	母親が担当	207(43.9)	27(30.0)	234(41.7)
	母親も父親も両方が担当	153(32.5)	27(30.0)	180(32.1)
	父親が担当	111(23.6)	36(40.0)	147(26.2)
子どもを寝かしつける	母親が担当	343(72.8)	68(74.4)	411(73.1)
	母親も父親も両方が担当	97(20.6)	18(19.8)	115(20.5)
	父親が担当	31(6.6)	5(5.5)	36(6.4)
子どもに食事をさせる	母親が担当	385(81.7)	70(76.9)	455(81.0)
	母親も父親も両方が担当	84(17.8)	21(23.1)	105(18.7)
	父親が担当	2(0.4)	0(0)	2(0.4)
せんたくをする	母親が担当	457(97.0)	88(98.9)	545(97.3)
	母親も父親も両方が担当	13(2.8)	1(1.1)	14(2.5)
	父親が担当	1(0.2)	0(0)	1(0.2)
食事の用意をする	母親が担当	463(98.3)	83(91.2)	546(97.2)
	母親も父親も両方が担当	5(1.1)	6(6.6)	11(2.0)
	父親が担当	3(0.6)	2(2.2)	5(0.9)
食事の後かたづけをする	母親が担当	443(94.1)	87(96.7)	530(94.5)
	母親も父親も両方が担当	21(4.5)	3(3.3)	24(4.3)
	父親が担当	7(1.5)	0(0)	7(1.2)
部屋の掃除をする	母親が担当	428(90.9)	87(95.6)	515(91.6)
	母親も父親も両方が担当	32(6.8)	4(4.4)	36(6.4)
	父親が担当	11(2.3)	0(0)	11(2.0)

() の数値は、それぞれの項目における都市部、非都市部、合計における%を表している。

(2) 保育サービスをめぐる現状

本項では、保育サービスの利用実態とニーズについて居住地域の比較を通じて明らかにしていく。

a 保育所の利用と満足度

共働き家庭（有職の母親がいる世帯）に限定して、居住地域と保育所（認可及び無認可）の利用状況との関連を示したものが表8である。

表8 居住地域からみた保育所の利用（有職母親による回答）

保育所の利用	都市部	非都市部	合計
利用している	49(52.7)	21(63.6)	70(55.6)
利用していない	44(47.3)	12(36.4)	56(44.4)

$\chi^2(1)=1.18$, 有意差なし () の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

表8が示すように、都市部において非都市部よりも保育所を利用していない家庭が若干多いものの、それは統計的検定に耐えられる程ではなかった。

次に、保育所を利用している場合、延長保育の有無を尋ねたところ、都市部では94.0%、非都市部では81.0%が延長保育があると答えており、延長保育サービスが広く行われていることを示している。閉所時間では、都市部では「午後6時まで」が50.0%、「午後7時まで」が45.7%となっており、「午後9時まで」も4.3%存在する。一方、非都市部では「午後6時まで」が93.8%と圧倒的に多い。したがって、延長保育サービスは都市部においてより長時間なされているようである。

このように、居住地域ごとに異なった保育サービスが提供されているが、親の保育時間に対する満足度とどのような関連をもつのかを示したのが表9である。 χ^2 検定を用いて検討したところ、統計的に有意差が認められた ($\chi^2(1)=4.80$, $P < .05$)。したがって、都市部の親は保育時間に満足している者が多いが、非都市部では保育時間に不満を感じている者が多いと言える。

表9 居住地域からみた保育時間の満足度

保育時間の満足度	都市部	非都市部	合計
満足している	68(87.2)	20(69.0)	88(82.2)
満足していない	10(12.8)	9(31.0)	19(17.8)

$\chi^2(1)=4.80$, $P < .05$ () の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

このように共働き家庭が多い非都市部において、長時間の延長保育サービスがそれほど行われていない実態に不満を感じる親は多いが、全体的に見ると「満足している」との答えが約80%を超えており、保育時間についての満足度は高い。この結果は、現状の保育サービスに満足している親が多いとの解釈もできようが、背景には母親が現状の保育時間に合わせるかたちで働いていること、保育時間と就労時間が合わない場合はそもそも仕事を継続させることが難しい現実があることも考慮する必要があろう。

b 専業母親の就労意欲と保育ニーズ

本研究では、フルタイムで働く母親は14.9%、無職の母親は65.6%であり、圧倒的に専業母親が多くなっている。このように多数を占める専業母親について、就労に対する意欲を居住地域ごとにまとめたのが表10である。

表 10 居住地域からみた母親の就労意欲

就労意欲	都市部	非都市部	合計
すぐにでも働きたい	28(13.4)	3(9.1)	31(12.8)
いずれは働きたいと思っている	156(74.6)	27(81.8)	183(75.6)
全く働く気はない	25(12.0)	3(9.1)	28(11.6)

注：実数値が5以下があるために、 χ^2 検定は行っていない。（ ）の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

都市部及び非都市部において専業母親の約75～80%が「いずれ働く」ことを望んでおり、「すぐにでも働きたい」を含めると、約90%が就労を希望するなど専業母親は高い就労意欲をもっている。

このように高い就労意欲にもかかわらず母親たちが無職の理由は何であろうか。その理由を居住地域別にまとめたものが表11である。

表 11 母親が働いていない理由（複数回答）

項目	都市部	非都市部	合計
子どもの預け先がみつからない	32(15.2)	5(15.2)	37(15.2)
子どもの預け先に不安を感じる	24(11.4)	2(6.1)	26(10.7)
子どもがもう少し成長するまで側にいてやりたい	179(85.2)	28(84.8)	207(85.2)
家族（特に夫）の理解が得られない	8(3.8)	0(0)	8(3.3)
家族（特に祖父母等）の理解が得られない	6(2.9)	1(3.0)	7(2.9)
両立のための職場制度が不十分だから	31(14.8)	8(23.5)	39(16.0)
自分の能力が活かせる職場が見つからない	12(5.7)	3(9.1)	15(6.2)
家事・育児に専念したいから	84(40.4)	7(21.2)	91(37.4)

（ ）の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

専業母親が働いていない第一の理由は、都市部及び非都市部とも「子どもがもう少し成長するまで側にいてやりたい」であり、約80%以上の母親がこの理由をあげている。第二の理由は、都市部では「家事・育児に専念したいから」であり、非都市部よりもこの理由をあげる母親が多い。非都市部では、「両立のための職場制度が不十分だから」をあげる母親が多く、続いて「家事・育児に専念したいから」になっている。

したがって、専業母親の多くは子どもの幼少期という大事な時期に子どもとかかわることに意義を見いだしながらも、社会的に評価される場を求めており、それが高い就労意欲として表れたと考えられる。一方で、就労意欲をもちながらも「専業主婦でいること」を主体的に選択

している背景には、母性的養育絶対論の内面化が影響を及ぼしているとも考えられる¹⁷⁾。この考え方、「母親こそ保育の適格者でかつ責任を担うもの」と見なし、母親による養育の重要性さらには子どもの幼少期における母子の絆を強調する。

母親による育児が大切なのは言うまでもないが、子どもは母子関係の中だけで発達していくのでもない。子どもは、母親だけでなく、父親やきょうだい、保育者や仲間たちとのネットワークのなかで発達していくのである¹⁸⁾。近年では、政策的にも「社会全体で子育てを支援すること」が掲げられ、子どもを保育所などに預けることは「育児放棄ではない」との主張もなされている¹⁹⁾。それにもかかわらず、母親たちが内面化した「母性的養育絶対論」は強固であり、それが彼女たちを労働市場へ引き戻す際の足枷となっているのである。

一方、「子どもの預け先がみづからない」や「子どもの預け先に不安を感じる」などの理由をあげた母親は都市部、非都市部とも10～15%程度である。この理由をあげた母親に限定して、「どのような保育サービスが整えば働きたいか」と尋ねたところ、次のような結果が得られた。

表12 望む保育サービス（複数回答）

保育サービス	都市部	非都市部	合計
産休・育休あけ保育	6(13.3)	2(25.2)	8(15.1)
延長保育	17(38.6)	3(42.9)	20(39.2)
病後児保育	12(26.7)	1(14.3)	13(25.0)
一時保育	12(26.7)	4(57.1)	16(30.8)
休日保育	12(26.7)	0(0.0)	12(23.1)
職場内保育所	35(77.8)	5(71.4)	40(76.9)

() の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

ケース数がかなり少ないという制限はあるものの、「職場内保育所」へのニーズが最も高く、次に「延長保育」「一時保育」が続いている。職場内保育所では、子どもとの距離が近いこと、親の勤務時間に併せて保育時間を設定していることなどの点がニーズの高さにつながったと考えられる。

母親が「社会や地域に貢献し評価されたい」と思うことはごく自然のことである。そのような自然な感情を抑制し、子どものために子育てに専念することが子どもによい影響を及ぼすとは言い難い。就労意欲をもつ母親が社会や地域へ貢献できるよう、まずは社会的に「母性的養育絶対論」を崩していくと同時に、子どもの発達を尊重した「質の高い」保育サービスを提供することも求められよう。

c 母親が求める育児支援

前項では、母親の就労状況との関連で保育ニーズを明らかにしたが、就労とは関係なく母親はどのような時に育児支援を必要としているかという観点から、母親による保育ニーズを居住

地域別にまとめたものが表13である。

最も育児支援を必要とする時は母親の「急な用事や病気時」など突発的な出来事が起こった場合である。居住地域を問わず95%以上の母親がニーズとしてあげている。次に、都市部においては「遊びや気分転換」や「育児疲れ」をあげる母親が非都市部に比べて多い。

表13 育児支援が必要な時（複数回答）

	都市部	非都市部	合計
急な用事・病気の時	306(97.5)	62(96.9)	368(97.4)
遊びや気分転換をしたい時	172(54.8)	31(48.4)	203(53.7)
育児に疲れた時	159(50.6)	28(43.8)	187(49.5)
知識や教養を高める教室に参加したい時	101(32.2)	21(32.8)	122(32.3)

()の数値は、都市部、非都市部、合計における%を表している。

この背景には、都市部では専業母親が多いことから育児によるストレスをためやすい状況にいる母親が多いことがあると思われる²⁰⁾。そのような状況では、母親はストレス発散のために「子どもから一時的に離れること」を望み、それがニーズの高さにつながったのではないだろうか。特に、都市部では核家族世帯が多く、親族からの援助も受けにくいくことなども影響していると思われる。

一方、知識や教養を高めるために育児の支援を望む母親は約30%程度であり、やや消極的であると思われる。それは、3歳未満の子どもをもちながら自己啓発に努めるには「余裕がない」というのが本音ではないだろうか。さらに、自由回答欄には「上の子の学校行事（参観など）」「美容院へ行く時」などのニーズも多い。さらに、共働き家庭においては「子どもの病気時」の記載が目立ち、病児保育のニーズの高さが窺える。

ニーズの高さが目立った「子どもから一時的に離れる時間をもつこと」は、母親のウエルビーイングを高めるだけでなく、よりよい子育てには必要なことであろう。それは良好な親子関係へとつながり、最終的には子どものウエルビーイングを高めていくと考えられる。そのためには、父親や祖父母などの親族、さらには地域住民同士のソーシャルサポートネットワークを有効に活用していくことが求められる。しかし、現状では母親にとって「夫」あるいは「親族」が育児のサポート源に限定されている場合が少なくない²¹⁾。このような孤立した家族の実態もふまえると、母親が「子どもから一時的に離れる時間」をもつために、一時保育やファミリー・サポートセンターなどによるフォーマルな育児支援の充実も重要であると思われる。

(3) 就労をめぐる現状

本項では、就業の状況、労働関連時間、育児休業制度について父親と母親の比較を行い、就労をめぐる現状を明らかにしていく。

a 就業の状況

表1が示すように、有職の母親の正社員比率は56.6%である²²⁾。一方、父親では正社員比率は97.2%であり、母親と比べると遙かに高い。このように、3歳以下の子どもをもつ母親では、有業率が低い上に正社員比率も低くなっている。この背景には、出産や育児のために退職した場合、非正規労働者として再就職する母親が多いことが考えられる。

さらに、父親・母親別で職種にちがいが見られるかについて χ^2 検定を用いて検討したところ、統計的に有意差が認められた ($\chi^2(5)=56.62$, $P < .001$)。

表14 父親・母親別にみた職種

	一般事務職	販売・サービス職	生産・労務職	専門・技術職	農林水産業	その他
父親	33(11.0)	51(17.1)	67(22.4)	122(40.8)	7(2.3)	19(6.4)
母親	77(33.0)	58(24.9)	23(9.9)	62(26.6)	5(2.1)	8(3.4)

$\chi^2(5)=56.62$, $P < .001$ ()は父親、母親に対する%を表している。

したがって、父親では専門技術職や生産・労務職に就いているものが多いが、母親では事務職や販売・サービス職に就いているものが多いと言える。

熊沢は、非正社員比率と年収300万円未満比率（低賃金比率）を基に、女性就業の「恵まれていない」程度を表し、専門・技術職、事務職、販売職、サービス職、労務職という順番で、「恵まれない」程度が高まっていくとしている²³⁾。本調査において、「最も恵まれている」専門・技術職に就いている母親は父親よりも少なく、事務職や販売・サービス職に就いている母親が最も多くなっている。このように、乳幼児をもつ父親と母親の就労状況については、有業率、正社員比率、職種において事実上の差が生じており、「結果としての不平等」が窺える。

b 父親・母親別にみる労働関連時間

「仕事と子育ての両立」には、労働関連時間と育児や家事関連時間の配分がバランスよく行われることが重要であろう。そこで、労働関連時間（通勤時間も含）について父親・母親別にどのようなちがいが見られるか分析をした。

父親と母親別に、仕事のために家を出る時間及び仕事から帰宅する時間に関連が見られるかについて χ^2 検定を用いて検討したところ、統計的に有意差が認められた ($\chi^2(5)=62.57$, $P < .001$ 、 $\chi^2(5)=92.39$, $P < .001$)。

表15 父親・母親別にみた仕事のために家を出る時間

	6時以前	6時台	7時台	8時台	9時以降 12時まで	午後
父親	19(10.5)	27(14.9)	91(50.3)	36(19.9)	6(3.3)	2(1.1)
母親	2(1.8)	0	39(34.8)	40(35.7)	24(21.4)	7(6.3)

$\chi^2(5)=62.57$, $P < .001$ ()は父親、母親に対する%を表している。

表16 父親・母親別にみた仕事から帰宅する時間

	17時以前	17時台	18時台	19時台	20時台	21時以降
父親	7(3.9)	28(15.6)	28(15.6)	40(22.2)	29(16.1)	48(26.7)
母親	46(40.4)	19(16.7)	29(25.4)	13(11.4)	3(2.6)	4(3.5)

$\chi^2(5)=92.39$, P < .001 ()は父親、母親に対する%を表している。

以上から、父親は朝8時までに出勤する人が約75%であるのに対し、母親は8時以降に出勤する人が約60%以上であり、母親よりも早く出勤する父親が多い。一方、帰宅時間では、母親では夕方17時以前が約40%と最も多く、17時以降19時までに帰宅する人は約40%であり、有職の母親の約80%は19時までに帰宅している。一方、父親では19時までに帰宅する人は約35%に過ぎず、21時以降も26.7%と多い。

このように、父親は母親に比べて朝早く出勤し、夜遅く帰宅しており、労働関連に費やす時間が長い。本研究では家事や子どもの世話などは母親が主に担っているとの結果が示されたが、父親はこの家庭責任を免除される代わりに経済的責任を果たすべく長時間労働を行っているのである。一方、母親は家庭責任を引き受けることを前提とした働き方を余儀なくされている。例えば、保育所への送迎や家事などに支障をきたさないよう労働時間の調整をする、あるいは育児や家事に支障のない職種を選ぶようにである。このような母親の家庭責任を前提とした働き方は「あてにならない労働者」あるいは「二流労働者」として労働市場で扱われる元凶になっており、職業選択の可能性をも狭めていると思われる。

c 育児休業の取得

平成11年度女性雇用管理基本調査によれば、出産者（配偶者が出産した男性を含む）に占める育児休業取得者の割合は、女性は56.4、男性は0.42%となっている²⁴⁾。本研究の対象者では、父親では育児休業を取得した人はおらず、母親では「取得した」56名（52.3%）、「取得しなかった」が51名（47.5%）であった。取得期間では、1～3ヶ月が7名（12.7%）、4～6ヶ月が6名（10.9%）、7～9ヶ月が6名（10.9%）、10～12ヶ月が33名（60.0%）、20ヶ月1名（1.8%）、24ヶ月2名（3.6%）となっている。育児休業法では「子が1歳に達するまでの間で希望する期間、休業することができる」とされているものの、さまざまな事情で育児休業を短縮取得している母親が多いことが窺える。

次に、育児休業を取得しなかった父親と母親に、その理由を尋ねたところ次のような解答が得られた。

母親では、育児休業を取得していない人が約4割を超えており。その理由で最も多いのは「育児休業制度がない」となっている。次に「制度の内容をよく知らない」や「制度があることを知らない」が多い。育児休業法では、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも育児・介護

休業法を根拠に申し出を行うことによって休業することが、労働者の権利として認められている。このような労働者としての権利にもかかわらず「育児休業制度がない」と答える母親が多い背景には、以下が考えられる。

第一に、事業所および雇用者が制度そのものの存在を知らないために、制度上は取得できるにもかかわらず休業がとられていないことである。第二に、事業所は制度の存在を認識しているが、育児休業取得が職場における人手不足や代替要因の確保などコスト増につながることを懸念するために、労働者に周知徹底していないことである。第三に、育児休業法では、制度の対象として有期雇用者は除かれているために、パート労働者、それも有期雇用者として働く母親には育児休業が保障されていないことである²⁵⁾。

本研究の素材となったデータだけでは上記の想定を確認することは困難であり、今後インタビュー調査等を行い、検証していく必要がある。

表17 育児休業を取得しなかった理由（複数回答）

理由	父親	母親	合計
経済的に苦しくなる	19(14.3)	5(9.8)	24(13.0)
取りづらい雰囲気	19(14.3)	4(8.0)	23(12.6)
同僚に迷惑をかけたくない	21(15.8)	2(4.0)	23(12.6)
復帰後に同じ仕事に就けるか心配	7(5.3)	1(2.0)	8(4.4)
保育施設を利用した	2(1.5)	3(6.0)	5(2.7)
子育てをしてくれる配偶者がいる	82(61.7)	1(2.0)	83(45.4)
昇進や昇格に影響する	6(4.5)	0	6(3.3)
子育てをしてくれる配偶者以外の人がいる	18(13.5)	2(4.0)	20(10.9)
制度の内容をよく知らない	24(18.0)	5(10.0)	29(15.8)
制度があることを知らない	15(11.3)	4(8.0)	19(10.4)
育児休業制度がない	27(20.3)	21(42.0)	48(26.2)

注： 数値は項目に対して「該当する」と答えた者の数である。（ ）は父親 133 名、母親 50 名、

合計 183 名に対する % を表す。

ただ、次のようなことは言えるものと思われる。冒頭で述べたように、政府は「女性のもつ能力の有効活用が経済社会にとって価値がある」という前提から、「仕事と子育ての両立支援」に関する政策を打ち出そうとしているが、問題はその「経済社会にとっての価値」の内容である。企業とは一般にコストを最小化し収益を最大化しようとする性向をもつものであるから、「育児休業のコスト」を負担してもなお確保しておく利益があると見なされる「有能な」一部の女性にのみこれを保障し、そう見なされない女性に対してはこれを有期雇用労働者に置き換えることにより、そのコストを削減しようとするのが理の当然であろう。

したがって、政府の言う「経済社会にとっての価値」が「企業の収益の最大化」のみを意味

するものであったとするならば、企業がより多くの女性労働者をパートの地位に追い落とし、結果として女性労働者間の労働条件の格差が拡大するのを追認することになりかねない。女性労働者をわが国の貴重な人的資源として位置付け、育児休業制度を本当の意味での「仕事と子育ての両立支援」として位置付けるというのであれば、一定の条件の下では、有期雇用労働者を含めた女性労働者全体にそれを保障するように制度を整備していく必要があるのでないかと思われる。

「仕事と子育ての両立」は女性のみに課された課題ではない。近年、わが国が男女共同参画社会を目指すにあたり、男女が等しく仕事や子育てを分かちあうことの必要性が認識され始めている。それに伴い、父親の育児参加の必要性を叫ぶ声も強いが、現実にはそれが難しい状況が存在し、父親にとっても「仕事と育児の葛藤」で悩む姿が散見される²⁶⁾。この意味で、「仕事と子育ての両立」は女性にのみ限定された悩みや問題ではなく、男性に突きつけられた課題であることも認識する必要があろう。今回の研究では、育児休業を取得した父親は皆無であったが、その最も多い理由は「子育てしてくれる配偶者がいる」である。片働き家庭では、制度的に父親の育児休業取得は難しいものの²⁷⁾、父親が育児休業を取得する意義は大きい。木下によれば²⁸⁾、男性が子どもの幼い成長の初期に厳密な父子関係の絆を築くことは、子どもとの関係で感情の表出を学び、他者と関わる能力を獲得することにつながるという。そして、このような子どもとの関わりを通じて、男性は優しさや他者と関わる能力を身につけていくのであり、それは現在の「男性型社会」を変えていくのに必要なことではないかとしている。このような男性による育児参加の必要性をふまえ、より多くの男性が育児休業を取得するためには、職場での配慮、代替要因の確保、経済的支援、休業中や復帰後の支援、男女の賃金格差の解消などの整備を行うことが必要である。

おわりに

本研究では、乳幼児を育てている母親と父親を対象にした調査から、北勢及び南志地区のデータ分析を通じて、家庭生活、保育サービス、就労をめぐる現状を明らかにしてきた。

これまで見てきたような男女間の不平等な家事・育児分担は、家庭の中の「プライベートな事柄」あるいは「夫婦の自主的な役割分担」として片づけるわけにはいかない。なぜなら、このような家庭責任を引き受ける「主婦」の存在を前提として労働者の「働き方」が規定されており、職場ではそれがすべての労働者、有配偶女性にも求められるからである。そうなると、鹿嶋が指摘するように、「主婦的存在を期待できない有配偶女性は、仕事を辞めるか、あるいは結婚しない、子どもをつくらないといった選択を選ぶしかない」というわけである²⁹⁾。これでは、「特別な女性」の能力の有効活用にはなりえても、わが国の直面する未婚化、晩婚化、少子化などの人口問題は解決されるとは言えないであろう。女性労働者をわが国の貴重な人的資源として位置付け、本当の意味での「仕事と子育ての両立支援」を進めようとするならば、男女

が家庭責任を平等に分かちあえるような職場環境を整えることであろう。本研究結果においても父親の労働時間の長さが検出されたが、このような問題を速やかに解決していくことも必要となるであろう。

最後に、本調査研究は仕事と子育てをめぐる現状の量的な把握を行ったが、今後はインタビューなどの質的調査を行い、さらに研究を深めていくことを課題としてあげたい。

付記

本調査研究の実施にあたって、三重県男女共同参画センター所長森下和光氏をはじめ同センター専門員酒井貴生氏、研究員の方々に大変お世話になりました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 総理府編『平成12年版男女共同参画白書』大蔵省印刷局、37頁及び310頁。
- 2) 同上、38頁。
- 3) 経済産業省「男女共同参画に関する研究会」報告書の内容については、保育研究所編『月刊保育情報』vol.298、2001、20-32頁を参照している。
- 4) 前掲『平成12年版男女共同参画白書』、42頁。
- 5) わが国では、1989年の「1.57ショック」以来、国家レベルで出生率の低下に取り組んでいるが、2000年の合計特殊出生率は1.35と少子化は進行している。
- 6) Perry-Jenkins, M., Repetti, R. & Crouter, A. Work and Family in the 1990s. *Journal of Marriage and the Family*, vol.62 No.4, 981-998, 2000.
- 7) 厚生省児童家庭局企画課監修『子ども家庭福祉情報第3号 特集共働きと子育て』中央出版1991。
- 8) 樋口美雄「育児休業制度の実証分析」『現代家族と社会保障』(東京大学出版会)、滋野由紀子・大日康史「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」『日本労働研究雑誌』No.459などがある。
- 9) 例えば三重県においては、平成8年3月に『保育サービスに関する実態調査集計結果報告書』が出され、保育サービスに対するニーズ調査を行っている。
- 10) 普光院亜紀「働く女性の問題」『現代のエスプリ』No.408、至文堂、2001、79頁。
- 11) 本調査研究は三重県男女共同参画センターの研究事業として位置づけられている。この研究事業の目的は、男女共同参画センターの調査・研究機能の向上に加えて、地域住民が主体的に調査研究に関わることを通じて、地域のリーダーとなる者を養成することにある。したがって、本調査研究は三重県下の各県民局単位で公募により選出された研究員とフレンテみえ事務局員、コーディデーターによる共同調査研究である。調査は無作為抽出法ではないが、三重県全域における乳幼児健診の受診者を対象にしている点に特徴がある。尚、本調査研究の結果概要や調査票については、「仕事と子育ての両立をめぐる調査報告書」を参照されたい。

- 12) 「平成 13 年 2 月労働力調査特別調査」については、日本子ども家庭総合研究所『日本子ども資料年鑑 2002』72 頁を参考にしている。
- 13) 「平成 12 年国民生活基礎調査の概況」については、日本子ども家庭総合研究所『日本子ども資料年鑑 2002』60 頁を参考にしている。
- 14) χ^2 検定では、一般的に期待度数が 5 以下のセルの数が全セル数の 20 % を越える場合、 χ^2 値は χ^2 分布に近似しなくなると言われており、何らかの修正が必要になる。ここでは、期待度数が 5 以下のセルの数を減らすような修正を行い、再分析を行うことにした。
- 15) 非都市部においては有職母親が多いにもかかわらず、父親の育児・家事参加が進まないのは、三世代世帯が多いために祖母などによる育児や家事援助があることも考えられる。この点についてはさらなる分析が必要である。
- 16) 前掲『平成 12 年版男女共同参画白書』、27 頁。
- 17) 母性的養育絶対論については、詳しくは金田利子「日本における母性神話の動向」『わが国における保育の課題と展望』世界文化社 1997, 102-118 頁を参照されたい。
- 18) 鈴木佐喜子は『現代の子育て・母子関係と保育』(ひとなる書房)において「ボルビイに代表される母子関係、早期の愛着関係という二者関係の中で人間関係を考えるのではなく、人間は社会的存在として他者と関係をつくることを前提として出発し、子どもは社会的ネットワークの中に組み込まれた存在であると考え、あくまでも二者関係以上の関係の中でとらえることを主張するソーシャルネットワークモデル (193 頁)」という考え方を紹介している。
- 19) 例えば、大日向雅美『子育てママの SOS』(法研)では、アメリカの国立小児保健・人間発達研究所のサラ・フリードマンの提言を紹介し、母親が働くことが育児放棄と見なされることを批判し、母親が育児に専念するか否かよりもむしろ保育の質や保育時間が子どもの発達にとって重要であると述べている (174 ~ 179 頁)。この点からも、保育サービスの充実が保育の質の向上と合わせて行われることが望ましいという考えが導きだされる。
- 20) 抽稿「乳幼児をもつ母親の育児ストレスとその関連要因」『現代の社会病理』No.15 では、専業母親（無業）と有業の母親では、専業母親がより育児ストレスを強く感じていることが明らかにされている。
- 21) 本調査結果においても、母親の育児の依頼先として最も多かったのが「配偶者」となっており、育児援助が必要な時には配偶者に頼り、次に親族ネットワークを活用し、その次に友人や知人、近隣者などの地縁ネットワークを活用していることが明らかにされている。
- 22) 正社員比率とは、有職者のうちの公務員あるいは一般企業等の正社員（自営業や家族従業も含）の比率である。
- 23) 熊沢誠『女性労働と企業社会』岩波書店 2000, 23 頁。
- 24) 労働省女性局『平成 11 年度女性雇用管理基本調査結果報告書』9 頁。
- 25) 有期雇用については、鹿嶋敬『男女摩擦』(岩波書店、2000) が次のように説明している。「有期雇用とは労働力が必要な期間だけ人を雇い、期限がくれば契約の更新はしないシステムで、『労働力の

ジアストインシステム』と呼ばれている」(64 頁)「余剰人員の処遇に悩まされた企業にとって、経済合理性の極みともいるべき人材の処遇法である」(65 頁)。

- 26)拙稿「父親の役割葛藤に及ぼす社会心理的諸要因の検討」『家族研究年報（1998）』では、父親が「仕事のために育児をすることができない」などの役割葛藤を抱いている現実を明らかにしている。
- 27)育児休業法では、「配偶者が職業に就いていないなどの場合労働者は育児休業をすることができない」とする労使協定がある場合、事業主は育児休業の申し出を拒むことができる」となっており、片働き家庭の父親は育児休業の取得は制度的にも難しい現状もある。
- 28)木下比呂美「基調講演：仕事と子育ての両立と EU の育児休暇政策」『三重短期大学地域問題総合調査研究室通信』67 号。
- 29)鹿嶋敬『男女摩擦』 岩波書店、2000, 21 頁。

【研究ノート】

近代伊賀地域におけるマビキ慣行について

茂木 陽一・藤川 真衣

はじめに

本稿は、明治 20 年代から昭和戦前期に至る期間の伊賀地域における墮胎・間引き慣行（以下では両者を一括してマビキ慣行と呼ぶ）の残存と、それが次第に消滅していく過程について司法・警察による民俗慣行への介入・統制との関連で検討を進めることを意図している。

もう少し単純化していえば次のようになる。近世社会においては、地域的・時期的な濃淡の差はあるがマビキ慣行が普遍的に存在し、それが一つの要因になって出生力水準を停滞的にしていた。¹⁾ 明治期になると一転して高い出生力水準が実現するが、それをもたらした要因の一つが、法的制度的なマビキ慣行に対する規制と、それを実体化するための「墮胎罪体制」のもとでの裁判所や警察をはじめとする諸種の権力機関による、教化・啓蒙・検挙・裁判だったのではないか。つまり、マビキ慣行の抑圧によつて近世的出生コントロールの枷を外したことか近代日本社会の極めて高い出生力を実現した一要因なのではないか、ということを伊賀地域を素材に検討したいということである。

検討は次の順序で進められる。最初に、伊賀地域に於けるマビキ慣行の存否についての従来の研究を振り返るなかで、特に、1936（昭和 11）年と、それに先行する 1925（大正 14）年の墮胎摘発事件の発生が研究上の一つの焦点になっていることを示す。次に、主として伊勢新聞の記事によって、1925 年の墮胎摘発事件の経過を追うと共に、この事件で被告となった 48 名について、具体的にその状況を語る貴重な資料である「三重県下ニ於ケル人口制限ニ就テ」⁴⁾にもとづいて、この墮胎事件を通じて浮かび上がる伊賀地域のマビキ慣行の特徴を明らかにする。続いて、その 10 年後に再び生じた墮胎摘発事件について、伊勢新聞等の記事に依りつつ経過の概略と、伊賀地域におけるマビキ慣行についての当時の認識を示す。具体的な墮胎摘発事件の検討を通じて伊賀地域でのマビキ慣行の存在を確認した上で、度重なる警察によるマビキ慣行への攻撃が実際の出生動向に影響を与えていたのかどうかを三重県統計書を利用した郡別のデータをもとにして検討する。そこでは、1925 年と 1936 年の二度にわたるマビキ慣行への攻撃・抑圧が確かに一定の効果を持っていることが確認されるが、1894（明治 27）年を境とする出生動向の変化の方が、近代伊賀地域の出生動向から見れば、より根底的であることを示す。ただ、最後の点については、その変化が同様な墮胎摘発事件の結果であるかどうかについて確認できなかった。そのため、本稿は中間的な論考という性格を持つので、研究ノートとして発表することにした。

本稿作成に当たって、資料の収集は茂木が、三重県統計書によるデータの処理、新聞記事を

もとにした墮胎摘発事件の経過の整理については主として藤川が当たり、データの修正を含めた分析ととりあえずの結論は茂木が行った。全体としての文責は茂木にある。

1 伊賀地域のマビキ慣行研究の現段階

(1) マビキ慣行に関する全国調査と伊賀地域

太田は、速水の地域別の性比についての研究をもとにマビキの地域類型を設定している⁶⁾。そこでは、東海地方は性比の異常が近世後半期を通じてみられない地域としてA型に設定されている。太田のいうところは、東海地方は近世中後期を通じてマビキ慣行が存在しなかつた地域ということであろう。

一方「全国民事慣例類集」の第二章「出産ノ事」、第二款「諸式例」のなかには、「密通ノ子ハ多クハ僧徒ノ弟子トナシ、或ハ墮胎シ……」(遠江国数知郡)、「ニタ子アルトキハ一子ハ必ス潰シテ養育セザル旧習ナリ」(駿河国安部郡)、といった記載があり、必ずしも東海地域でマビキ慣行が存在しなかつたとはいえないようでもある。ただ、ここでも三重県域におけるマビキ慣行の報告はない⁷⁾。

『日本産育習俗資料集成』は、1935年、全国道府県の学務部に依頼して調査員を確保し、「全国各地ニ於ケル妊娠、出産及育児ニ関スル行事、伝説、習俗等ヲ調査」した結果をまとめたものである⁸⁾。この際の三重県の調査員は一之瀬尚、近藤謙蔵、辻井浩太郎、三浦家吉、山本英雄、三重県女子師範学校の6名にのぼり、その数は富山県の7名に次いでいる。このうち、近藤謙蔵は戦前の菰野町史を編纂した碩学である。したがって、三重県に関してはかなり信頼の置ける調査ではないかと思われる。この調査の調査項目の中の13番目に「明治以前に於ける墮胎及間引の風習の有無、有りとすれば其の方法、処置」がある。それについての回答を集めたのが、「妊娠」中にある「9 避妊・墮胎・間引き」の記述である⁹⁾。そこには、前掲の「全国民事慣例類集」の結果とは異なり、静岡県については回答が無く、岐阜県については「……コサシバアといつて秘密に墮胎させるものがあったという。(本巣郡七郷村)」「墮胎、間引きは明治以後でも行われたという。間引きはよく行われ、死体は便所や納戸の窓先などに埋め、また川に捨てたという。……墮胎は専門のコサシババといつて職業にしていた者があったという」(武儀郡美濃町地方)など、安八郡1、本巣郡1、武儀郡3、加茂郡1、可児郡1、土岐郡1、益田郡1の合計9事例の報告があるから、美濃地域では一般に墮胎の習俗があったのではないかと推測される¹⁰⁾。

愛知県については、「明治以前、間引きは一般に行われたが、方法は不詳である。鍼医・産婆はもちろん、経験者は一般に行ったという。」(海部郡甚目寺地方)など、海部郡3、知多郡2、西加茂郡1、丹羽郡1、額田郡1、北設楽郡1の合計9事例の報告がある¹¹⁾。

ところが、三重県については、梅干しを使用するとか、牡丹の根を煎じて呑むというような迷信・伝承に関するもので、具体的な墮胎・間引きに関わる事例の報告はない。また、伊賀地

方に隣接する奈良県添上郡については「堕胎は今も時々行われ、維新前は公然の秘密であったらしい。……明治中ごろ、添上郡の東部山間の受持警察官故桑原浅治郎氏は、当時同地方に盛んであった堕胎の風を匡正するために、妊婦を調査して「妊娠台帳」を作つて取り締まつたので、一時出産率が増加した。地方ではこれをクワバラゴ（桑原子）と称したという」と興味深い報告がある。¹²⁾

これらの全国調査からすると、伊賀地方を含む三重県では堕胎・間引きの習慣的存在、すなわちマビキ慣行はなかったように見える。

（2）伊賀地域に関するマビキ慣行の研究

他方、伊賀地域については性的に放埒であるとか、マビキ・堕胎が盛んに行われた地域であるというような風評はしばしば耳にするところである。

筆者は前稿において明治期の三重県の人口動態について検討を試みた結果、明治前半期においては、伊賀地域特に阿山郡地域は志摩地方と並ぶ県内の早婚地域であることを確認した。¹³⁾

太田の前期類型区分の中でマビキ慣行の存在が強く示唆されている東北・北関東は速水に従えば、同じく早婚地域であった。他方、近畿・東海といった地域は近世中後期にかけて女性の晩婚化が進行した地域である。

これらからすれば、早婚－多産－マビキ、晩婚－少産という二つの形態での人口コントロールを想定することが出来るかもしれない。とすれば、マビキの少ない地域としての東海地域にあって、伊賀地域はマビキ慣行が存在した可能性を否定できないと思われる。そのことは、この地域におけるマビキ慣行の存在を指摘したいくつかの研究によつても確認することが出来る。

高橋梵仙氏は、1933（昭和8）年の内務省警保局による全国警察を通じた、各地方の堕胎慣習調査の結果を整理して一覧表にされている。それによれば、全国1府31県129地方から堕胎慣習についての報告があり、三重県下からは伊賀国阿山郡・名賀郡、志摩国志摩郡波切町・和具町・片田村・長岡村・船越村・布施田村・越賀村・御座村について、食糧不足を原因とした堕胎の慣習が中産階層以下に行われているとの報告が見られる。¹⁴⁾

また、同氏は1923（大正13）年3月に、三重県衛生課によって作成された「死産ノ特殊觀察（三重県名賀郡△△村）」と題する、名賀郡内の一農村での「死産多」現象の調査報告、すなわちマビキ慣行の結果としての高死産率の分析を紹介されている。¹⁵⁾それに続けて、1936（昭和11）年の堕胎摘発事件についての「大阪朝日新聞」の記事を掲げており、これらから、高橋氏は伊賀地域におけるマビキ慣行の存在を明らかに示そうとされている。¹⁶⁾

伊賀在住の地域史研究者であった中貞夫氏は、自らが執筆した『名張市史』（名張市役所、1974年3月）の中で、「名張警察署沿革史」をもとにした1925（大正14）年の堕胎摘発事件の存在を紹介されている。¹⁷⁾

この1925年の堕胎事件に関しては、大林日出雄氏が収集された「三重県下ニ於ケル人口制

限ニ就テ」という資料に、起訴された被疑者 48 名についての状況が詳しく記されている。⁵⁾ 同資料は、同時期の安濃津地方裁判所検事局の資料に見る不起訴・起訴猶予となった墮胎罪の事案についても記載しているが、¹⁸⁾ そちらが未婚女性や寡婦、有夫女性などの私通関係の清算のために人工流産を行っている者が主であるのに対し、前者、すなわち伊賀地域の墮胎は通常の婚姻関係の中での妊娠・出産を阻止するために行う、出生コントロールとしてのマビキ慣行であることがはっきりと示されている。

以上の研究によって指摘された諸事実や、伊賀地域における早婚傾向などは、近代の伊賀地域におけるマビキ慣行の広汎な存在を示唆するものといえる。

そうすると伊賀地域における墮胎慣行の近世期における普遍的存在、明治以降におけるその強固な残存、数次の検挙による墮胎慣行の漸次的衰退・消滅、という仮説が成立するのではないかろうか。以下では、それを検証するために、具体的な墮胎摘発事件から確認できるマビキ慣行の特徴を示すと共に、伊賀地域の出生動向データを三重県統計書から抽出して分析する中でマビキ慣行の推移と出生動向との関連を確認する作業をおこなっていく。

2 1925年の墮胎摘発事件

(1) 経過

この事件は、1925（大正 14）年 10 月～11 月にかけて、墮胎罪の容疑で施術者 4 名と、700 名以上の被施術者のうち時効にからなかった 55 名の合計 59 名が起訴され、52 名が起訴猶予となった墮胎摘発事件である（中毎 14/12/8）。しかし、事件の性格によるものであろうか、その規模の大きさや事件の重大性に比して、伊賀地域の自治体史などに記載されている事例は少なく、僅かに、中貞夫氏の執筆にかかる『名張市史』がこの事件を取り上げているのみである。¹⁷⁾ また、『日本人口史之研究第一』において、三重県衛生課が 1924（大正 13）年に編輯した「死産ノ特殊観察（那賀郡△△村ニ於ケル）」を紹介し、あわせて 1936（昭和 11）年の墮胎摘発事件についての大坂毎日新聞の記事を紹介している高橋梵仙氏も、この事件については触れるところがない。¹⁴⁾ したがって、多くの研究者や郷土史家にとってもこの事件の記憶はかなりな程度風化しているのではないかと思われる。

伊勢新聞は事件の発端について、次のような記事を掲載した。

那賀郡の大墮胎事件を名張署が検挙するに至った緒を聞いてみると同署の司法主任川島警部補が或る夜私服で名張町を警邏中或る橋下で婦人が何か洗ひ物をして居るのを認め不審を起こして何心なく尋ねてみると婦人の方では警官とは知らず『嬰児を墮胎して貰ったが後産が悪いので困って居ります……』と云う話に意外の手素りを得て勇躍し遂に同女の一言から斯の如き大事件を検挙するに至った（伊勢 14/10/10）¹⁷⁾

しかし、実際はそのような偶然の結果ではなく、名張署の組織的・意識的な墮胎摘発事件であったと思われる。上掲『名張市史』の中に、「名張警察署沿革史」からの次のような引用が

ある。

管内（名賀郡）の民風はつとに頗廃し、淫風の盛んなる事実に想像も及ばざるものありて、貞操観念さらにななく、嬰児殺・姦通・墮胎などの犯行上下を通じて多く、識者はこれをおそれ、矯正の美風の涵養に最善の努力をいたし、警察またこれが一大検挙をなさんと企図したこと一再にして止まらざるも、機いたらざりしが、今回検挙したる墮胎事件……¹⁹⁾

ここからすれば、名張警察署は管内の墮胎摘発を早くから意図して捜査を進めていたのであり、前掲の「死産ノ特殊觀察」中にも名張警察署阿保分署が 1914（大正 3）年以降、妊婦調査を実施していることや、「警察分署ニテ管内ノ産婆ヲ集メテ死産其他ニ就テ厳戒ヲ与ヘタルコト數次アリ」と墮胎行為に対する警告を数回にわたって発していること等が記されており、墮胎摘発事件もこのような啓蒙・教化活動と関連していると見るべきである。

中氏の説明によれば、逮捕にいたる経緯は次のようである。すなわち、名張署が、管内 34 名の産婆と無免許施術の被疑者 3 名の身元調査を一ヶ月かけて行い、墮胎行為無しと思われる滝川村一ノ井の産婆 S 女の話から、星川 F 女が S 女に墮胎依頼をして断られたことを聞き込んだ。F 女と不仲な柏原 O 女に聞き込みをした結果、F 女が、大正 13/8 に実家で墮胎をしたことを確認し、F 女と母、柏原 B 女を追求し、大矢戸 A に墮胎施術を受けたことを自白させた。そこで、A 女を家宅捜査し、引致した上で K 女との共犯を割り出し、K 女の家宅捜査と本人引致をした。¹⁷⁾

ここで、大矢戸 A とあるのは、那賀郡蔵持村大字大屋戸の無免許産婆の新たき（50）のことである。1925 年 10 月 6 日、内偵を終えた名張署は伊藤上野区検事を名張署に迎え、新たき他の関係者を引致して取調べを開始した（伊勢 t14/10/8）。たきは、墮胎手術の被施術者についての控を記していたため、十数年にわたる 612 件の墮胎施術の関係者が次々に取り調べられた。その過程で、たき以外にも、那賀郡錦生村黒田の河合はるゑ、同みつゑ母娘、矢口もとゑの施術者も召喚されることになった（伊勢 t14/10/20）。たきは評判の名うての施術者であったため相当広範囲の妊婦を相手にしていたようであり、大阪市内にも墮胎のための出張所を設けていたといわれる（伊勢 t14/10/9）。河合はるゑとたきはたがいに連絡を取って、妊娠四ヶ月までの墮胎をたきが、五ヶ月以降の墮胎をはるゑが分担して行っていたようである。施術料は、おおむね 2 円から 8 円程度であったという。

10 月 27 日までに、上野区裁判所伊藤検事は、新たき、河合はるゑ、矢口もとゑ、稲垣きみゑの施術者を含む 12 名を起訴したが（中毎 t14/10/29）、その後 2 名が追起訴になり、12 月 7 日にいたって、45 名をさらに追起訴、52 名を起訴猶予処分とした（中毎 t14/12/8）。裁判の結果がどうなったのかを示す記事は発見できていないが、「三重県下ニ於ケル人口制限ニ就テ」には 48 名分の起訴事実が記されており、著者の堀川信雄は「大体右公訴事件は真実存在したものとして論を進めて行って大して不都合はない」と述べているから、おそらく全員の有罪が確定したのではないかと思われる。²¹⁾

図表1「1925年の墮胎事件被告の状況一覧」

年齢	身分	理由	胎児 月数	子供 数	動機	墮胎 料	墮胎 回数	備考
36	獣肉商妻	貧困	4	3	家計困難	7		
24	農妻	養育困難	8		子供の養育に手が掛かり姑に小言をいわれる所以。	6.5		死産児は夫が藪に埋める
37	農妻	健康不安	5		つわりで起居動作が制限されるの		3	
31	(妻)	養育困難・貧困	6		長女が三歳で手が掛かり、家計困難につき。			死産届けを出して埋葬
43	農妻	健康不安・養育	3	6	健康にすぐれず、三男が聴覚障害で手が掛かるので			
37	農妻	健康不安	3	5	つわりを嫌って			
	農妻	養育困難	7	4	子供四人の内3人が女児につき、墮胎する。			死産証明書を作成する。
25	農妻	健康不安	8	1	妊娠で働けないことを姑がなじるので、と供述したが、その後、貧困のせいではなく体調が悪くなるので墮胎すると供述			死産届けでの手続きをしてもらう。
27	農妻	養育困難	4		長女が幼く、養育に苦労が多いの			
26	農娘	私通	8	1	独身で、既に私生児1名あり、更に今回も妻子ある男性との不倫の結果の妊娠なので			死産となる。
40	農妻	養育困難	3		娘が弱く、係に授乳しており、妊娠するとそれが出来ないため。		5	
38	農妻	貧困	5	4	生活難から。		1	
25	農妻	養育困難	4	2	次男が小さく、子供が出来ると困るので。			
41	農妻	健康不安	4	4	多産と、産後の肥立ちが悪いのとで墮胎を決意。			
29	農(妻)	その他			婿養子の夫と母の折り合いが悪く、離婚するかもしれない。			夫の反対があったが内緒で行う。
32	材木商妻	養育困難	3	3	子供が多いのを苦にして。		1	
37	(妻)	健康不安	3	2	長女出産後の肥立ちが悪い。		5	自分の母が多産で貧困であったのを見て多産をおそれる。
40	農妻	養育困難	2		中風で右手が不自由なため、子供をこれ以上養育できないから。			夫には内密。当初墮胎薬を求めたら大屋戸の産婆を教えられた。
32	農妻	受験準備	4	2	産婆試験の受験準備に差し支えるので。			死産児は檜櫻に包み、墓の畠へ埋め
26	農	貧困	4		貧困のため養育難。			
24	農妻	養育困難	3		長女が授乳中で、出産すると手数かかるので。			夫と相談無し。
38	農妻	貧困	5	9	先妻の子もいて生計困難になるの			夫と相談の上。
46	農	健康不安	3	3	妊娠で体調不良、悪阻がひどいので、墮胎。		3	
45	農妻(寡婦)	私通	3		後家暮らしのところ、情夫と私通、世間体を恥じて墮胎。	6.5円		母親から〇〇が墮胎手術をすることを聞いていた。
32	農妻	健康不安	2	4	悪阻がひどいので。			両親・夫に内緒。
25	農妻	養育困難	3	2	これ以上子供が産まれると養育困難なので。			
34	農妻(寡婦)	私通	3		夫と死別したの独身で、情夫と私通の結果の妊娠なので。			

図表1「1925年の墮胎事件被告の状況一覧」(続き)

年齢	身分	理由	胎児 月数	子供 数	動機	墮胎 料	墮胎 回数	備考
24		私通	2		婚姻披露後直ちに妊娠したので世間体を恥じて。			
38	農妻（後家）	私通	2		夫に死別後、私通関係を恥じて。当初コンドームを使用するも途中でやめたため。			情夫には内緒。
35	農妻	健康不安	2		身体虚弱で妊娠に堪えられないため。			夫には内緒
42	薬種商妻	健康不安	3	4	子供数は十分で悪阻に堪えられないから。			
25		私通	8		私通にて世間体を恥じ、生産児だったら殺していた。			
38	農	私通	2		私通による			
42	農妻	養育困難	3	6	子供多数による			
40	農妻	健康不安	2	4	悪阻がひどく、乳の出が悪いので。	4		夫には内密
38	農妻	養育困難	7		三男が胎傷で母乳しか飲めないので、養育困難にならないように墮胎を決意			夫には内密
37	材木商妻	健康不安	2		生理が止まると体調が悪くなり、かつ難産の体質なので。			
45	農妻	世間体	2		高齢になって世間体が悪いので。			
23	農妻	私通	4		私通の結果。情夫と夫婦約束はない。			情夫に内密
38	妻	健康不安	3		平常胃腸が弱く妊娠で衰弱したため。			夫に内密
34	妻	養育困難	3	3	末っ子が二歳で養育上苦労するので。			
36	農妻	養育困難	3		三女がまだ小さく、養育上困難なため、かつ子供を最早欲しない。			
35	農妻	養育困難	2		子供が小さいので。			墮胎罪で懲役1月執行猶予2年の処分を受けた前歴あり。
23	農妻	健康不安・ 養育困難	2		悪阻重く、長男がまだ幼いので養育困難につき。			夫に内密
34	農寡婦	強姦	3		強姦の結果の妊娠で世間体を恥じて。			
45	農（妻）	世間体			高齢での妊娠を恥じて。			
40	妻	養育困難			悪阻ひどく、牛乳での育児が嫌で。			
46	農妻	健康不安		3	妊娠すると足がだるくなるので苦痛を逃れるため。			

出典：註5) 文献より作成

(2) 特徴

この事件の特徴はいくつか指摘できるが、第一は一般に考えられるような未婚者や寡婦が世間体を恥じて施術を受ける、あるいは貧困のためにやむを得ず行うというものではなく、一定以上の生活水準を保っている既婚者が被施術者の殆どであるという点である。例えば、「今度の事件によってみても、約半数以上は、正式結婚者であり、しかも約半数は中流以上の家庭に起こっていることなどに見ても」(大毎 t14/10/16) という観察がある。また、「中には小学校女教員、良家の娘、金持後家等も相当交ざってゐるが、最も驚かれるのは立派な夫婦関係を結んでゐる者で『マビキ』と称して一人飛び位に堕胎を行つてゐたやうなものゝ予想外に多いといふ一事である」(中毎 t14/10/10) 等の記事を見てもそのことが知れるのである。今、前掲「三重県下ニ於ケル人口制限ニ就テ」によって、起訴された者の概況を示すと、図表1の如くになる。

これによって、この堕胎摘発事件で、起訴された者、48名についてみると、通常の婚姻関係にある者が、42名、未婚者が1名、寡婦が4名、不明が1名となっており、有夫の女性が殆どである。したがって、妊娠したこと自体が世間体に関わるような立場の者たちではなかった。

また、堕胎の理由についてみれば、養育困難が18、健康不安が15、私通・強姦・高齢等による世間体を慮ったものが11、貧困が5となっている(複数の理由を挙げている者がいるので、合計は48を超える)。私通や現に貧困であるといった理由よりも、悪阻や病弱、難産の体质などの本人の健康上の不安や、養育上の困難がこれまた圧倒的である。養育上の困難も、既に希望子ども数を満たしていてこれ以上子供は必要ないとか、直近に産まれた末子の養育に手が掛かるのでというような、貧困とは異なる理由がほとんどである。

堕胎施術を行つた胎児の月数をみると、2ヶ月が11件、3ヶ月が15件、4ヶ月が7件、5ヶ月が3件、6ヶ月1件、7ヶ月2件、8ヶ月4件、不明4件となっており、5ヶ月未満が全体の三分の二をしめる。6ヶ月以上の7件中5件は死産として処理されている。ここからすれば、ほとんどの場合妊娠がわかりしだいすぐに施術を行つてゐるといえる。また、図表1に示した被起訴者と起訴猶予となった52名、および取調べのみの2名も含めた113名から、産婆などの施術者および堕胎薬の販売業者などを除いた被施術者107名の年齢構成は、20代32名(うち、20-24歳は9名)、30代52名、40代18名、不明5名となっており、平均年齢は33.26歳である。

ここから、被施術者は20代後半から30代を中心であることがわかる。したがって、未婚者が妊娠して手術を受けるというケースはあまり考えられず、ここからも有配偶内での産児調節として堕胎施術が行われたと考えることができる。

特徴の第二は、関係者が地域的に限定されていることである。名張警察署の所管による事件ということも影響しているのであろうが、居村の判明する者についてみると、産婆と堕胎薬販売の嫌疑が掛けられた者はすべて名賀郡内の者である。この事件が拡大していったのは、産婆

である新たきが施術控を作成しており、そこから被施術者が割り出され、その被施術者のうち、繰り返し墮胎をおこなっていたため他の産婆にも関わる者がいて、その供述から他の産婆に捜査が及んだからである。したがって、この居村分布は、墮胎施術者と被施術者のネットワークの範域を示しているのであるが、それが、名賀郡に集中しているということは、墮胎という形でのマビキ慣行が名賀郡において濃密に展開していたことを示しているといえるだろう。

こうしてみると、1925 年段階の伊賀南部においては、「マビキ」慣行が明らかに存在していると見ることができる。その、マビキの態様は主要には人工流産であり、嬰児殺は人工流産に失敗したときにやむを得ず選択されるものであったといえるだろう。

そして、マビキ慣行が維持されている理由は、貧困や私通ではなく、平均的な農家や商工民の妻が、健康不安を抱えていたり、希望子供数が確保されているもとでそれ以上の子供を欲しなかったり、前回の出産からの出産間隔が短いために育児困難を来すのを回避したりするということであり、被施術者の年齢が 20 代後半から 30 代という最も出生力の高い層を中心であることから考えても、飢饉・貧困・私通・強姦などの特殊な事情のもとでやむを得ず選択される行為というよりは、まさに、日常的・一般的に行われる出生コントロールの手段として選択されていたと見ることができるだろう。

3 1936年の墮胎摘発事件

(1) 経過

1936（昭和 11）年の墮胎摘発事件は、1925 年のそれとは異なり、偶然の契機で開始された。

5月 13 日、岐阜県笠松署の刑事が阿保署を訪れ、阿保町の旅館主人と那賀郡神戸村の産婆東瀬ならの（57）を連行して取調べを開始した（伊勢 s11/5/15）。

岐阜県笠松署で墮胎罪容疑で取調べを受けていた近藤すず子（24）が、以前に阿保町の旅館で女中奉公していた際に、東瀬の手によって墮胎を行ったことを明らかにした。そのことの裏付け捜査として笠松署の刑事が来伊したのであった。ところが、東瀬の供述によって意想外に広範囲かつ多数の墮胎施術が行われていたことが明らかとなり、事件は一転して、25 年と同様に伊賀地域全域へ広がる墮胎摘発事件へと展開することになった。

20 日からは、松岡上野区検事が、26 日には県警刑事課から刑事二名が阿保署に出勤し、関係町村から被施術者の人妻・寡婦・娘など多数が召喚されて、取調べが本格化していった（伊勢 s11/5/22）。最初の東瀬関係の被施術者 60 余名の取調べの中で、同じ神戸村の産婆若山たけを（55）にも墮胎嫌疑がかけられ、同人の供述により被施術者の連行は、阿保署・名張署管内のみならず、柘植署・上野署管内にも広がり、事件は伊賀全域に拡大する様相を見せていった（伊勢 s11/5/28）。28 日以降も、依那古村、神戸村比土、上津村の産婆らが召喚され、捜査開始から二週間で 150 名が検挙され、50 余名が起訴される見通しとなった（伊勢 s11/6/3）。

こうして伊賀全域にわたる墮胎摘発事件は、一旦、終息したかに思われ、岩崎阿保署長は「今

後再びかかる犯罪の行われぬようとの信念の下に少数の部下を指揮しこの大検挙を敢行したものだが、次に次に検挙する人々の口によって恐るべく悪むべき犯行の数々が発覚し驚くべき検挙者数を見、如何にその弊風が根深いものであるかにただ驚くの外ない有様だ。しかしこのことによって弊風が一掃され今後の更正の基礎を築く上に大いに貢献し得るならば幸いであると思う」という談話を発表した（伊勢 s11/6/7）。

ところが、拘引されていた産婆の証言から、さらに比自岐、依那古方面の被施術者の存在が明らかになり、6月7日から、捜査当局は第二次検挙に踏み切った。さらに、6月13日には、在村の産婆のみならず、元陸軍軍医で那賀郡医師会会長を勤めている那賀郡猪田村の産婦人科医師と同病院の看護婦兼産婆までもが拘引された（伊勢 s11/6/14）。こうして、捜査開始から、1ヶ月を要して、産婆5名、無免許産婆1名、産婦人科医1名の7名の施術者と、被施術者200名が取り調べられ、起訴見込み170名に上る大事件となったのである（紀南 s11/6/19）。

（2）特徴

この事件に際して、検挙された、あるいは起訴された被施術者達の年齢構成や施術の事情を語る司法関係資料は残されていない。しかし、基本的に1925年の時と共通する性格を持っていたことは、いくつかの記事から確認することができる。例えば「從来他の地方で摘発されたこの種事件の登場者は多く未婚者寡婦であるが、この地方の関係者は僅か二名を除いて他は全部有夫の妻女であることは確かに特異性がある」（伊勢 s11/5/29）とか、「今回の事件関係者百五十余名中公職関係にある者十数名と下層階級二、三を除く他はいずれも有閑階級であるが」（伊勢 s11/6/3）、といった記事からして、この事件の被施術者も婚姻関係のもとでの通常の妊娠に際して人工流産を選んだと思われる。

あるいは「大正十四年名張を中心に約百十名の堕胎事件を検挙したときよりなお多数を出したわけであるが、前後二回ともその関係者の九割までは人妻で」（紀南 s11/6/19）、等とあるのを見ても、1925年と基本的に同じマビキ慣行の下で発生した事件であることは間違いないだろう。

図表2は、この事件で検挙された産婆らの居村と、新聞記事中に名前のでてきた町村・大字名を地図上に落としたものであるが、1925年の事件関係者の分布は、名賀郡南西部の名張地域に濃密に存在しているのに対し、1936年のそれは、名賀郡内の旧伊賀郡地域に分布している。しかしながら、上野町居住者がいること、柘植署、上野署管内においても逮捕者がでていることを考えれば、伊賀南部を越えてマビキ慣行が濃密に展開していたことを示しているといえるだろう。

図表2 嘔胎摘発事件関係者の分布図



図表3 伊賀地域出生率・死産率変動

年代	出生率			年代	死産率		
	三重県	那賀郡	阿山郡		三重県	那賀郡	阿山郡
1878	2.68%			1878			
1879	2.51%			1879			
1880	2.56%			1880			
1881	2.88%			1881			
1882	2.94%	2.26%	2.21%	1882			
1883	2.91%	2.18%	2.60%	1883			
1884	2.62%	1.57%	2.24%	1884	0.12%	0.11%	0.22%
1885	2.69%	1.67%	2.19%	1885			
1886	2.75%	1.81%	2.29%	1886			
1887	2.78%	1.80%	2.38%	1887			
1888	3.11%	2.03%	2.59%	1888	0.19%	0.23%	0.26%
1889	2.98%	2.13%	2.67%	1889	0.20%	0.22%	0.24%
1890	2.78%	1.97%	2.32%	1890	0.21%	0.18%	0.24%
1891	2.59%	1.84%	2.16%	1891	0.21%	0.23%	0.32%
1892	2.99%	2.16%	2.54%	1892	0.25%	0.22%	0.39%
1893	2.74%	1.97%	2.71%	1893	0.24%	0.29%	0.31%
1894	2.84%	2.11%	2.53%	1894	0.27%	0.26%	0.47%
1895	2.97%			1895	0.28%		
1896	2.96%	2.48%	2.82%	1896	0.32%	0.64%	0.64%
1897	2.96%	2.96%	3.05%	1897	0.30%	0.63%	0.47%
1898	3.22%	3.72%	3.39%	1898	0.26%	0.37%	0.36%
1899	3.17%	3.33%	3.32%	1899	0.30%	0.50%	0.35%
1900	3.04%			1900	0.31%		
1901	3.40%	3.26%	3.27%	1901	0.32%	0.48%	0.35%
1902	3.36%	3.43%	3.17%	1902	0.34%	0.48%	0.40%
1903	3.24%	3.11%	2.84%	1903	0.32%	0.49%	0.36%
1904	3.14%	2.73%	2.94%	1904	0.31%	0.54%	0.39%
1905	3.10%	2.52%	2.68%	1905	0.28%	0.51%	0.37%
1906	3.01%	2.41%	2.86%	1906	0.31%	0.60%	0.40%
1907	3.70%	3.41%	3.46%	1907	0.32%	0.65%	0.37%
1908	3.45%	2.92%	3.28%	1908	0.33%	0.68%	0.35%
1909	3.50%	2.79%	3.34%	1909	0.33%	0.66%	0.33%
1910	3.54%	3.25%	3.43%	1910	0.31%	0.64%	0.34%
1911	3.48%	3.27%	3.44%	1911	0.30%	0.53%	0.36%
1912	3.46%	3.12%	3.35%	1912	0.27%	0.62%	0.31%
1913	3.51%	3.08%	3.16%	1913	0.27%	0.55%	0.31%
1914	3.37%	3.43%	3.19%	1914	0.26%	0.39%	0.28%
1915	3.43%	3.24%	3.23%	1915	0.26%	0.44%	0.34%
1916	3.37%	3.28%	3.19%	1916	0.24%	0.43%	0.26%
1917	3.17%	3.25%	3.25%	1917	0.24%	0.46%	0.29%
1918	3.18%	3.14%	2.99%	1918	0.25%	0.37%	0.25%
1919	3.01%	3.22%	3.12%	1919	0.22%	0.30%	0.37%

図表3 伊賀地域出生率・死産率変動(続き)

出生率				死産率			
年代	三重県	那賀郡	阿山郡	年代	三重県	那賀郡	阿山郡
1920	3.62%	3.50%	3.37%	1920	0.22%	0.25%	0.26%
1921	3.42%	3.52%	3.38%	1921	0.21%	0.41%	0.25%
1922	3.33%	3.14%	3.04%	1922	0.20%	0.32%	0.21%
1923	3.53%	3.36%	3.40%	1923	0.20%	0.32%	0.26%
1924	3.38%	3.29%	3.38%	1924	0.17%	0.27%	0.14%
1925	3.41%	3.49%	3.25%	1925	0.18%	0.25%	0.20%
1926	3.44%	3.63%	3.27%	1926	0.18%	0.22%	0.22%
1927	3.23%	3.32%	2.85%	1927	0.17%	0.26%	0.21%
1928	3.23%	3.24%	3.02%	1928	0.18%	0.27%	0.21%
1929	3.17%	3.16%	2.78%	1929	0.17%	0.23%	0.22%
1930	3.12%	3.23%	2.65%	1930	0.17%	0.22%	0.20%
1931	2.96%	2.97%	2.46%	1931	0.17%	0.20%	0.23%
1932	3.16%	3.01%	2.80%	1932	0.17%	0.21%	0.20%
1933	3.08%	3.08%	2.84%	1933	0.16%	0.25%	0.23%
1934	3.01%	2.97%	2.73%	1934	0.15%	0.25%	0.16%
1935	3.12%	2.89%	2.63%	1935	0.14%	0.22%	0.21%
1936	3.01%	2.82%	2.58%	1936	0.15%	0.20%	0.17%
1937	3.05%	3.10%	2.82%	1937	0.14%	0.13%	0.15%
1938	2.77%	2.74%	2.39%	1938	0.12%	0.10%	0.11%
1939	2.56%	2.42%	2.12%	1939	0.12%	0.11%	0.14%
1940	2.75%	2.67%	2.56%	1940	0.13%	0.13%	0.13%
1941	2.86%			1941	0.12%		
1942	2.84%			1942	0.12%		
1943	2.87%			1943	0.11%		
1944				1944	0.00%		
1945	1.97%			1945	0.03%		
1946	2.28%			1946	0.09%		
1947	3.22%	3.44%	3.15%	1947	0.14%	0.17%	0.19%
1948	3.28%	3.19%	3.18%	1948	0.16%	0.17%	0.24%
1949	3.00%	2.83%	2.76%	1949	0.22%	0.18%	0.45%

- 1)各年の「三重県統計書」より作成
- 2)出生率は、現住出生数／現住人口の百分率
- 3)死産率は、本籍死産数／現住人口の百分率
- 4)出生は、生産に同じ。出産＝生産＋死産である。

4 堕胎摘発事件と出生動向

以上のように、1925年、1936年の二つの堕胎摘発事件の特徴を見れば、それらが基本的に共通するものであることを確認できる。他方、この度重なる堕胎摘発により、マビキ慣行が抑圧され、出生率に何らかの影響を及ぼしているということも予想される。そこで、明治期から昭和戦前期の伊賀地域の出生動向を検討することによって、マビキ慣行、堕胎摘発体制の強化、出生状況の変化、そのそれぞれの間にある関連を検討してみたい。

資料として利用するのは、三重県統計書である。三重県統計書は何回かデータの基準が変化しているので、なるべく共通する項目について検討する。また、1889（明治22）年以降、何回かの町村合併によって、郡市町村の範域が変更されているので、共通性を保つために、上野市を含む阿山郡と名賀郡とに分けて検討する。

（1）全般的な変化

図表3は、1878（明治11）年から1949（昭和24）年までの三重県と1882（明治15）年以降の名賀郡、阿山郡の出生動向の変動を示したものである。出生数、総人數とも各年の現住人數によっているが、死産数については、本籍死産数である。また、図表4は、出生率変動をグラフ化したもの、図表5はさらにその5ヶ年移動平均のグラフである。

全体としてみると、阿山郡・名賀郡の伊賀地域は三重県の中においては低出生率地帯として位置付けることができるが、その中でも名賀郡の出生率変動の激しさを確認することができるだろう。

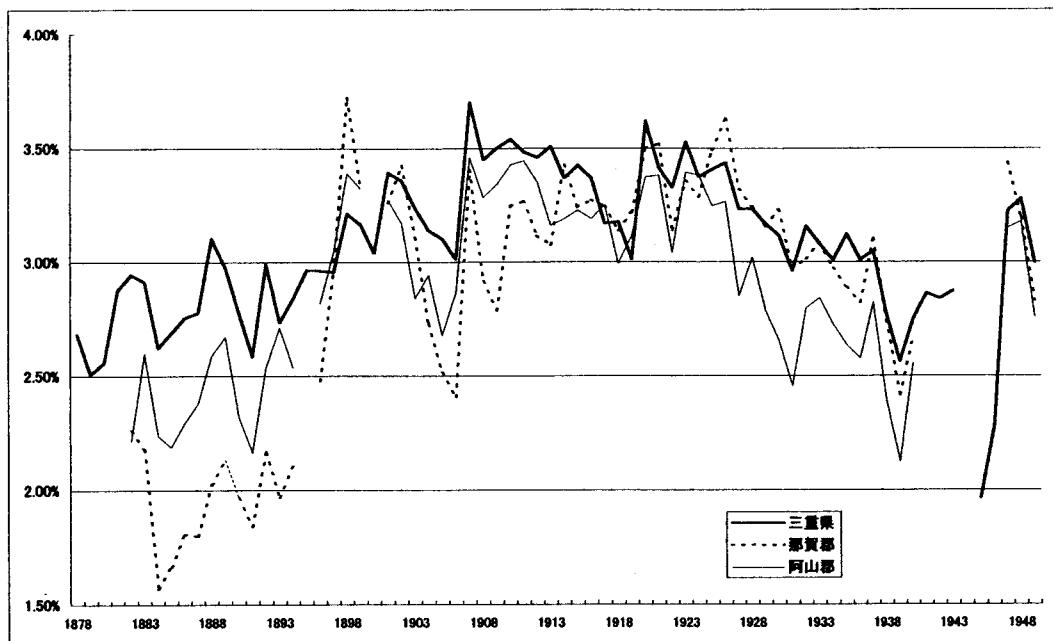
明治20年代までは名賀郡は阿山郡よりも一層出生率の低い地域であったが、1893－1898年の期間に名賀郡の出生率が劇的に上昇して、一時的には三重県平均を凌駕するに至っている。その後一転して1906年をボトムとする急激な出生率低下の時期を経て、1926年に至るまで変動を伴いながら上昇を続ける。その後は、三重県・阿山郡の動向と平行して遞減傾向をとっていく。

明治前期においては、三重県平均よりはおおむね1ポイント、阿山郡よりは0.5ポイント低かった出生率は、この過程を経る中で、昭和期にはいると阿山郡より高く三重県平均と並ぶ水準を維持するようになる。

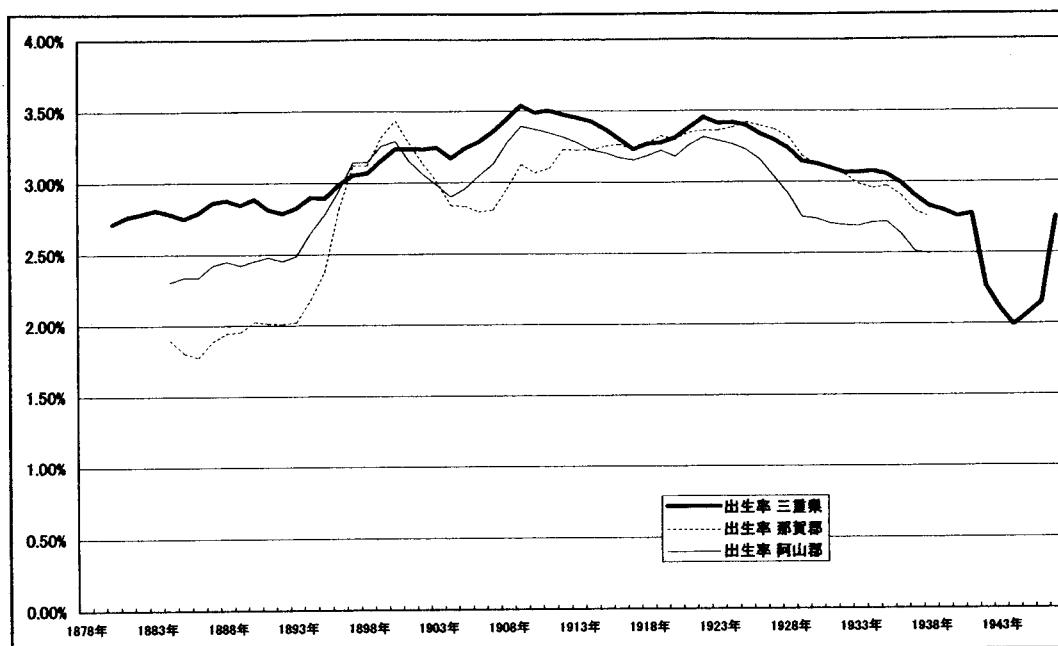
これに対して、阿山郡はおおむね三重県平均と平行する変動を描くが、ほぼ一貫して三重県平均よりは低い出生率水準で推移する。

こうしてみると、伊賀地域全体としては1884-1886年の時期を画期とする低出生率からの脱却があり、その後は、本稿の考察対象である名賀郡の激しい変動、それも低出生率から高出生率への転換という変動が大きな特徴として指摘できるのである。

図表4 伊賀地域出生率変動グラフ



図表5 伊賀地域出生率変動グラフ（5カ年移動平均）



(2) 1925年、1936年の画期性について

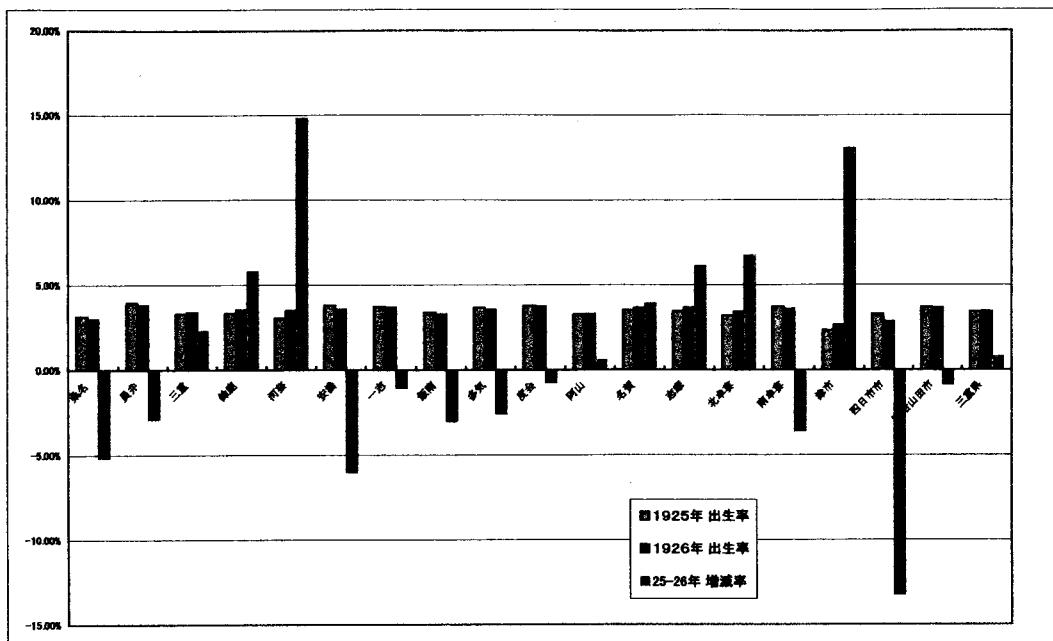
では、このような名賀郡の激しい出生率変動が、一連の墮胎摘発事件と関連を有しているのであろうか。つまり、「由来伊賀は墮胎の流行地として定評あり数度の検挙に依ってよほど一般に覚醒されてきたように思われるが積年の習性は容易に絶滅されそうにもなく依然として「マビキ」が行われて居るのは伊賀両郡の出産率が他都市に比しよほど低いところから推して此の間の消息を遺憾なく物語っている」(伊勢 t14/10/13)と伊勢新聞が語るように伊賀の低出生率はマビキ慣行の結果であるのか、否か。もしそうであるならば、墮胎摘発強化によりマビキ慣行が抑圧されることで出生率が回復するということが予想されるわけである。

そこで、1925年と1936年の両事件を挟む時期の出生率変動を伊賀二郡と三重県内の他の市郡との間で比較するために、図表6、図表7を作成した。図表7をみると、1936年を挟む時期では、明らかに阿山郡・名賀郡においては、他地域に比べて高い出生率の上昇を確認することが出来た。しかし、図表6をみれば、1925年を挟む時期においては、そのような顕著な出生率の改善は確認できない。

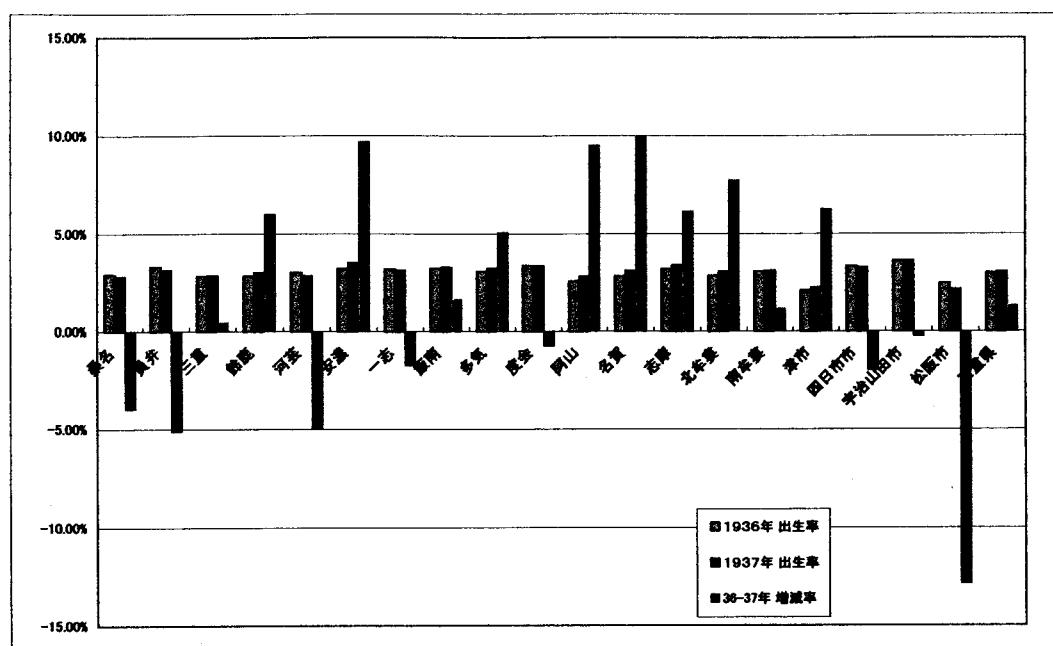
1936年の摘発は、対象となった産婆の数も多く、被施術者の居住地域も非常に広汎にわたっていた。それに対して1925年の摘発は、新たに被施術者が大半を占めており、それ以外への拡大があまり見られなかった。そのために、取締による威圧的な効果が広がりを持たなかつたということが考えられる。

また、1925年の摘発は、そこに至る名張警察署をはじめとするかなり周到な準備の上に行われたものであるが、警察の活動は墮胎情報の内偵のみならず、かなり日常的な啓蒙活動にまで広がっていたと思われる。前掲「死産ノ特殊観察」のなかにも触れられているが、何人かの警官は日常的にマビキ慣行を是正しようとする教化活動を行っている。²²⁾ 1925年に先行する時期に名賀郡の出生率の上昇が見られるのはそういったことの効果なのではないかと思われる。そのいわばピークとして墮胎摘発が行われたのだとするならば、墮胎摘発事件そのものの取締効果はそれほど劇的なものにはならないと考えることもできる。それに対して、1936年の摘発は、いってみれば警察側にとっても突発的なものであった。教化の効果が挙がったと認識していたところに発生した意想外の事件であるから、摘発直後から、危機意識を持ったマビキ慣行への抑圧が強化されたと思われる。そのような抑圧は、警察などの権力機関からの一方的な圧迫としてのみではなく、在村の側にもそれを内在化させようとする動きを伴った。例えば、多くの逮捕者を出した事件の中心地でもある神戸村では、「この不祥事の中心地たる神戸村は昭和九年以来の教化村であって名誉ある村の為にもこの汚名を挽回すべく村の有識階級は痛く憂慮し七日村役場に村長福井安之助氏始め……教員島岡博氏らが会合し教育、宗教方面からの精神的訓練に依って墮胎の因襲を打破すべく計画し左の如き更正策を決定し」(伊勢 s11/6/9)、妊娠した者に対する婦人会による把握と監視、村指定の助産婦以外にかかることの禁止、借約により必要な費用の積み立てをおこなうこと等を決定している。

図表6 1925年／1926年三重県内各都市出生率対照グラフ



図表7 1936年／1937年三重県内各都市出生率対照グラフ



ただ、その後の展開から見ると、三重県においては傾向的な出生率低下が、1920 年代後半から進行しており、名賀郡の出生率の上昇も結局一時的なものであった。この 1930 年代後半の出生率低下はマビキ慣行の復活としては評価できないのではなかろうか。

(3) 1894 年の画期性について

前掲の図表 5 をみると、三重県域全体の長期的な出生率の変動は 1880 年代 - 1910 年前後にかけて出生率の上昇が続き、その後 1920 年代前半にかけて停滞し、1920 年代後半からははっきりと低下していくという傾向を示している。

これに対して阿山郡は 1890 年代後半に三重県平均を上回る出生率を示した以後は、おおむね県平均 0.2 から 0.5 ポイントほど下回る範囲で、ほぼ県と同様な変動の傾向を示している。

ところが、名賀郡は 1890 年代後半に阿山郡以上のテンポで出生率を上昇させ、県平均をも阿山郡をも上回る水準に達した後、一転して、激しい低落を見せる。それが、1910 年代以降、出生率水準を上昇させ、1925 年頃をピークとした後、県平均と同様に漸減していくが、それでも阿山郡の水準を上回っている。

こうしてみると、当初、阿山郡より 0.5 ポイントほど低かった名賀郡の出生力水準は 1890 年代と 1920 年代の二つの高まりを経て、逆に阿山郡より高い水準に達している。そして、伊賀全体で考えると、1894（明治 27）年から 1898 年に至る時期の急激な出生率の上昇が、地域の出生力水準の最大の転換点としてみることができるだろう。

この 1894 年の画期性について、非常に興味深い記事がある。大正 14 年 10 月 13 日付けの伊勢新聞の「食糧の自給自足からお粥と産児制限奨励・伊賀の堕胎由来・非人道的の行為は宗教心の欠如から」と題する記事は、伊賀地域のマビキ慣行の由来を述べるなかで、「現に去る明治二十七年時の検事某は初めて伊賀の堕胎に対して検挙の手を下した効き目が忽ち現れて其老年から一般の出産率が著しく増加し七年後の明治三十四年には適齢児童が目立って殖えたことは明らかに統計が示し爾來此の喜ぶべき現象は持続されて居ったが」（伊勢 t14/10/13）と、1884 年以降の出生率の劇的な上昇の背景に当時の検事の手による堕胎摘発があったことを指摘している。

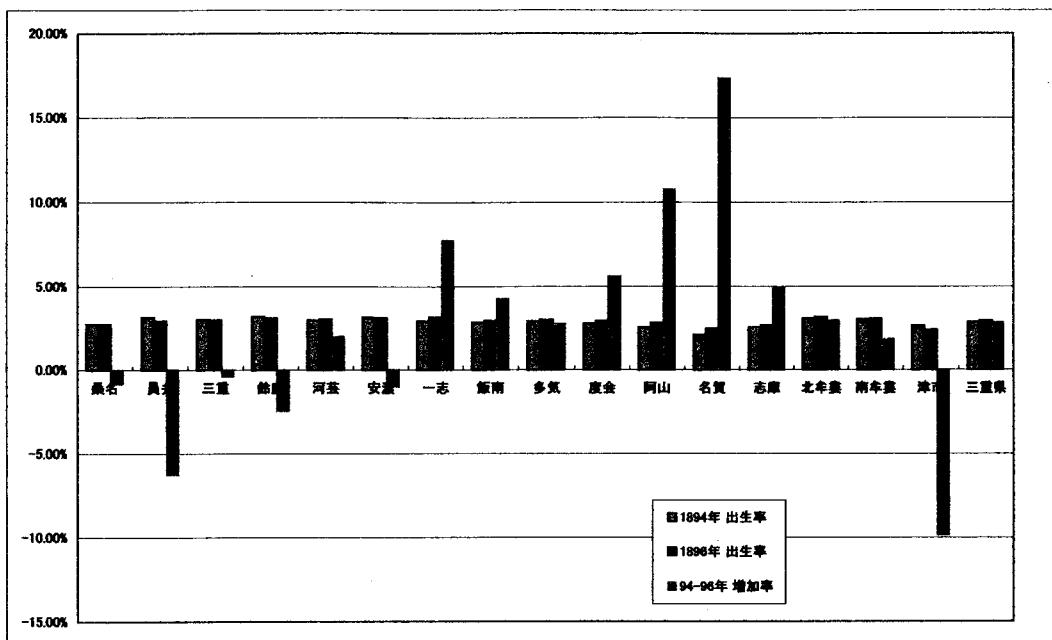
この点、統計データによりさらに 1894 年の動向を見るために、図表 8 を作成した。明治 28 年度の三重県統計書が欠落しているので、明治 27 年度と 29 年度の出生率、および増加率を比較したのであるが、これによってみると、1894 - 1896 年の間にあって、阿山郡・名賀郡は共に県下でも最大の出生率の伸びを記録している。この時は、北勢・中勢地域はむしろ出生率は低下しているので、三重県全体としての出生率の上昇は、主として志勢・東紀州地域と、とりわけ伊賀地域の上昇によっていることがわかる。

この出生率上昇の背景に、上掲の記事が指摘するような堕胎摘発事件があるとするならば、明治期から昭和戦前期にかけての出生率上昇 = 人口増加の重要な要因として国家的なマビキ慣行の抑圧 = 堕胎罪体制の強化があったと結論づけることができるかもしれない。

しかしながら、1894（明治 27）年、1895 年、および上掲記事で学齢児童が目立って増加したとされる 1901（明治 34）年の伊勢新聞掲載記事に当たってみたところ、1925 年あるいは、1936 年の墮胎摘発事件に匹敵するような大規模な検挙は確認することが出来なかった。

あるいは、この時期の出生率の増加は、おりから開始された、最初の本格的対外戦争である日清戦争の勝利の影響によるということも考えられるが、全県的に出生率が上昇しているわけではなく、伊賀地域においてかなり限定的に出生率の上昇が見られることから、何らかの検挙や警察・司法による教化・啓蒙活動があった可能性が高いと思われる。しかしながら、この点での事実を現在の所は確認することが出来ない。

図表 8 1894年／1896年三重県内各郡市出生率対照グラフ



おわりに

以上見てきたところを最後にまとめておきたい。

東海地域におけるマビキ慣行は全国的な分布の研究の中ではあまり着目されてこなかったし、いくつかの全国的調査においてもマビキ慣行があまり残存していない地域として位置付けられてきた。しかし、その中にあって伊賀地域にマビキ慣行が残存していたことを示唆する研究が存在した。

特に、高橋梵仙氏や中貞夫氏によってマビキ慣行に関わる具体例として、1925年、1936年の墮胎摘発事件が挙げられ注目されていた。いくつかの新聞記事や裁判所部内資料によって、墮胎摘発事件の内容を検討した結果、伊賀地域、特に南部の名賀郡地域においては、非日常的・例外的にではなく、まさに日常的慣行として墮胎行為、マビキ慣行が成立していたことが確認できた。

さらに、長期にわたる出生動向を検討した結果、警察力などによるマビキ行為に対する抑制・教化・取締などの対策はマビキ慣行を衰退させていく上で、一定の効果を挙げていたことも確認できた。ただ、墮胎摘発などの強権的な警察力の行使によるマビキ慣行抑制は一時的な効果という側面が強く、それと日常的な啓蒙・監視活動や村落内部での申合や規約などの共同体規制の強化とが組み合わされることでマビキ慣行が抑制してきたと思われる。

伊賀地域において出生力水準を一気に引き上げた明治27－31年にかけての出生率上昇は、墮胎摘発事件によってもたらされたという記録が残されているが、当該時期の新聞記事によつては、そのことは確認できなかった。この点は、今後引き続き調査を進める必要がある。

また、この明治期のマビキ慣行が江戸期以来の残存物としてのみとらえることができるのかどうかということも、実は重要な検討課題である。筆者は、前稿において阿山郡の明治前半期の人口増加の動向について若干の分析を試み、7歳未満人口に限定してみると、1883(明治16)年をピークにして、それ以前からの人口の急増と、1883年以降の人口停滞・減少という動向を確認した。¹³⁾前稿においては、幕末以来の出生数の増加が明治期以降の乳幼児死亡率の改善によって過剰人口化したため、一転して出生抑制がおこなわれ、そのために乳幼児人口数の停滞がもたらされたという可能性を想定していたのであるが、もしそうだとするならば、伊賀地域のマビキ慣行が江戸期以来の単純な残存というよりは、明治10年代後半、松方デフレ化の農村不況をひとつのきっかけにして変容、強化された習俗だということも考えられる。その場合は、墮胎罪体制の強化は、そのような近代日本社会における新たに再編創出されようとしている民俗慣行に対して対抗的・抑制的に働きつつ、近代民衆の妊娠・産育に関する特有な心性を作り出していったと見ることも可能であろう。

いずれにしても、出生抑制の手段としての墮胎や嬰児殺を主内容とするマビキ慣行は近代社会においても、地域によっては単なる残滓以上の役割を果たしていることが確認できだし、そのような地域ではマビキ慣行の抑圧・廃絶が出生力水準を引き揚げる重要な要因の一つであつ

たということがいえるであろう。今後は、未だに確認できていない 1884 年を画期とする出生率上昇の要因の解明も含んで、近代全般を通じた伊賀地域における警察・司法権力と民俗慣行たるマビキ慣行の対抗と変容の過程を引き続き追求していくことが課題となる。

注

- 1) マビキ慣行が、領主的収奪や飢饉などによる民衆の生活困窮からするやむを得ない手段であるととらえるか（例えば、高橋梵仙『墮胎間引きの研究』、中央社会事業協会事業研究所、1936 年、1971 年第一書房より復刊。）、むしろ生活水準を上昇させていくための希望子ども数を実現する積極的な出生コントロールとしてとらえるか（例えば、S. ハンレー『江戸時代の遺産』、中央公論社、1990 年。）、という違いはあるが、近世社会におけるマビキ慣行が出生力水準を低位に置いていた大きな要因であるという観点自体は共通した認識になっていると思われる。
- 2) 「墮胎罪体制」の概念については、藤目ゆき『性の歴史学－公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ－』、不二出版、1997 年、117 頁以下参照。
- 3) 大審院の判例を検討し、墮胎罪に対する司法処罰の寛厳の動向を分析した田間泰子氏によれば、1931（昭和 6）年を境として墮胎嫌疑の厳格化と末端における統制の強化が行われたとされている。本稿で取り上げた 1925 年の墮胎摘発事件にみる警察側の体制整備を考えると、墮胎罪に対する全般的な緩刑化や、1931 年後の統制強化という時期区分の当否は検討の余地があると思われるが、裁判や司法処罰の動向を追跡することは極めて重要な視点だと思われる（田間泰子「墮胎と殺人のあいだ」、『近代日本文化論 6 犯罪と風俗』、岩波書店、2000 年、所収）。
- 4) 本稿では、参考・引用した新聞は次のように略記する。

伊勢新聞：伊勢 中京毎日新聞：中毎 大阪毎日新聞：大毎 大阪朝日新聞：大朝
紀南新報：紀南

たとえば、伊勢新聞大正 14 年 10 月 8 日号は（伊勢 14/10/8）と表記する。

また、本稿で取り扱う墮胎事件の関係者は刑事裁判の被告人であるから、氏名を記載するべきか否かの問題があるが、筆者は分析上必要があると判断しているので氏名を記載している。ただし、当時の新聞には、事件関係者が実名で掲載されたり、仮名で掲載されたり、伏せ字で掲載されたりしており、統一性は見られない。仮名で掲載されている場合は、記事によって名前が違うので、原則としては最初の記事に記載された仮名を使用する。

この問題についての筆者の立場については、拙稿「紹介 伊賀国暴動事件」（『三重法経』104 号、1996 年）の解説を参照されたい。

- 5) 判事堀川信雄「三重県下ニ於ケル人口制限ニ就テ」、名古屋控訴院管内『司法資料』第 23 号、昭和 13 年 9 月、名古屋控訴院発行。同資料は、大林日出雄氏の所蔵にかかるものである。本稿では、三重県史編纂室所蔵のコピーを利用させていただいた。記して感謝したい。

6) 太田素子「序論 共同研究の課題と方法および到達点について」、太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』、刀水書房、1997年、10頁以下。

7) 「全国民事慣例類集」、明治文化研究会編『明治文化全集第十三巻法律編』、日本評論社、1929年、186頁以下。

ちなみに、伊賀地域の民事慣例報告者である山地覚之助は、大庄屋兼名張町年寄を勤めた人物であり、伊賀地域についての知見は確かであると思われる。同人は、明治四年の伊賀国騒動に当たっては監督責任を問われて、処罰されている（拙稿「明治四年伊賀国騒動について」、『地研年報』第四号、1999年）。

8) 恩賜財団母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』、第一法規出版、1975年。

9) 上掲書 159頁以下。

10) 同書 165頁。

11) 同書 165頁。

12) 同書 166頁。

13) 拙稿「三重県伊賀地域における明治前期の人口構造」、『地研年報』第五号、2000年。

14) 高橋梵仙『日本人口史之研究 第一』、日本学術振興会、1971年、237-243頁。

15) 上掲書 279-286頁。

16) 同書 287-289頁。

17) 中貞夫『名張市史』、名張市役所、1974年、658頁以下。

「名張警察署沿革史」については、その内容を明らかにしえないが、各警察署において作成される「沿革史」と同種のものであって、捜査記録を編纂した日誌摘録のような性格のものであるから、一般には公開されていない。中氏も「名張警察署沿革史」の資料的性格については触れていないので、どのような経緯で参閲されたのかは不明である。

18) 堀川前掲書 51-68頁。

19) 前掲『名張市史』、658頁

20) 前掲『日本人口史之研究 第一』、284頁。

21) 堀川前掲書 16頁。

22) 例えば、「川原田児ナル特種ノ称呼アリ、川原田ナル駐在巡査ガ本村ノ悪風ヲ嘆キ極力之ガ防遏矯正ニ努メタルタメ其在勤中ハ比較的死産児少カリシト、此期間ノ生産児ヲ『川原田児』ト呼ブニ至リ」（前掲書『日本人口史之研究 第一』284頁）とあるような事例である。

【調査】

津市民の男女平等意識に関する調査（II）

東福寺 一郎

はじめに

1999 年に男女共同参画社会基本法が制定されてから 2 年半が経過し、男女共同参画に向けて行政の取組みも具体化しつつある。三重県においても 2000 年に男女共同参画推進条例が制定され、また同年に津市において開催された日本女性会議 2000 津は、「そうや！女も男もおんなじ人間やんか」というテーマを掲げ、男女共同参画の必要性を訴えた。

筆者は、こうした社会の動きの中で津市民の男女平等意識がどのように変化していくのかを捉えることを目的に、1999 年 8 月に 20 歳から 70 歳までの市民男女 500 名を対象に意識調査（以下、「前回調査」という）を実施した¹⁾。前回調査の結果の概要を述べると、職場、学校、家庭、地域に分けて男女平等の実現を尋ねた項目では、職場、家庭、地域においては男女平等がまだ実現していないと考える人が過半数であるのに対し、学校については約 7 割が実現しているという回答であった。そして、社会全体では「男性優遇」という回答が 8 割を超えていた。さらに、男女平等であるというための条件としては、「実力による昇給・昇格の実現」「職場での扱いの平等」「家事等の負担の平等」「地域社会等のポストにおける男女比の平等」「管理職との男女比の平等」に多くの回答が集まっていた。しかし一方で、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対しては、「賛成」が約 3 割で「反対」の約 2 割を上まわり、半数の回答者は「夫婦で決めるべきことで、周りがとやかく言うことではない」と考えていた。そして、家事・育児については「男女が協力して行うものである」という回答が過半数であるものの、男性に限定すると過半数が「どちらかといえば女性が中心となる方がよい」と考え、実際男性が希望する家事の多くは「ゴミ出し」「掃除」「買い物」などであり、炊事や育児・介護は女性の役割という意識が認められた。女性の就労については、「子育てが主で、仕事は従」という意識が男女に共通して存在し、パート労働も「家事に支障がない程度に」と考えている。このように、男女平等の重要性は観念としては理解できても、実生活に目を向けるとまだまだ男女という性別による役割分担意識が根強く存在することが確認された。

しかし、固定的性別役割分業觀は、変化への抵抗を示す人々との綱引きの中ではあるが、制度的改革とあいまって少しずつ変化しつつあると考えられる。こうした人々の意識変化を継続的に追うことを行なうことを筆者は試みたいと考えている。

調査の目的

前回調査から 2 年を経て、津市民においても男女共同参画社会にかかる認識が深まり、固

定的な性別役割分業観が変わりつつあるように思われるが、本調査はそのことをデータとして確認することを目的としている。

なお、この調査は三重短期大学法経科第一部行政コース環境心理学ゼミ（32期生）の活動の一環でもあり、ゼミ生との検討を通じて調査票の設計や分析は行われている。従って、調査票については、前回調査との比較を意識していることは当然であるが、学生の意識や関心にあわせて加除修正した項目がある。使用した調査票については付録を参照されたい。

方法及び回収率

調査対象者については、前回調査と同様に、津市住民基本台帳に基づき、20歳から70歳までの市民500名を男女別に無作為抽出した。実施は郵送法による。実施期間は2001年9月1日から9月28日までである。期間内に166名から回答があった。回収率は33.2%であり、前回調査の回収率30.6%をわずかながら上まわった。

結果

(1)職場における男女平等

職場における男女の扱いについて尋ねた結果が表1である。職場における扱いに「性別によって扱いに差があるとは思わない」、すなわち男女平等が実現しているという回答は16.0%である。特に男性では23.9%がそのように考えており、女性の10.5%と10ポイント以上の開きがある。一方で、「男性の方がかなり優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」という回答は66.8%に達し、前回調査で職場において男女平等が実現していると「あまり思わない」「思わない」という回答が67.2%であったことと一致する。しかし、「女性優遇」が9.8%あることを考慮すると、むしろ職場における男女平等は、数値の上では後退していることになる。

表1 職場における男女の扱い (%)

	全体(162)	女性(95)	男性(67)
かなり男性優遇	12.3	14.7	9.0
どちらかと言えば男性優遇	54.5	58.9	47.7
性別による差はない	16.0	10.5	23.9
どちらかと言えば女性優遇	8.6	5.3	13.4
かなり女性優遇	1.2	1.1	1.5
わからない	7.4	9.5	4.5

() 内は回答者数

年齢別²⁾にみると、30代で「男性優遇」という回答が79.4%と多く、他の年代と比べ10ボ

イント以上の開きがある。20代、40代、50代では「性別によって扱いに差があるとは思わない」が2割を超えている。

(2)家庭における男女平等

家庭における男女の扱いについて尋ねた結果が表2である。家庭における扱いに「性別によって扱いに差があるとは思わない」、すなわち男女平等が実現しているという回答は24.7%である。男性では29.4%がそのように考えているが、女性でも21.3%と2割を超えている。しかし一方で、「男性の方がかなり優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」は全体では59.2%であるが、女性の67.0%と男性の48.5%の間に20ポイント以上の開きができる。前回調査では家庭における男女平等が実現していると「思う」「やや思う」という回答が38.1%であり、今回の24.7%とは13.4ポイントの差がある。

表2 家庭における男女の扱い (%)

	全体(162)	女性(94)	男性(68)
かなり男性優遇	11.1	17.0	2.9
どちらかと言えば男性優遇	48.1	50.0	45.6
性別による差はない	24.7	21.3	29.4
どちらかと言えば女性優遇	6.8	5.3	8.8
かなり女性優遇	5.6	4.3	7.4
わからない	3.7	2.1	5.9

() 内は回答者数

年齢別にみると、30代、40代で「男性優遇」という回答が7割近くを占め、他の世代ではこの数値は6割に達していない。

(3)学校における男女平等

学校における男女の扱いについて尋ねた結果が表3である。学校における扱いに「性別によって扱いに差があるとは思わない」、すなわち男女平等が実現しているという回答は71.2%に達した。また、回答者の性別による差異もほとんどない。残る回答を見ると、いずれかの性が「かなり優遇されている」という回答はないが、女性回答者にとっては「男性」、男性回答者にとっては「女性」がそれぞれ「どちらかと言えば優遇されている」と考えているようである。前回調査では学校における男女平等が実現していると「思う」「やや思う」という回答が69.1%であり、今回の71.2%はそれをわずかながら上まわる結果となった。

表3 学校における男女の扱い (%)

	全体(163)	女性(95)	男性(68)
かなり男性優遇	—	—	—
どちらかと言えば男性優遇	8.6	10.5	5.9
性別による差はない	71.2	71.6	70.6
どちらかと言えば女性優遇	9.2	5.3	14.7
かなり女性優遇	—	—	—
わからない	11.0	12.6	8.8

() 内は回答者数

年齢別にみると、50代までの世代では「性別によって扱いに差があるとは思わない」が7割を超えており、60代以上ではちょうど6割であった。

(4) 地域における男女平等

地域における男女の扱いについて尋ねた結果が表4である。地域における扱いに「性別によって扱いに差があるとは思わない」、すなわち男女平等が実現しているという回答は38.1%である。一方、「男性の方がかなり優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」は42.9%であり、特に女性回答者のほぼ半数がそのように捉えている。なお、「わからない」という回答が男女とも1割を超えていることも注目される。前回調査では男女平等が実現されると「思う」「やや思う」という回答が24.8%であり、今回はそれを13.3ポイント上まわる結果となった。

表4 地域における男女の扱い (%)

	全体(163)	女性(95)	男性(68)
かなり男性優遇	6.1	6.3	5.9
どちらかと言えば男性優遇	36.8	43.2	27.9
性別による差はない	38.1	34.7	42.7
どちらかと言えば女性優遇	4.9	2.1	8.8
かなり女性優遇	0.6	—	1.5
わからない	13.5	13.7	13.2

() 内は回答者数

年齢別にみると、「男性優遇」という見方と「性別によって扱いに差があるとは思わない」という見方が拮抗しているように思われる。また、20代、30代では「わからない」という回答が26～28%あり、若い世代と地域の関係の希薄さを示す結果となった。

(5) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

固定的な性別役割分業を象徴的に表現している「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「賛成である」「どちらかと言えば賛成である」を合わせると43.6%になる。特に、男性では58.8%と6割近くが賛成という回答であった。一方、女性では逆に反対という回答が62.0%に達している（表5-a）。なお、年齢別にみると、高齢世代ほど「賛成」意見が多く、50代以上では過半数を占めている。

賛成する理由については、表5-bに示すとおり、「男性、女性でそれぞれ得手不得手が違うから」という回答が男女ともに過半数を占めている。ただ単に「『男は仕事、女は家庭』が当然のことと思うから」という回答は1割に達していない。

一方、反対する理由は、表5-cに示すとおり、「それぞれの夫婦で決めるべきことであるから」という回答が61.2%であり、男性では7割に近くなっている。それに次ぐのが「生物学的な性別だけに基づいて役割を分けるのはおかしいと思うから」の23.9%である。

前回調査では賛否とその理由を分けて尋ねなかつたために、「夫婦で決めるべきことであり、周りがとやかく言うことではない」が50.7%で最も多く、賛否では「賛成」28.6%、「反対」19.4%と「賛成」が多かった。今回は「賛成」「どちらかといえば賛成」が43.6%、「反対」「どちらかといえば反対」が52.7%と前回と賛否が逆転しているが、反対理由としては「夫婦で決めるべきこと」という個々の家庭や夫婦の問題に帰着しようとする態度が、前回調査と同様に明白である。

表5-a 「男は仕事、女は家庭」についての賛否 (%)

	全体(163)	女性(95)	男性(68)
賛成	6.1	5.3	7.4
どちらかと言えば賛成	37.5	27.4	51.4
どちらかと言えば反対	37.4	44.1	27.9
反対	15.3	17.9	11.8
わからない	3.7	5.3	1.5

() 内は回答者数

表5-b 賛成理由 (%)

	全体(71)	女性(31)	男性(40)
生物学的に男女は異なる	23.9	29.0	20.0
それが当然である	8.5	9.7	7.5
男女で得手不得手が違う	52.1	51.6	52.5
今の社会の前提である	11.3	6.5	15.0
その他	4.2	3.2	5.0

() 内は回答者数

表5-c 反対理由

(%)

	全体(85)	女性(59)	男性(26)
生物学的差異で分けるのはおかしい	23.5	25.4	19.2
人権侵害	4.7	3.4	7.7
それぞれの夫婦で決めること	61.2	57.6	69.3
今の社会システムを変える必要	10.6	13.6	3.8
その他	—	—	—

() 内は回答者数

(6) 家事・育児の分担

前回調査では家事・育児は「男女が協力して行うものである」という回答が 56.1%と多かったが、実際には、家庭内での家事・育児が男女でどのように担われているのであろうか。このことを休日と平日に分けて尋ねた結果が表6-a および b である。休日の場合は 48.1%、平日の場合は 66.4%と、いずれにしても「女性（妻など）が中心になっている」が最も多いことに変わりはないが、休日の場合には、「男女（夫と妻など）が協力して行っている」という回答が 37.5%であり、「女性が中心になっている」との差は 10.6 ポイントであるのに対し、平日になるとこの差は 47.1 ポイントと格段に大きくなる。

表6-a 休日の家事分担

(%)

	全体(160)	女性(92)	男性(68)
男女が協力して行う	37.5	34.8	41.2
女性が中心	48.1	54.3	39.7
男性が中心	1.9	1.1	2.9
回答不能（一人暮らし等）	12.5	9.8	16.2

() 内は回答者数

表6-b 平日の家事分担

(%)

	全体(161)	女性(93)	男性(68)
男女が協力して行う	19.3	12.9	27.9
女性が中心	66.4	76.3	53.0
男性が中心	1.9	1.1	2.9
回答不能（一人暮らし等）	12.4	9.7	16.2

() 内は回答者数

年齢別にみると、「男女（夫と妻など）が協力して行っている」が最も多い世代は 60 代以上で、休日では 55.9%、平日では 36.4% に達した。一方、40 代、50 代では「女性が中心になっている」が多く、休日の場合がそれぞれ 54.3%、65.9% であり、平日の場合は 70.6%、82.2% であった。

(7) 男性の家事・育児参加について

男性の家事・育児参加については、全体的には参加すべきと考えているものの、「できれば男性も家事や育児に参加すべきである」という条件つき賛成意見が 54.3% と多い。男性自身も 77.9% が参加すべきであると考えているが、女性の回答率と比べると 10 ポイント近く差があり、逆に「妻が専業主婦であれば、男性（夫）は家事や育児にあまり参加しなくてもよい」において、女性よりも 10 ポイント多い 13.2% となっている。

表 7 男性の家事・育児参加

(%)

	全体(162)	女性(94)	男性(68)
男性も参加すべき	34.0	37.2	29.4
できれば参加すべき	54.3	58.5	48.5
妻が専業主婦であれば参加しなくてもよい	7.4	3.2	13.2
妻が働いていても参加しなくてよい	0.6	—	1.5
その他	3.7	1.1	7.4

() 内は回答者数

年齢別にみると、30 代以下と 40 代以上で大きな開きがある。すなわち、「男性も女性と同様に家事や育児に参加すべきである」という回答は 20 代で 57.1%、30 代で 44.4% であるのに対し、40 代以上では 3 割未満となっている。そして、「妻が専業主婦であれば、男性（夫）は家事や育児にあまり参加しなくてもよい」という回答が現れるのは 40 代以上である。

(8) 女性が職業を持つことについて

男女共同参画社会の主要な柱である女性の就労について尋ねたところ、「職業を持ち、男性と同じように働くのがよい」という回答は 21.6% であり、最も回答が多かったのは「職業を持つのはよいが、家事や育児に支障が出ない程度にすべきである」の 44.4% である。これに「子どもができるまでは働き、後は家事や育児に専念すべきである」4.3%、「結婚するまでは働き、後は家事や育児に専念すべきである」4.3% を合わせると「女性は家事育児が主」という意識がはっきり表れた結果となった。

前回調査では質問項目が異なっているが、「積極的に職業を持ち続ける方がよい」が 34.9%、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つのがよい」が 52.3%であった。今回の結果も、子育て期間も「やめる」必要はないが、しかし、上述したとおり「家事や育児を中心に」という考えが認められる。

表8 女性が職業を持つことについて (%)

	全体(162)	女性(94)	男性(68)
男性同様に働くのがよい	21.6	23.4	19.1
家事育児に支障のない程度	44.4	43.7	45.7
育児が終わったら再就職	17.9	17.0	19.1
子どもができたら家事育児に専念	4.3	2.1	7.4
結婚するまでは働き後は家事育児に専念	4.3	5.3	2.9
女性は働かない方がよい	1.9	1.1	2.9
その他	5.6	7.4	2.9

() 内は回答者数

年齢別にみると、「職業を持ち、男性と同じように働くのがよい」という回答が 50 代のみ 1 割未満で、他の世代では 2 ~ 3 割に達していることが特徴的である。その分、50 代では「職業を持つのはよいが、家事や育児に支障が出ない程度にすべきである」が 6 割を超え、他の世代では 5 割未満であった。

(9)上司の性別

上司として望む性別については、男女ともに「上司としての能力があれば、性別には全くこだわらない」という回答が多いが、男性の場合には「男性の上司がよい」という回答も 38.2% であった。また、女性についても「男性の上司がよい」という回答が 23.4% あり、「女性の上司がよい」という回答はきわめて少なかった。

表9 上司として望む性別 (%)

	全体(162)	女性(94)	男性(68)
男性上司	29.6	23.4	38.2
女性上司	1.2	2.1	—
能力があれば性別は問わない	69.2	74.5	61.8

() 内は回答者数

年齢別にみると、20代、30代および60代以上では「上司としての能力があれば、性別には全くこだわらない」という回答が7割以上であるのに対し、40代では58.8%、50代では62.2%と相対的に低い値となっている。

(10)結婚観

結婚に対する考え方を尋ねたところ、表10に示すとおり、4つの回答に分かれた。全体として最も多いものは「結婚するしないは個人の自由だから、どちらでもよい」の28.1%であり、以下「結婚はした方がよいが、好きな人が現れたらすればよいのであって、無理にすることはない」26.2%、「家庭を持ち、子どもをもうけることは自然なことだから結婚した方がよい」23.2%、「精神的にも社会的にも安定するから結婚した方がよい」20.1%と続く。「個人の自由」という考え方には女性が多く、「結婚は自然なこと」という考え方には男性が多いことが特徴である。

前回調査では「結婚する方がよいが、結婚したい人が現れたらすればよいので、無理に結婚する必要はない」41.6%と「結婚するしないは個人の自由だからどちらでもよい」32.9%の2つに回答が集まっていた。それに対し、今回は「結婚は自然なこと」や「精神的・社会的安定のため」という回答が増える結果となっている。

表10 結婚に対する考え方 (%)

	全体(164)	女性(96)	男性(68)
結婚は自然なこと	23.2	19.8	27.9
精神的・社会的安定のため	20.1	19.8	20.6
老後のため	1.8	2.1	1.5
好きな人が現れたらでよい	26.2	28.1	23.5
個人の自由	28.1	30.2	25.0
結婚しない方がよい	—	—	—
その他	0.6	—	1.5

() 内は回答者数

年齢別にみると、40代以下と50代以上ではっきりとした違いが現れている。すなわち、「家庭を持ち、子どもをもうけることは自然なことだから結婚した方がよい」や「精神的にも社会的にも安定するから結婚した方がよい」という回答は50代以上では6割を超えており、40代では3割台、30代では2割台、20代では1割台と若い世代ほど減り、「結婚はした方がよいが、好きな人が現れたらすればよいのであって、無理にすることはない」や「結婚するしないは個人の自由だから、どちらでもよい」が増えている。

(11)夫婦の姓

夫婦別姓は近年注目的になっているが、これについて「結婚しても、同姓にする必要はない」という回答は 11.0%に過ぎず、特に男性では 17.6%が「同姓にする必要ない」と答えている。最も多いものは「夫、妻のいずれにするかは当人同士の話し合いによるが、同姓にするのがよい」であり、55.5%に達している。特に女性の 6 割がこの立場に立っている。

表 11 夫婦の姓

(%)

	全体(164)	女性(96)	男性(68)
夫の姓に合わせる	28.0	25.0	32.4
妻の姓に合わせる	0.6	—	1.5
当人同士の話し合いによる同姓	55.5	61.4	47.0
同姓にする必要ない	11.0	6.3	17.6
その他	4.9	7.3	1.5

() 内は回答者数

年齢別にみると、「夫の姓に合わせるのがよい」は 60 代以上でちょうど 5 割であり、他の世代ではいずれも「夫、妻のいずれにするかは当人同士の話し合いによるが、同姓にするのがよい」が 5 割またはそれ以上である。

(12)パートナーに対する暴力的行為等

夫婦間あるいは恋人同士などのパートナーに対して行われる身体的ないし精神的暴力や制約の体験の有無について尋ね、こうした行為を「した」あるいは「された」ことがあるという回答率を示したものが表 12 である。ただし、すべてにおいて男性が行為者で女性が被行為者であると限定されない点に留意する必要がある。

「相手の心を傷つけるようなことを言う」という言語的暴力が 37.0%と最も多く、「外出先を尋ね、行き先や帰宅時間を制限する」12.8%と「身体に対して暴力をふるう」10.3%が 1 割を超えていた。

年齢別にみると、「身体に対して暴力をふるう」で「はい」という回答があったのは 40 代以上に限定されるが、「相手の心を傷つけるようなことを言う」はすべての年代において 3 割を超え、特に 40 代では 51.7%と過半数を占める。

なお、「対象となるパートナーがない」という回答は 9.9%（女性 7.8%、男性 12.9%）、「この項目については回答しない」という回答は 1.3%（女性 2.2%、男性 0%）である。

表 12 パートナーに対する暴力的行為（「はい」という回答）（%）

	全 体	女 性	男 性
身体的暴力	10.3 (146)	8.0 (87)	13.6 (59)
言語的暴力	37.0 (146)	36.8 (87)	37.3 (59)
無理やり性行為	4.8 (146)	6.9 (87)	1.7 (59)
持ち物の破損	6.2 (146)	9.2 (87)	1.7 (59)
電話相手の詮索	6.8 (146)	6.9 (87)	6.8 (59)
外出先の詮索や帰宅時間の制限	12.8 (133)	11.4 (79)	14.8 (54)

() 内は回答者の全体数

(13)男女平等であるための条件

男女平等であるためにはどのような条件が整うことを必要であると考えられているのであるか。様々な条件が考えられるが、ここでは前回の調査との継続性を考慮し、以下の9項目について、その必要度を4件法で尋ねた。結果は表13-a～iに示すとおりである。

まず、「賃金や昇給・昇格が性別ではなく、実力によって決まる」については、「絶対に必要」「できれば必要」を合わせると、必要とする回答が96.6%に及ぶ。回答における男女差も小さく、この条件が男女平等のために重要であると考えられていることがわかる（表13-a）。

年齢別にみると、30代以下では「絶対必要」が6割以上を占めるのに対し、40代以上では5割未満で、50代以上では3割前後になる。

表13-a 賃金・昇格等の平等 (%)

	全 体(150)	女 性(87)	男 性(63)
絶対必要	46.0	46.0	46.0
できれば必要	50.6	51.7	49.2
あまり必要でない	2.7	2.3	3.2
必要でない	0.7	—	1.6

() 内は回答者の全体数

「家事・育児・介護にかける時間が男女で等しくなる」については、必要という回答が77.6%

と比較的多いが、男性では 71.4%と女性の 82.0%に比べ少なく、「絶対に必要」に限定すると、その差はさらに大きくなる（表 13－b）。

年齢別にみると、「絶対必要」「できれば必要」を合わせた数値には大きな開きはないものの、「絶対必要」に限定すると、50 代のみ 2.5%であり、他の世代との間に大きな差がある。

表 13－b 家事等の時間の平等 (%)

	全体(152)	女性(89)	男性(63)
絶対必要	15.1	20.2	7.9
できれば必要	62.5	61.8	63.5
あまり必要でない	20.4	16.9	25.4
必要でない	2.0	1.1	3.2

() 内は回答者の全体数

「管理職や議員などの男女比が等しくなる」については、必要とする回答が 59.8%であるが、一方で、男女ともに「あまり必要でない」という回答が 3 割を超えていていることも注目される（表 13－c）。

年齢別にみると、60 代以上で「あまり必要でない」「必要でない」を合わせた数値が 5 割を超えている。

表 13－c 管理職等の男女比の平等 (%)

	全体(152)	女性(89)	男性(63)
絶対必要	15.1	18.0	11.1
できれば必要	44.7	46.1	42.9
あまり必要でない	33.6	30.3	38.1
必要でない	6.6	5.6	7.9

() 内は回答者の全体数

「女性を商品化した CM や風俗営業、ミスコンテストがなくなる」については、「あまり必要でない」「必要でない」を合わせた、必要でないとする回答が男女ともに 5 割を超えており、男女平等実現のための重要な条件とは認識されていない（表 13－d）。

年齢別にみると、50 代で「絶対必要」「できれば必要」を合わせた数値が 7 割であるのに対し、他の世代では 4 割未満である。20 代では「必要でない」が 28.6%と他の世代よりも 10 ポイント以上多くなっている。

表 13-d CM等における女性の商品化廃止 (%)

	全体(150)	女性(87)	男性(63)
絶対必要	10.7	13.8	6.3
できれば必要	35.3	34.5	36.5
あまり必要でない	45.3	43.7	47.7
必要でない	8.7	8.0	9.5

() 内は回答者の全体数

「ご主人」「奥さん」という言い方がなくなる」については、この表現を日頃使い慣れているためか、それをなくす必要はないと考える人が多い。特に、女性において7割以上が必要でないと回答し、男性の61.3%を約10ポイント上まわる結果となった（表13-e）。

年齢別にみると、60代以上で「絶対必要」「できれば必要」を合わせた数値が5割に達しているが、若い世代ほどその数値は小さくなり、30代以下では2割前後にとどまっている。

表 13-e 「ご主人、奥さん」と言わない (%)

	全体(150)	女性(88)	男性(62)
絶対必要	10.7	9.1	12.9
できれば必要	22.0	19.3	25.8
あまり必要でない	53.3	59.1	45.2
必要でない	14.0	12.5	16.1

() 内は回答者の全体数

「婚約時の結納がなくなる」については、「絶対必要」「できれば必要」を合わせると39.6%であり、裏返すと必要でないと考える人が約6割いることがわかる。さらに、必要でないという回答は女性の方が多い（表13-f）。

年齢別にみると、それほど大きな違いはないが、20代で「必要でない」が28.6%あり、他の世代よりも10ポイント以上多い。

表 13-f 婚約時の結納廃止 (%)

	全体(149)	女性(87)	男性(62)
絶対必要	12.8	10.3	16.1
できれば必要	26.8	28.7	24.2
あまり必要でない	47.0	46.1	48.4
必要でない	13.4	14.9	11.3

() 内は回答者の全体数

夫婦別姓については近年社会的な関心を集めているところであるが、男女平等の実現のための条件として「夫婦別姓が認められる」が「絶対必要」と考える人は 6.6%にとどまっている。「できれば必要」を含めても 34.4%であり、6割以上の人が必要でないと回答している（表 13-g）。

年齢別にみると、「絶対必要」「できれば必要」を合わせた数値が 30 代以下では 4割を超えるが、40 代以上では 3 割前後にとどまっている。

表 13-g 夫婦別姓の承認

	全体(151)	女性(88)	男性(63)	(%)
絶対必要	6.6	3.4	11.1	
できれば必要	27.8	33.0	20.6	
あまり必要でない	45.7	43.1	49.3	
必要でない	19.9	20.5	19.0	

() 内は回答者の全体数

一般的に「男は青系、女は赤系」という色による区別が行われている。最も端的に現れているのが、変化の兆しがわずかながら見られるものの、黒と赤に分けられた小学生のランドセルの色である。今回の調査において、「男の子には青系の色、女の子には赤系の色という区別がなくなる」ことが必要であると考える人は全体で 38.5%であり、その傾向は女性回答者に強く表れている（表 13-h）。

年齢別にみると、60 代以上では「絶対必要」「できれば必要」を合わせた数値が 24.1%にとどまり、他の世代と大きな開きがある。

表 13-h 色による性の区別廃止

	全体(151)	女性(88)	男性(63)	(%)
絶対必要	11.3	12.5	9.5	
できれば必要	27.2	29.5	23.8	
あまり必要でない	43.0	42.1	44.5	
必要でない	18.5	15.9	22.2	

() 内は回答者の全体数

言葉遣いについては、かつてに比べると男女の差はなくなってきたはいるが、それでも、例えば女性が少々荒っぽい口調で話したとき、同じことを男性が言っても何ともないのに、顔をしかめる人がいる。このような言葉遣いにおける男女差に対し、「言葉づかいに男女の違いがなくなる」ことが必要であると考える人は 39.1%と約 4 割おり、色の区別とは逆に男性にその

傾向が強く表れている（表13-i）。

年齢別にみると、「絶対必要」「できれば必要」を合わせた数値が30代以下では3割に達せず、特に20代では2割未満であるのに対し、40代以上ではいずれも4割を超えている。

表13-i 言葉遣いの男女差解消

(%)

	全体(151)	女性(88)	男性(63)
絶対必要	8.6	8.0	9.5
できれば必要	30.5	27.3	34.9
あまり必要でない	32.4	34.0	30.2
必要でない	28.5	30.7	25.4

()内は回答者の全体数

(14)用語の認知度

男女平等あるいは男女共同参画にかかわる用語についての認知度を尋ねた結果が表14である。最も認知度が高かったものは「セクハラ」で、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると97.4%に達し、「知らない」という回答はなかった。次に認知度が高いものは「男女共同参画」であり、53.6%と半数以上の人が知っていると回答している。一方、「ジェンダー」「ポジティブアクション」「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」「クオータ制」などの用語はまだあまり知られていないことがわかる。

年齢別に、それぞれの用語を「よく知っている」とする回答をみると、「男女共同参画」については、40代以上では2割を超えるのにたいし、30代以下では1割未満である。「DV」については、60代以上の回答率が他の世代よりも低い。「セクハラ」については、他の世代が7割を超えており、30代では47.1%であった。「日本女性会議」については、60代以上で3割に達しているが、40代以下では1割に満たない。「ジェンダー」については、20代が21.4%であるのに対し、30代以上では5%にも満たない。「ポジティブアクション」については、まだあまり知られていないが、50代以上では「ある程度知っている」「聞いたことはある」への回答が4割を超えており、「リプロダクティブヘルス／ライツ」および「クオータ制」については、年代別の差はあまりなく、まだほとんど知られていない。

(15)回答者の属性

最後に回答者の属性について述べる。まず、男女の比率は女性58.4%、男性41.6%である。前回調査が女性62.1%、男性37.9%であったことに比べると、構成比のバランスは良くなっている。

回答者の年齢構成は20代が少ないが、それ以上の年代については概ね同じような比率になっている（表15-a）。前回調査に比べ、20代が6ポイント減少しているが、全体の構成比

表 14 用語の認知度

(%)

		全 体	女 性	男 性
男女共同参画	よく知っている	19.9	18.2	22.2
	ある程度知っている	33.7	27.3	42.8
	聞いたことはある	25.2	30.6	17.5
	知らない	21.2	23.9	17.5
D V	よく知っている	18.0	14.9	22.2
	ある程度知っている	28.0	27.6	28.6
	聞いたことはある	16.0	17.2	14.3
	知らない	38.0	40.3	34.9
セクハラ	よく知っている	68.5	68.5	68.3
	ある程度知っている	28.9	27.0	31.7
	聞いたことはある	2.6	4.5	—
	知らない	—	—	—
日本女性会議	よく知っている	11.8	12.4	11.1
	ある程度知っている	30.3	22.5	41.2
	聞いたことはある	34.2	37.0	30.2
	知らない	23.7	28.1	17.5
ジェンダー	よく知っている	4.6	3.4	6.3
	ある程度知っている	9.9	10.2	9.5
	聞いたことはある	19.2	19.3	19.0
	知らない	66.3	67.1	65.2
ポジティブ アクション	よく知っている	2.6	2.2	3.2
	ある程度知っている	13.2	9.0	19.0
	聞いたことはある	27.0	29.2	23.8
	知らない	57.2	59.6	54.0
リプロダクティブ ヘルス／ライツ	よく知っている	1.3	—	3.2
	ある程度知っている	3.9	2.2	6.3
	聞いたことはある	9.9	7.9	12.7
	知らない	84.9	89.9	77.8
クオータ制	よく知っている	2.0	1.1	3.2
	ある程度知っている	7.9	7.9	7.9
	聞いたことはある	12.5	10.1	15.9
	知らない	77.6	80.9	73.0

に大きな変化はない。

表 15-a 年 齢 (%)

	全体(166)	女性(97)	男性(69)
20代	8.4	9.3	7.2
30代	21.7	25.8	15.9
40代	21.1	16.5	27.5
50代	27.7	26.8	29.0
60代以上	21.1	21.6	20.3

() 内は回答者の全体数

回答者の未婚・既婚の別については、「既婚（配偶者あり）」が男女とも8割を超えており、「未婚」13.3%がそれに次ぐ（表 15-b）。この結果は、前回調査とほぼ一致している。

表 15-b 未婚・既婚の別 (%)

	全体(166)	女性(97)	男性(69)
未婚	13.3	11.3	15.9
既婚（配偶者あり）	82.5	83.5	81.2
既婚（離別・死別）	4.2	5.2	2.9

() 内は回答者数

職業については、男性では「常勤の勤め人」が7割弱を占めているのに対し、女性では「パート・アルバイト」「専業主婦」「常勤の勤め人」に分かれた（表 15-c）。この項目は前回調査ではさらに細かく尋ねているため、直接の比較はできないが、あまり大きな違いはないようと思われる。

表 15-c 職 業 (%)

	全体(166)	女性(97)	男性(69)
常勤の勤め人	41.6	22.7	68.1
自営業	12.7	8.2	18.8
パート・アルバイト	19.9	32.0	2.9
学生	1.8	2.1	1.4
専業主婦（主夫）	16.9	28.9	—
無職	6.0	4.1	8.7
その他	1.2	2.1	—

() 内は回答者数

最後に、家族構成については、「夫婦と子ども」が 48.5%と最も多く、「夫婦のみ」の 23.0%がそれに次ぐ（表 15-d）。この結果も、前回調査と類似した傾向を示している。

表 15-d 家族構成 (%)

	全体(165)	女性(96)	男性(69)
自分のみ	7.9	6.3	10.1
夫婦のみ	23.0	21.9	24.6
夫婦と子ども	48.5	49.0	47.8
母子または父子家庭	6.1	5.2	7.2
3 世代以上の家族	12.1	14.6	8.7
その他	2.4	3.1	1.4

() 内は回答者数

まとめ

まず、職場、家庭、学校、地域における男女の扱いについては、尋ね方の相違に留意する必要はあるものの、前回調査と比べ、職場と家庭においては男女平等であるという回答が減少し、学校と地域においては逆に増大している。ただし、回答が減少していることがすぐに男女平等と逆行していると結論するのは早計である。なぜなら、以前は男女平等であると思っていた事象が、男女平等あるいは男女共同参画の意識が高まることによって、実はそうではなかったと気づいてきたという可能性があるためである。この点を検討するためには、さらなる調査を必要とする。

次に固定的性別役割分業に対する考え方については、若干の進展はみられるものの、依然として「男性は仕事が主で、女性は家事・育児が主である」という意識が根強い。また、建て前としては理解していても、現実生活の中ではそれが実行されずに、女性が家事・育児の担い手であることが確認される結果となった。特に、いわゆる働き盛りと考えられる 30 代から 50 代にかけてその傾向が認められる。

結婚をめぐる問題については、若齢世代と高齢世代とで結婚観に大きな差があることがわかった。すなわち、高齢世代では「結婚すべき」というスタンスであるのに対し、若齢世代では「個人の問題」とする傾向が明らかである。しかし、結婚後の姓をめぐっては若齢世代でも「同姓」志向が認められ、論議を呼んでいる「夫婦別姓」を支持する回答は少なかった。

最後に、男女平等であるための条件としては、賃金や昇給・昇格の平等化、家事・育児・介護にかける時間の平等化、管理職や議員などの男女比の平等化については必要とされるが、「ご主人、奥さん」という呼び方、婚約時の結納、夫婦の姓など生活の中で慣習化しているものに対しては寛容な回答が多かった。しかし、こうした慣習化されたものこそが、人々の意識を支えていることに気づく必要があると考える。

注

1) 東福寺一郎 2000 津市民の男女平等意識に関する調査 地研年報第5号 87-106

2) 年齢別データについては、各層ごとのサンプル数が多くないために、表としては示さず、特徴的な傾向のみを文中に記載した。

＜付録：調査票＞

1. 一般的に見て、職場における男女の扱いに差があると思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

- ① 男性の方がかなり優遇されている
- ② どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ③ 性別によって扱いに差があるとは思わない
- ④ どちらかと言えば女性の方が優遇されている
- ⑤ 女性の方がかなり優遇されている
- ⑥ わからない

2. 一般的に見て、家庭における男女の扱いに差があると思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

- ① 男性の方がかなり優遇されている
- ② どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ③ 性別によって扱いに差があるとは思わない
- ④ どちらかと言えば女性の方が優遇されている
- ⑤ 女性の方がかなり優遇されている
- ⑥ わからない

3. 一般的に見て、学校における男女の扱いに差があると思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

- ① 男性の方がかなり優遇されている
- ② どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ③ 性別によって扱いに差があるとは思わない
- ④ どちらかと言えば女性の方が優遇されている
- ⑤ 女性の方がかなり優遇されている
- ⑥ わからない

4. 一般的に見て、地域における男女の扱いに差があると思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

- ① 男性の方がかなり優遇されている
- ② どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ③ 性別によって扱いに差があるとは思わない

④ どちらかと言えば女性の方が優遇されている

⑤ 女性の方がかなり優遇されている

⑥ わからない

5. 「男は仕事、女は家庭」という言葉がありますが、それに対するあなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 賛成である

② どちらかと言えば賛成である

③ どちらかと言えば反対である

④ 反対である

⑤ わからない

5-1. 上で①、②に回答した方にお尋ねします。賛成される理由は次のいずれですか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 生物学的に見て、構造面でも機能面でも男女は異なっているから

② 「男は仕事、女は家庭」が当然のことと思うから

③ 男性、女性でそれぞれ得手不得手が違うから

④ 今の社会が「男は仕事、女は家庭」を前提にしているから

⑤ その他

5-2. 上で③、④に回答した方にお尋ねします。反対される理由は次のいずれですか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 生物学的な性別だけに基づいて役割を分けるのはおかしいと思うから

② 人権を侵害するものであるから

③ それぞれの夫婦で決めるべきことであるから

④ 今の社会システムを変えていく必要があるから

⑤ その他

6. あなたのご家庭では家事や育児を男女（夫と妻など）どちらが主に担っていますか。休日と平日に分けて、それぞれ1つだけ選んでください。

<休日の場合>

① 男女（夫と妻など）が協力して行っている

② 女性（妻など）が中心になっている

③ 男性（夫など）が中心になっている

④ 1人暮らしあるいは同性のみの家庭なので回答できない

<平日の場合>

① 男女（夫と妻など）が協力して行っている

② 女性（妻など）が中心になっている

③ 男性（夫など）が中心になっている

④ 1人暮らしあるいは同性のみの家庭なので回答できない

7. 男性が家事や育児をすることについて、あなたはどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 男性も女性と同様に家事や育児に参加すべきである

② できれば男性も家事や育児に参加すべきである

③ 妻が専業主婦であれば、男性（夫）は家事や育児にあまり参加しなくてもよい

④ 妻が働いている場合でも、男性（夫）は家事や育児にあまり参加しなくてもよい

⑤ その他

8. 女性が職業を持つことについて、あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 職業を持ち、男性と同じように働くのがよい

② 職業を持つのはよいが、家事や育児に支障のない程度にすべきである

③ 子どもができるまでは働き、育児が一段落したら再就職したらよい

④ 子どもができるまでは働き、後は家事や育児に専念すべきである

⑤ 結婚するまでは働き、後は家事や育児に専念すべきである

⑥ 女性はできれば働かない方がよい

⑦ その他

9. あなたが将来就職したとき、上司として男性、女性のどちらを望みますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 男性の上司がよい

② 女性の上司がよい

③ 上司としての能力があれば、性別には全くこだわらない

10. あなたは結婚についてどのようにお考えですか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 家庭を持ち、子どもをもうけることは自然なことだから結婚した方がよい

② 精神的にも社会的にも安定するから結婚した方がよい

③ 老後を1人で過ごすのは寂しいから、結婚した方がよい

④ 結婚はした方がよいが、好きな人が現れたらすればよいのであって、無理にすることはない

⑤ 結婚するしないは個人の自由だから、どちらでもよい

⑥ 結婚は自由を束縛するから、結婚しない方がよい

⑦ その他

11. 結婚した場合、現在は夫の姓に合わせるケースがほとんどですが、これに対するあなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 夫の姓に合わせるのがよい

② 妻の姓に合わせるのがよい

③ 夫、妻のいずれにするかは当人同士の話し合いによるが、同姓にするのがよい

④ 結婚しても、同姓にする必要はない

⑤ その他

12. あなたのパートナー（夫と妻、恋人）に次のような行為をしたり、あるいはされたことがありますか。各項目について「はい」または「いいえ」に○をつけてください。なお、この項目に回答したくない方はg)、対象となるパートナーがいない方はh)へ○をつけてください。

a) 身体に対して暴力をふるう はい・いいえ

b) 相手の心を傷つけるようなことを言う はい・いいえ

c) 無理やり性的な行為をする はい・いいえ

d) 相手の大切なものを壊す、捨てる はい・いいえ

e) 電話の相手についてしつこく尋ねる はい・いいえ

f) 外出先を尋ね、行き先や帰宅時間を制限する はい・いいえ

g) この項目については回答をしない

h) 対象となるパートナーがいない

13. 男女平等であるというために、次のような事柄はどの程度必要だと思いますか。各項目についてあなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

a) 賃金や昇給・昇格が性別ではなく、実力によって決まる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

b) 家事・育児・介護にかける時間が男女で等しくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

c) 管理職や議員などの男女比が等しくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

d) 女性を商品化したCMや風俗営業、ミスコンテストがなくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

e) 「ご主人」「奥さん」という言い方がなくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

f) 婚約時の結納がなくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

g) 夫婦別姓が認められる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

h) 男の子には青系の色、女の子には赤系の色という区別がなくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

i) 言葉遣いに男女の違いがなくなる

①絶対に必要 ②できれば必要 ③あまり必要でない ④必要でない

14. あなたは次にあげる用語についてどの程度ご存知でしたか。各項目についてあてはまるものを1つだけ選んでください。

a) 男女共同参画

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

b) DV

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

c) セクハラ

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

d) 日本女性会議

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

e) ジェンダー

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

f) ポジティブアクション（積極的改善措置）

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

g) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

h) クオータ制

①よく知っている ②ある程度知っている ③聞いたことはある ④知らない

最後にあなたご自身についてお尋ねします。

1. あなたの性別はどちらですか。

①女性 ②男性

2. あなたの年齢（平成13年9月1日現在の満年齢）は次のどれですか。

①20代 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代以上

3. あなたは結婚していますか。

①未婚 ②既婚（配偶者あり） ③既婚（離別・死別）

4. あなたは次のどれに当てはまりますか。

①常勤の勤め人 ②自営業 ③パート・アルバイト ④学生
⑤専業主婦（主夫） ⑥無職 ⑦その他

5. あなたの家族構成は次のどれに当てはまりますか。

①自分のみ（ひとり暮らし） ②夫婦のみ ③夫婦と子ども
④母子または父子家庭 ⑤3世代以上の家族 ⑧その他

訃報

三重短期大学地域問題総合調査研究室の今年度研究員であり、室長を務められ（1988年6月－89年7月）、長年にわたり、研究室の活動に貢献された岩瀬充自氏は、2002年1月7日、ご逝去されました。

享年54歳。

謹んで哀悼の意を表します。

〔編集委員会〕

2001年度地域問題総合調査研究室スタッフ

室長	尾崎 正利（本学法経科教授）
事務局長	東福寺一郎（本学法経科教授・運営委員）
運営委員	水谷 勇（本学生活科学科教授・会計担当）
運営委員	南 有哲（本学法経科助教授・地研通信編集担当）
研究員	茂木 陽一（本学法経科教授、地研年報編集担当）
研究員	岡本 祐次（本学法経科教授）
研究員	森岡 洋（本学法経科教授）
研究員	岩瀬 充自（本学法経科教授）
研究員	疋田 敬志（本学法経科教授）
研究員	岩田 俊二（本学生活科学科助教授）
研究員	冬木 春子（本学生活科学科講師・図書担当・本年度奨励研究員）
研究員	丹羽 啓子（本学生活科学科講師）
研究員	秋永 紀子（本学生活科学科講師）
事務局助手	松本 環

編集後記

一昨年は卒業式の夜、昨年は法経科第二部入試の前日、今年は、第二部入試の当日に、この編集後記を書いています。当地では、桜の便りもまだまだですが、それに合わせたわけでもないのに、年々編集完了が遅くなるのはどうしたわけでしょう。

今年度の年報には、二名の新研究員を迎えることができました。秋永研究員は栄養学や食文化の研究の第一人者です。今回の栄養状態の分析を踏まえて、今後若者の食文化についての提言が期待されます。丹羽研究員は、高齢者福祉の問題を研究しています。ともすれば要介護認定者に視線が注がれる高齢者福祉の問題の枠組みを広げていく試みの第一歩を寄せてくれました。冬木研究員は保育行政の問題から乳幼児を持つ親の「仕事と子育ての両立」の問題へと領域を広げています。岩田研究員と中井氏は、昨年の津市中心市街地活性化方策の研究の続編を提供してくれました。尾崎室長は、これまでの日系人の就労問題について重要な役割を果たしている構内請負業者の問題を取り上げてその実態に迫る研究を行っています。東福寺研究員は、99年の調査で検討した津市民の男女平等意識が、2000年に開催された日本女性会議2000津を経て、どのように変化したのかを追跡しています。編集子は、一昨年の明治前期の伊賀地方の人口動態の研究に接続するテーマとして、伊賀地域におけるマビキ慣行と出生率変動の関連を分析し始めました。新人の二人をのぞけば、いずれも一昨年、昨年からの研究の発展という形になっています。昨今の厳しい大学情勢の中にあって、今後も息の長い研究が続けられることを願っています。

最後に、地研設立以来のメンバーとして本研究室の発展に奮闘してこられた岩瀬研究員が、本誌訃報にもあるとおり、本年一月急逝されました。あまりにも若すぎる死に研究員一同呆然としていますが、心よりのご冥福をお祈り申し上げます。 (M)

執筆者紹介（掲載順）

秋永 紀子	本学生活科学科講師
岩田 俊二	本学生活科学科助教授
中井加代子	本学生活科学科助手
尾崎 正利	本学法経科教授
丹羽 啓子	本学生活科学科講師
冬木 春子	本学生活科学科助教授
茂木 陽一	本学法経科教授
藤川 真衣	法経科第一部32期生
東福寺一郎	本学法経科教授

地研年報 第7号

2002年3月31日発行

編集兼発行者 三重短期大学地域問題総合調査研究室長
尾崎正利
発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
TEL 059-232-2341
印刷所 合資会社 黒川印刷
〒514-0008 三重県津市上浜町二丁目11
TEL 059-226-4877

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

No.7 2002

[ARTICLES]

- On the Health and Nutritional Status of Female College Students in Mie Prefecture *Noriko AKINAGA* (1)
- A Study on The Plan of Revitalization of Daimon Tatemachi Shopping Street
Viewd from Shopkeepers in Tsu City
—*A Study on The Revitalization of City Center in The Regional Hub City*— *Shunji IWATA & Kayoko NAKAI* (13)
- Sub-contracting Enterprises at Manufacturing Plants and Employment Problems
—*Their Strucrure and Function in Contemporary Japanese Labour Markets*— *Masatoshi OZAKI* (51)
- A Consideration about the Trend concerning the Aged People Welfare Policy *Keiko NIWA* (69)
- Work and Child-Care among Parents with Pre-School Children in Hokusei
and Nanshi Region *Haruko HUYUKI* (79)

[NOTE]

- On the Practice of Abortion at Iga 1894-1936 *Youichi MOGI & Mai FUJIKAWA* (97)

[RESEARCH]

- An Investigation of the Civil Consciousness for Gender Equality in Tsu City II *Ichiro TOFUKUJI* (119)

Edited and Published by

The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES

Tsu City College

Tsu, Mie, Japan